328.T
SE22

0017704000

0017704-000

328.19－Se22ウ

ナチス戦時経済法の展開

世界経済調査会

昭和17

ACI

328.19
SE22

ナチスの戰時經濟法の展開

世界經濟調査會編著

941
29

はしがき

舊秩序打破のために邁進する獨逸現政府のとつた廣汎精緻なる法的措置の體系が、所謂統制法の範たることは既に知らるる通りである。當調査會は之が重要性に鑑み、特に今次の戰時經濟法令に重點を置いてその紹介に努めてより年餘を閲するが、こゝにその一端を公刊して江湖の參考に供する次第である。大方の御教示を得ば幸甚である。なほ本書の編纂は本會獨逸經濟研究部の擔當にかゝるものである。

昭和十七年七月

世界經濟調査會

本書の構成

本書は今次大戰勃以後のナチス戰時經濟法中、一九三九年九月四日附戰時經濟令を中心として、國民生活に關係ある戰時經濟法令を輯錄した。しかし、ナチス體制の理解が、之をナチス前の體制と對比することによつて、一層明瞭にされるものであるやうに、現下の戰時經濟法も、從前のナチス法及びナチス前の經濟法との比較によつて、益々その特色が明瞭にせられるであらう。

それ故、本書に於ては、今次大戰前のナチス經濟法、並びにナチス前の經濟法についても比較のため必要な限り簡單に關說することとした。

他方、經濟法が經濟生活の法的規制であるといふ意味に於ては、獨逸經濟の發展並びにそのナチス體制への轉換の必然性も亦、記述せられなくてはならぬ。從つて、この點に就いても若干留意した積りである。

但し、ナチス及びナチス前の經濟法の概觀、並びにそれを必至ならしめた獨逸經濟の變貌につ

目次

第一篇　ナチス經濟法成立までの經緯……一
　序　說……一
　第一章　ナチス國家組織法及び經濟行政組織法……七
　第二章　工業法……二四
　第三章　農業法……三三
　第四章　價格法……四三
　第五章　貨幣及び金融法……五三
　第六章　財政及び租稅法……六三
　第七章　爲替管理法……九三
　第八章　勞働法……一〇三
第二篇　ナチス戰時經濟法……一二七
　第一章　戰時經濟法及び關係法令概觀……一二九

本書の構成

いては、我國にも既に貴重な研究が多々發表されてゐる關係上、本書では、本書の理解に必要な限り、簡單な說明を加へたに止まつてゐる。

從つて本書の構成を左の如くする。

本書一篇は、ナチス經濟法成立迄の獨逸經濟法について概說し（但し商業法は後輯）、第三篇について今次大戰下の戰時經濟法を國民生活關係法令を中心に譯出した。第二篇は第三篇法令集の解說をなし、戰時に入つてからの變貌に重點を置いて第一篇との關聯に於て說明せるものである。第三篇附錄の獨逸占領地通貨工作法令は、大東亞戰下の我國にも參考となるものと考へ、特に添附したものである。

附　記

所謂獨逸戰時經濟法（Deutsches Kriegswirtschaftsrecht）は、獨逸が今次大戰を開始した一九三八年八月以降今日迄の廣汎な法令を指稱するわけである。從つて本書第一篇には特に其れについて解說を施した。然るに一九三九年九月四日には、特に「戰時經濟令」が發布されて、獨逸國民生活の戰時への適合が强力に要請せられるに到つたのである。本輯に於ては、後者戰時經濟令の重要性に鑑み、とりあへず此が關係法令に重點を置いて集揭したのである。然し乍ら經濟法の一般的部分として經濟行政令についてその概貌を知ることが、戰時經濟令に定むる各措置を知る上に必須となる。從つて本輯では經濟行政令その他の一般法令と戰時經濟令關係法令とを揭げた。各產業部門に於ける立法は後輯に取纏める積りである。前者一般的經濟行政組織法の解說は、筱遠の關係上第一篇第一章に於て、後者戰時經濟令以下は第二篇各章に於て、之をなした。

× ×

×

第二章　勞働法及び關係法令概觀……一四九
第三章　物資徵用法及び關係法令概觀……一七一
第四章　生活必需品關係法令概觀……一七七
第五章　廢品回收關係法令概觀……一八三
第三篇　戰時經濟法令集……一八九
(一)　經濟行政令その他一般法令……一九一
一、經濟行政令……一九一
二、經濟行政令施行令（第一次施行令）……一九八
三、經濟行政令施行令（第二次施行令）……二〇三
四、行政簡易化ニ關スル總統布告……二〇四
五、電力供給確保令……二〇七
六、ガス供給確保令……二一一
七、經濟共助令……二一四
(二)　戰時經濟令及び關係法令……二一〇
一、戰時經濟令……二一〇
二、所得稅戰時附加稅ニ關スル第一次施行細則……二三八
三、戰時經濟令第三章（戰時賃銀）第一次施行規程……二三一
四、戰時經濟令第三章（戰時賃銀）第二次施行規程……二三三
五、戰時經濟令第三章補充令……二三三
六、勞働配置及失業扶助ニ關スル規定改正令……二三四
七、勞働法關係規定改正及補充令……二三五
八、戰時經濟令第四章施行令……二三八
九、ビール、烟草及三輪酒小賣價格ニ對スル戰時附加稅第一次施行規程……二四〇
十、財務大臣回章……二四七
十一、火酒品戰時附加稅ニ關スル施行令……二五二
十二、財務大臣回章……二五三
十三、勞働保護ニ關スル命令……二五七
十四、勞働大臣布告……二五九
十五、勞働者移動制限ニ關スル命令……二六八
十六、勞働者移動制限ニ關スル命令第一次施行令訓……二七二
十七、休暇再施行ニ關スル訓令……二七三
十八、失業救濟ニ關スル命令……二七五
十九、失業救濟ニ關スル命令ニ對スル附錄……二七七

二十、物資徴用法改正令……二八〇
二十一、國防目的ノ物ノ物資徴用ニ關スル法律……二八三
二十二、物資徴用法第一次施行令……二〇〇
二十三、生活必需工業製品消費規正ニ關スル命令……三〇四
二十四、紡織製品消費規正ニ關スル命令……三一〇
二十五、料理店及旅館ニ於ケル食品販賣ニ關スル料理店及旅館業集團指導者ノ訓令……三一七
二十六、農產物公的管理ニ關スル命令……三二四
二十七、家庭ニ於ケル故物、廢品回收ニ關スル準則……三三七
二十八、營利的經營ニ於テ生ズル故物及廢品回收ノ爲ノ準則……三四四
二十九、塵芥中ノ故物、廢品回收及利用ニ關スル四箇年計畫施行訓令……三四六
三十、塵芥中ノ故物、廢品回收及利用ニ關スル四箇年計畫ノ受託官訓令施行ノ爲メノ指令……三四七
三十一、故物、廢品タルアルミニユーム及鎔解金屬タルアルミニユームノ價格ニ關スル訓令……三四九
三十二、非鐵金屬回收ニ關スル四箇年計畫施行令……三五〇
三十三、獨逸國民金屬蒐集保護令……三五一

附　獨逸占領地通貨工作法令集……三五三

概　說

一、波蘭占領地ニ於ケル法定支拂手段ニ關スル命令……三五九
二、ライヒ信用金庫ニ關スル命令……三六〇
三、ライヒ信用金庫ノ管理委員會設立ニ關スル告示……三六五
四、舊ポーランド占領地ニ對スルライヒ信用金庫設立ニ關スル告示……三六七
五、舊ポーランド占領地ニ於ケルライヒ信用金庫券發行ニ關スル告示……三六九
六、波蘭發券銀行ニ關スル命令……三七二
七、波蘭總督管區ニ於テ流通シタルポルスキー銀行五〇〇ヅロッテイ券及一〇〇ヅロッテイ券ノ供託ニ關スル命令……三八〇
八、スタンプヲ押捺シタルポスキー銀行一〇〇ヅロッテイ券ノ發行ニ關スル命令……三八三
九、波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令……三八四
十、波蘭總督管區ニ於ケル五〇グロツシエン、二〇グロツシエン及一〇〇グロツシエン貨幣ノ發行ニ關スル命令……三八八
十一、波蘭總督管區ニ於ケルライヒ信用金庫ノ解散ニ關スル告示……三八九
十二、波蘭總督管區ニ於ケル波蘭發券銀行各營業所ノ設置ニ關スル告示……三九〇
十三、波蘭總督管區銀行監督局ニ關スル命令……三九一
十四、波蘭總督管區外國爲替令……三九五
十五、第二次波蘭總督管區外國爲替令……四一三

十六、外國爲替官廳ニ關スル告示……四一六
十七、外國爲替關係違反行爲ニ於ケル刑ノ免除ニ關スル命令……四一七
十八、波蘭總督管區ニ於ケル清算局ノ設置ニ關スル命令……四二〇
十九、波蘭總督府外國爲替部長訓令第一號……四二三
二十、波蘭總督府外國爲替部長訓令第二號……四二五
二十一、波蘭總督府外國爲替部長訓令第三號……四二八
二十二、波蘭總督府外國爲替部長訓令第四號……四三一
二十三、波蘭總督府外國爲替部長訓令第五號……四三四
二十四、波蘭總督府外國爲替部長訓令第六號……四三六
二十五、波蘭總督府外國爲替部長訓令第七號……四四〇
二十六、波蘭總督府外國爲替部長訓令第八號……四四三
二十七、波蘭總督府外國爲替部長訓令第九號……四四四
二十八、ライヒ信用金庫ニ關スル命令……四四五
二十九、ライヒ信用金庫ニ關スル命令改正令……四四八
三　十、ライヒ信用金庫ニ關スル命令改訂告示……四五〇
三十一、占領地ニ於ケルライヒ信用金庫ノ設置及其ノ業務範圍ニ關スル命令……四五三
三十二、オイペン、マルメデイー及モレネー領獨逸國復歸實施ノ爲メノ總統兼宰相布告……四五七
三十三、オイペン、マルメデイー及モレネー地域ニ於ケルライヒスマルク貨ノ流通ニ關スル命令……四五九
三十四、オイペン、マルメデイー及モレネーニ於ケル爲替管理及對外支拂取引ニ關スル立法施行ニ關スル命令……四六三

最近の參考文獻……四六七

譯語集

第一篇　ナチス經濟法成立までの經緯

序　說

近代的統一國家としての獨逸の成立は、一八七一年を以て完成された。然してこの普魯西の宰相ビスマルクの第二帝國からナチス總統ヒットラーの第三帝國迄は、六十年餘の時日でしかない。この、人の一生にも比すべき慌しい期間に、獨逸帝國は何と多彩な變遷を閲したことであらうか。ナチス戰時經濟法に到る迄の獨逸經濟立法を解說する前に、この變轉について觸れてをくことも無意義ではないであらう。

一　ビスマルク時代（一八七一―一八九〇年代迄）

十九世紀初頭の獨逸は、人口の大半を農業者とする農業國であり、工業は漸く問屋制度の下に於ける手工業の段階にあるに過ぎなかつた。多年の戰爭・大陸封鎖令・小邦分裂・資本の貧弱は、獨逸の近代的工業化を阻止してゐた。然し乍ら、伊太利統一の完成、佛蘭西の近代化、大陸封鎖令解除後の英國及び佛蘭西の產業的進出、普佛戰爭による償金流入等は、獨逸をも封建的な諸制限より脫却して近代的國家に發展せしめずには置かなかつた。既に農奴解放令が諸州に於て宣言せられ（一八一二年―二一年）、ギルド手工業の制限は取除かれ（十九世紀初頭以降）、工場制手工業が次第に勃興しつつあつた（特に一八四〇年代）。

かゝる情勢に於ける獨逸帝國の建設政策は、特に次の三つの政策を主流としなければならなかつた。

（イ）**工業保護政策**――工業の成育を就中阻害した小邦分裂を廢棄する獨逸關稅同盟法（一八六九年）の制定。本

法は同じ趣旨に出でた普魯西關稅法（一八一八年）に由來し、獨逸帝國憲法（一八七一年）に編入された。帝國憲法は、市民權の確立、經濟立法（營業、貨幣、銀行、關稅、貿易、商業、交通、遞信、度量衡、特許等）の帝國への集權を規定し、その他のもの（行政、宗教、文化等）は各邦に委任した。

營業の自由を保障する立法の制定。之は、手工業者の保護に重點を置いたギルド工業法（一八四九年普魯西、引續き七〇年代迄獨逸諸邦）の制定、並びに營業自由を宣明した營業條例（一八六九年）に現はれてゐる。

金本位制確立の立法。特に帝國銀行設立に關する法律（一八七五年）。

(ロ) **農業保護政策**——特に農業の發達を促がす法律としては、保護關稅法（一八七九年）が著るしく、その他多數の稅法も同趣旨に出づるものが多かつた。

(ハ) **勞働政策**——社會保險を初めとする社會政策立法の制定（一八八二年—一九一一年）並びに社會黨鎭壓法（一八七八年）は餘りに有名である。

その他、軍備のための租稅政策（穀稅、砂糖稅、火酒稅の引上げ等）、植民地獲得政策等。

この時代中に獨逸近代工業が確立を見（一八六〇年以降）、七〇年代には會社の濫造が生じ、農業も又近代化の方向に徐々に推進せしめられたが、右に述べた三つの流れは長く獨逸の政治經濟を貫いた傾向であることは、その後の發展から推知される。

二　ウイルヘルム二世時代（一九一四年世界戰前迄）

前時期に保護された工業は、優れた技術の導入、企業結合の促進によつて、飛躍的發展を遂げることとなつた。特に九〇年代以後の發達は目覺ましく、工場制手工業は近代的工業（重工業—鐵、石炭）によつて衰退の傾向に向つた。他方、農業の近代化に伴ひその保護は特に顯著となつた。此の時代の注目すべき立法は、民法典制定（一九〇〇年）初め、工業法改正、特に農業保護政策としての農會法の制定（一八九四年）、農業信用育成のための銀行法（同年）、關稅引上法（一八九五年）、取引所法（一八九六年）、又勞働保護法の强化（特に日曜・婦人・小兒勞働に關するもの、一八九七年—一九一四年）、他方に於ては大規模な財政改革（一八九一年—一九一三年、特に、相續・財產・所得稅、消費稅等々の引上）に見られた。

三　世界大戰期

前世界大戰は、獨逸戰時經濟政策を發達せしめた。一九一四年八月の聯邦政府授權法を發端として、工業の再編、原料統制、物價統制、食糧規整、勞働統制、貿易管理は、政府の手によつて集中的に實施された（一九一六年十一月普露西軍事省軍事局新設、戰時穀物會社初め各種戰時國策會社の設立等）その實施は多く、無準備に、不手ぎはになされたものと評されてゐるが、尙後世の戰時經濟法の萌芽が、夥しい法令によつて育くまれたのである。（その主要なものについては後述する）。

四　ワイマール時代（一九一九年―三二年）

普魯西的體制は、産業家と社會民主黨より成るワイマール共和制によつて受繼がれた。聯邦制の上に中央集權制へと一歩進めた規定をなせる憲法第一部と獨逸國民生活に對する共和制的規定をなせる第二部とより成るワイマール憲法が一九一九年八月に制定された。だが、大戰による獨逸經濟體制の破壞、ヴェルサイユ條約によつて齎らされた獨逸經濟の不具化、支拂不能な莫大な賠償金、勞働保護政策の停止等は、大なる社會不安を生ずにはおなかつた。各種復興法、國庫收入增加策等は、インフレーションを通じて、獨逸產業の合理化による發展を招來し、獨逸經濟はレンテンマルクの成功と共に（一九二三年）安定的發展を維持するかに見えたが、それと同時に、中產層の破產、農業發展の停滯、失業增大は、世界不況の襲來と共に、益々甚だしくなり、獨逸經濟は難破の危機に直面するに到つた。工業を保護する補助救濟立法、農業の破滅を防止する各種物價法乃至補助金法も安定期に於ては役立つたが、世界不況は之を無效として、各緊急法もこの危機を救出すべくもなかつた。かかる經濟生活の危機、社會不安の增大は、ヒンデンブルグ元帥による國家社會主義勞働黨々主ヒットラーへの組閣依賴によつてのみ救出されるべき情勢にあつた。蓋し獨逸の特殊な情勢は、ヴェルサイユ體制を打破し、社會不安を一掃し、新たなる獨逸第三帝國の建設を綱領としたナチスをこそ待望したのであつた。

第三帝國が、經濟法に於ても、從來とは別物たる新方策をとり出したことは周知である。その成立過程は次の如くである。

第一章　ナチス國家組織法及び經濟行政組織法

第一節　國家組織法

一　總　說

ナチス獨逸の各產業部門に於ける法制的轉換を敍述するに先立ち、ナチスの觀念の下に國家組織上及び經濟行政組織上に於てとられたその强力な再編成の法的措置について豫め述べておくのが順序であらう。それはナチス以前の時代が、尙强固に殘してゐた分權的國家機構と、自由競爭と獨占とを支柱とした經濟的自治組織とを、全くナチス的に編成し直したものであつて、國家組織上では獨裁的一元的統治機構に編成替を行ひ、經濟行政組織上ではその自由放任より適宜な自治と之に對する强力な國家的關與とに轉換せしめたのである。

二　國家組織法

一九三三年一月三十日、ナチス黨首ヒットラーは二十九箇條の黨綱領を携へて印授を帶びた。ここに、ナチス政權は樹立せられたのである。

このナチス政權の目標とするところはナチス黨の獨裁制の樹立にあつた。卽ち、政治的三柱と稱せられるナチス黨、軍部及び官僚を打つて一丸としナチス黨を中核とする獨裁的一元的統治機構の確立にあつたのである。

かかるナチス國民革命の法律的核心を成すものは、一九三三年三月二十四日附、國民及國家ノ艱難ヲ除去スル爲メノ法律(Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich)、所謂授權法である。本法に基きその後ナチス政府は幾多の重要なる憲法的規定を公布したが、何れもそれは、獨逸經濟乃至政治の破局の救出を目的とした獨裁的措置である點に於て、特にワイマール體制の根底からの否定である點に於て、例へば一九一四年の聯邦授權法及び之に次ぐ諸立法とは著るしく意味を異にするものであつた。經濟部門別に獨逸經濟法を顧みるに先立ち、經濟法自體の更革を可能ならしめたところの之等國家組織法の概貌を先づ知る必要があらう。

右の法律即ち所謂授權法によつて、ナチスは合法的手段に依り獨裁制實現の爲めの基礎を確保した。本法を根據としてナチス政府は、國策全般に亙る一切の執行權を附與され、政府が國會に代り、法律に代るべき命令を制定し得ることとなり、政治、經濟、文化の全面的國防國家體制整備に邁進することとなつた。

右の授權法に基き、その後ライヒ政府の公布した關係法規を、その制定日に從つて記述する。

（一）一九三三年三月三十一日附ラントトライヒトノ等制ノ爲メノ暫定的法律　(Das vorläufige Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich.)。

一九三三年四月七日附ラントトライヒトノ等制ノ爲メノ第二次法律　(所謂ライヒ代官法—Reichsstatthalter-gesetz　一九三三年四月二十五日附、同年五月二十六日附、同年十月十四日附改正)。

本法は聯邦制の改造、卽ち等制の實現を企圖したものであり、後述の政黨、國家統一確保ノ爲メノ法律及び獨逸市町村制と共に、獨逸の市町村行政に於ける立法及び行政に對するライヒの干渉の爲めの基礎法である。市町村行政に對するライヒの監督に於て特別の地位を有するのは本法規定のライヒ代官(Reichsstatthalter)である。彼はライヒと市町村との關係に於て、ライヒの高權擔當者の職務とナチス黨のそれとを併有し、ナチス黨と國家、ナチス代表者と市町村長又は監督官廳との間に意見の不一致を來したときはこれを裁決することが出來る。その他、市町村長及び助役の任免權、市町村名、紋章及び旗章を制定若は變更し又は市町村の區域變更の宣言を發する權限を有するのである。

尙、一九三五年一月三十日の所謂第二次ライヒ代官法に依り、ライヒ代官制度の整備をみるに至つたが、本法の制定に依り、一九三三年四月七日のライヒ代官法は廢止せられた。

（二）一九三三年七月十四日附國民投票法　(Gesetz über Volksabstimmung)。

本法は國家の政策及び法律に對し、國民の同意を國民投票に依つて決定する權限をライヒ政府に附與した。

（三）一九三三年七月十四日附新黨禁止法　(Gesetz gegen Neubildung von Parteien)。

本法に依り、ナチス黨(NSDAP)以外の政黨樹立は全く禁止せられるに至り、これに違反して新黨を樹立した

る者に對しては重刑を以て臨むこととなつた。

（四）　一九三三年十二月一日附黨ト國家ノ一體ノ保障ノ爲メノ法律（Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat.）。

一九三五年三月二十九日附同施行令。

一九三五年四月二十九日附同施行令第一次施行細則。

一九三五年四月二十九日附同施行令第二次施行細則。

本法はナチス革命に依り既に獲得したナチス黨の地位を形式的に確認したものである。ナチス黨は本法に依り、國家と憲法的に結合し、又正式に國家の思想及びライヒの思想の擔當者となり、且公法上の團體となつた。かくしてナチス黨は名實共に憲法上の存在であり、ナチス獨逸の生命となつたのである。

右の如きナチス黨には組織上中央部（Reichsleitung）の外に、所謂外廓團體とも稱さるべき肢隊（Gliederungen）及び所屬諸團體（angeschlossene Verbände）があるが、一九三五年三月二十九日附同法施行令は卽ちこれを規定したものである。同令第二條に依れば、突擊隊、親衞隊、機動部、青少年指導部、ヒトラー・ユーゲント（少年團、女子青年團、少女團を含む）、飛行士集團、ナチス大學教授團、ナチス大學學生團、ナチス婦人團等が肢隊の構成團體とされ、又同令第三條に依れば、ナチス醫師團、ナチス法曹團、ナチス教員團、ナチス社會事業團、ナチス戰爭犧牲者救護團、獨逸官吏同盟、ナチス技術者同盟、獨逸勞働戰線が所屬諸團體の構成團體とされた。

（五）　一九三四年一月三十日附ライヒ改造法（Gesetz über den Neubau des Reichs.）

本法は現行國家組織法の基本法とも稱すべき重要なる法律である。本法に依る國家組織の變革は次の四點である。

（イ）　一九一九年八月十一日のワイマール憲法に代るべき新憲法の制定を豫想したること。

（ロ）　獨逸に於ける議會は、各邦議會の廢止と、一九三五年の獨逸市町村制に依る地方自治團體議會制度の廢止により、國會（Reichstag）のみが唯一のものとなつたこと。

（ハ）　ライヒ代官に對する監督權が宰相から內務大臣に移讓せられたこと。

（ニ）　統治權の完全なる中央集權化が成り、單一國家としての獨逸國家が確立されたこと。

（六）　一九三四年二月十六日附司法權ノライヒヘノ移讓ニ關スル（第一次）法律（Gesetz zur Überleittung der Rechtspflege auf das Reich.）。

一九三四年十二月五日附同第二次法律。

一九三五年一月二十四日附同第三次法律。

從來、各邦の有したる司法權のライヒへの統一を規定したのが本法である。第一次法律は、裁判所が獨逸國民の名に於て法を宣告すること及び司法高權の中央移讓を規定し、第二次法律は、ライヒ司法大臣が各邦司法機關に隷

屬することを規定し、第三次法律は、各邦司法官の身分上の規定が中央の司法官の規定に綜合せられることを規定してゐる。

（七） 一九三四年八月一日附獨逸ライヒ元首法(Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reichs)

本法に依り、從來のライヒ大統領の權能、卽ちワイマール憲法の規定するライヒの國際法上の代表、軍の統帥、大臣及び官吏の任免の如きは、八月二日ヒンデンブルグ元帥薨去の瞬間より、その後繼者たる總統兼宰相（Der Führer und Reichskanzler）たるヒトラーに移行するものとされた。尙、總統（Führer）なる語は主として內政及び國法的意味に使用され、宰相（Reichskanzler）なる官稱は國家の元首として外國との公の交涉を爲す場合に用ひられてゐる。

（八） 一九三五年一月三十日附獨逸市町村制（Die Deutuhe Gemeindeordnung）。

本法は、ナチス獨逸指導者原理の最もよく具現された法規中の一つである。一般に自治體に關する法規は從來の觀念では憲法の內容を成さざるものとされてゐたが、ナチスでは市町村制を以てナチス國家組織の基本法として重視してゐる。

本法に依る改革の要點は、市町村議會及びその選擧制度を廢止し、市町村の理事機關として官吏の任命及び諮問會議の新設にある。行政地域は大體に於て舊のままとされた。但し、ハンザ都市たるハンブルク、ブレーメン及びリューベックの三市には特例が設けられ、一九三七年一月二十六日の法律に依り、同年四月一日より、ハンブルクはその地域の一部をプロイセンに、ブレーメンはメクレンブルクに一部を、ブロイセンに全地域を、リューベックはオルデンブルクとプロイセンにそれぞれ移讓され、本市町村制に於て新に組織せられた。尙、ベルリン及びハンブルクには特別市制が布かれた。

（九） 一九三五年三月十六日附國防軍構成法（Gesetz für den Aufbau der Wehrmacht.）

一九三三年十月の國際聯盟脫退後、ナチス獨逸は國防軍の再編成に狂奔したのであるが、その立法的表現が二年後に結實し、本法の制定をみたのである。本法に依り、志願兵制度が再び皆兵制度に復歸せしめられ、所謂ヴェルサイユ嚴命に依る十萬の常備軍から一躍七十萬の兵員を保有することとなり、ソ聯を除き、兵員數に於て世界第一の陸軍國となつたのである。その後、一九三五年五月二十一日の法律に依り、一年兵役制が定められ、更に、六月二十六日の改正法に依り、二年兵役制とされた。

一九三八年二月四日の國防軍統帥の改正に依り、ヒトラー總統は完全に自ら兵馬の權を掌握した。因に從來、國防軍の組織は、總統の下に國防軍司令官があり、國防大臣を兼ね、その下に陸・海・空の司令部があり統轄せられてゐたのであつた。

尙、この一九三八年の大變革の立法的中心を成すものは、一九三八年二月四日附軍ノ統帥權ニ關スル總統兼宰相

布告（Erlass des Führers und Reichskanzlers über die Fuhrung der Wehrmacht）である。

（十）　一九三五年九月十五日附獨逸公民法（Reichsbürgergesetz.）
一九三五年十一月十四日附獨逸公民法ニ關スル第一次施行令

民族國家主義に於て立つナチス第三國家は本法の制定に依り、反猶太政策を公然ととり、何人が獨逸國の公民であり、又は猶太人又は獨逸人と猶太人との混血兒と看做されるかを規定したのである。

（十一）　一九三五年九月十五日附獨逸ノ血ト獨逸ノ名譽トノ保護ノ爲メノ法律（Gesetz zum Schutz des deutschen Blutes und der deutschen Ehre, od.Blutschutzgesetz.）
一九三五年十一月十四日附同法第一次施行令。

民族國家主義であり、從つて民族主義的憲法を有つナチス獨逸が血の純潔の維持に關心を有つことは當然である。前述の獨逸公民法と同趣旨の下に、本法に於ても猶太人は血の純潔を破壞するものとして、獨逸人の血統又はそれと同系統の血族に屬する國民と猶太人との間の結婚及び私通の一切を禁止したのである。尙、十一月十四日の同法第一次施行令に依り、ニグロ族、ジプシー又はその他の混血人種の血液の滲入をも防止し得ることとなつた。
又、既述獨逸公民法、獨逸ノ血ト獨逸ノ名譽トノ保護ノ爲メノ法律及び同年同月同日附國旗法の三者は所謂ニュルンベルク法として有名である。

（十二）　一九三七年一月二十六日附獨逸官吏法（Deutsches Beamtengesetz.）

本法はナチス獨逸の政治的三柱の一たる獨逸官吏に對する幾多の立法的表現の最後の集大成的立法である。ナチス政權の獨逸官吏に對する最初の立法は、一九三三年四月七日附官吏團復活法及び一九三三年六月三十日附一般官吏ノ俸給及給與法ニ於ケル規定ノ改正ニ關スル法律である。ワイマール憲法下に於ては身分的、倫理的な隷屬關係が官吏法を支配し、官吏は國家に對する存在として國家に對する義務の代りに權利を主張したのに對し、ビスマルク帝國に於ける官吏團が信賴すべき國家の基柱であつたのに憧憬し、ナチスに於ける右の如き官吏團の復活の要望が、一九三三年の立法となつたのである。爾來、ナチス世界觀に則した官吏法が續々と制定されたが、遂に本法及び同年同月同日附獨逸官吏懲戒令の二法規に依りナチス官吏法體系の一應の完成をみるに至つたのである。

（十三）　一九三九年八月三十日附最高國防會議ノ設置ニ關スル總統布告（Erlass des Führers über die Bildung eines Ministerats für die Reichsverteidigung.）

本法に依り、今次大戰勃發前夜に最高國防會議が獨逸に設置されたのである。この最高國防會議は政治及び經濟の各分野に亙り、全獨逸の國力の徹底的集中と綜合の確保を最高任務とする戰時總動員中樞機關である。議長には

ゲーリング元帥が就任し、行政總監、經濟總監、國防軍總監、國務大臣兼内閣書記官長を以てその構成員とする。それは國策の最高決定機關として又立法機關として政府又は議會に代るべきものであり、所謂『法律ニ代ルベキ命令』を制定し得るのであるが、現下、獨逸の主たる戰時法令の殆ど大半はこの最高國防會議令の形式に於て發布せられてゐる。(本布告については次節參照)

第二節　經濟行政組織法

一　總　說

ナチス政權樹立以來の國防國家體制建設に關する國家組織法は、前節に見た如く全く前代と趣を異にして新たな展開を見たのであるが、一般行政機構、特に經濟行政組織の分野に於ても、從前の自由主義的經濟自治至上的機構とは別個なナチス的構成が築かれたのである。

先づ一般行政組織のナチス的及び戰時的編成を略述し、次ぎに經濟行政の戰時的編成について概述しよう。

二　行政組織

前揭の一九三三年ライヒ等制法により、國家行政と支邦行政とは統一せられ、こゝにナチ的統制遂行のための中央集權的前提が確保せられたのであるが、その後の國民啓蒙宣傳省、航空省、宗教省の新設、司法行政の完全なるライヒ管理への編入初め、特に閣僚ゲーリング元帥の四箇年計畫受託官への任命、一九三六年十月八日附總統布告による同元帥の閣僚及び黨機關に對する指令發令權の賦與は、國防國家體制整備のための行政機構の進展として注目すべきものである。

行政組織としての各省の組織は、外務、內務、國民啓蒙宣傳、航空、財務、司法、經濟、食糧農業、勞働、文敎宗敎、交通、郵便、軍需の十五省より成り、右のうち、外務、內務、財務、司法、郵便、國民啓蒙宣傳、航空、軍需の七省はライヒの省と稱され、他の八省はライヒ及びプロイセンの省と稱される。これはライヒとプロイセンの行政事務の統一合體を示すものである(但し財務省のみはプロイセンに獨立機關を設けてゐる)。

右の如く、獨逸行政組織は强固な統一組織に組立てられたのであるが、今次大戰の勃發後は、戰時體制に卽應する組織の强化を必至とした。こゝに從前の四箇年計畫受託官廳と共に、戰時の「最高國防會議」(Ministerrat für die Reichsverteidigung)の新設を見、戰時國防總動員の最高權限を掌握することとなつた(一九三九年八月三十日附最高國防會議設置ニ關スル總統布告)。卽ちこの機關によつて、獨逸國民の總力を國防目的に適應せしめ、行政・經濟全般に亘る統一的指揮に當らしめたのであつて、これは戰時經動員中樞機關として政府又は議會に代るべき權限を有することとなつた。次に同年九月一日附命令により國防委員の任命を見、非軍事的國防に關して非軍事官廳と各國防管區內軍團司令官との統一的指揮に當ることとなつた。

三　經濟行政組織

獨逸の經濟行政機關としては、(一)　四箇年計畫廳、(二)　國防軍司令部國防經濟局(四箇年計畫着手前は國防經濟部と稱す)、(三)　各省、(四)　各團體が協力してその掌に當つたのであるが、開戰と同時に經濟部門の行政の一層の强

化のため、戰時經濟最高審議會を設置し、中央機關の整備を計る一方、他方ではこれより先經濟行政令を發して特別官廳及び地方官廳を整備したのである。この組織について稍詳しく述ぶれば次の如くである。

(一)　中央官廳

(イ)　四箇年計畫受託官

開戰後四箇月を經て、四箇年計畫受託官ゲーリング元帥に對して、全戰時經濟の總指揮權が移讓せられ、これによつて戰時經濟の指導並に益々重要性を增大した四箇年計畫施行の兩者の調和が圖られることとなつた。元來、戰時經濟の總轄的指導機關として特別の中央戰時經濟管理制度をとるべしとの議論もあつたが、權限爭ひの回避、統一的指揮の觀點から、四箇年計畫受託官を以て、前述最高國防會議議長並に後述の戰時經濟最高審議會議長を兼ねしめることにより、その人的結合によつて四箇年計畫の實施と戰時經濟の指導との調和を圖つたのである。

四箇年計畫受託官とは、所謂第一次四箇年計畫（一九三七年三月終了）、（失業救濟目標）、第二次四箇年計畫（一九四一年三月終了）（自給自足・國防國家建設目標）、第三次四箇年計畫（戰時經濟に對應すべき經濟計畫の立案）の全權者であつて、ナチスの四箇年計畫が「國防經濟」「戰時經濟」の性格を帶びてゐるため四箇年計畫受託官が全戰時經濟の全權者たることは蓋し當然とされる譯である。

ゲーリング元帥に對する包括的な權限委託は一九三六年十月十八日附總統布告により行はれたが、その地位は、(一)　法律の委任を俟たずして一般的法規の制定をなし得る、(二)　國家官廳のみならず、黨役員に對する指令權が認められる、(三)　ゲーリング元帥は四箇年計畫に關し總統に屬する一切の權限を行使し得るのであつて、かくて四箇年計畫受託官は任務遂行上殆んど無制限の權力を有することとなつてゐる。この點曾ての總統代理又は國防軍總監が一定の範圍内に於て總統の代理者たるとは性質を異にし、四箇年計畫に關する一切の權限を移讓されてゐる。その事務執行のための事務長官はケルナーであり、又受託官の下に經濟總監フンクが隷屬して、經濟省、財務省及びライヒスバンクの權限に屬する經濟政策を指導してゐる。

要するに、四箇年計畫受託官は、生產擴充・物資配給・勞働配置・農業增產・貿易・爲替統制・價格形成等各方面に於ける企畫・統制の最高中央機關として、地方官廳乃至特別官廳を隷屬せしめ、その實施を指導し、又ナチス黨、肢隊、所屬團體を從屬せしめて遂行の完璧を期してゐる。次に述ぶる戰時最高審議會もそれ自身の事務執行機關をもたず、この四箇年計畫受託官廳の諸部局を利用してゐるのである。

(ロ)　戰時經濟最高審議會

戰時經濟政策の遂行上實際は各省の事務に關聯を有つて來るので、その運營及び實行の圓滑を期する爲、開戰後四箇月を經たる一九三九年十二月に至り議長をゲーリングとし、その代理者をケルナーとする戰時經濟最高審議會（Der Generalrat für die Kriegswirtschaft）が設立せられた。本審議會の委員は關係最高官省の次官級から成り、次官會議とも稱さるべきものである。卽ち經濟省、食糧農業省、勞働省、交通省、內務省の各次官、國山林局次官、價格形成國家委員、國防軍總監部國防經濟局長、ナチス黨總統代理受託者等を主とし、その他必要と認むるときは、財務省、ライヒスバンク、四箇年計畫受託官府內より委員を求むることも出來る。

本審議會は戰時經濟に關しすべての最高官省間の協働連絡を圖る爲に、計畫的共助、連絡の爲の一般的方向を定

めるべき實行委員會たるの役割を有つものとなつたのであり、個々の權限に屬する事務の裁決、必要な措置の發令報告の受領及び檢討等を爲すべき使命を有つてゐる。ケルナーのいふ如く、本審議會は重要問題を明白ならしめ、又その解決方針を決定する Arbeitsgemeinschaft（協業體）である。反之、個々の措置の實行、個々の命令、行政法規の公布は從來通り所管官廳の任務とするところである。

本審議會の委員は每週一回位會合して迅速果斷に經濟問題を審議し、處理してゐるが、事實上、戰時經濟問題に關する絶大なる權限を振ひ、戰時經濟上の實踐的統率本部を成し、正に獨逸戰時經濟の參謀本部とも稱さるべきもので從來兎角不統一に流れつつあつた經濟統制の一元化がこれによつて具體的に行はれることとなつたのである。

尙、本審議會と四箇年計畫受託官及び最高官省並にその他の經濟機關乃至經濟自治團體との關係は、本審議會が戰時經濟の基本的方策の決定及び之が實施に當るべき機關の聯絡指導をも行ふものであるのに對し、四箇年計畫受託官はその任務の遂行に當り、最高審議會の決定事項に對してはこの方針に從ひ、他方その下部に在る最高官省、經濟機關、官廳、團體に對し受託官の命令又は指令を發する。又その逆に指示のある問題等については、各團體の計畫が四箇年計畫廳の審議を經て更にそれが最高審議會の議を經るといふ手續を執る。かくて審議會を最高審議機關として四箇年計畫受託官初め各機關團體等が緊密な聯繫の下に戰時經濟の運行を計る關係に置かれてゐることは既述の如くである。

又、本審議會は獨自の執行機關を有たず、主として四箇年計畫受託官府の各部局を利用してゐることは既述の如

(二)　地方官廳

地方官廳としては、プロイセンでは一般的にはペロヴィンツ長官（Oberpräsidet）個別的には行政府長官（Regierungspräsident）、一般のラントではラント長官、特別のラントではライヒ代官（Reichsstatthalter）がある。又バイエルン、ヴュルテンベルク、バーデン及びテューリンゲンでは經濟大臣が直接その掌に當る。

この各官廳は、國防管區內に於て、經濟總監、その從屬下の最高官省及び官廳、經濟自治團體に對して、委任せられた權限の範圍內に於て指令を發する權限を有つ。この指令を受くべき官廳については經濟行政令に定めてゐる。

(三)　特別官廳

ナチスは、自治的經濟團體を戰時經濟に奉仕せしめるために特別官廳を設けて、その指揮に服せしめる措置を一九三九年八月二十七日附經濟行政令に於てとつた。それは商工經濟部門、食糧農業部門、山林經濟部門に於て見られる。

(イ)　商工經濟部門

この部門に於ては、各國防管區內の地方官廳內に設置された地區經濟廳（Bezirkswirtschaftsämter）が活動し、最高國防會議の地方組織たる國防委員と並行する。これは經濟省の地方機關たる地位を有し、經濟大臣の豫算下に

屬する。その下に下級官廳として經濟廳（Wirtschaftsamt）、商工會議所駐在國家委員（Reichskommissar）、又國家委員の下に經濟局（Wirtschaftsämter）が屬してゐる。

(ロ) 食糧農業部門

この部門に於ては、ラント又はプロヴィンツ食糧廳（Landes od. Provinzial Ernährungsämter）が地方官廳として活動し、その下級廳として食糧局（Ernährungsämter）がある。

(ハ) 山林木材經濟部門

こゝでは山林木材廳（Forst＝und＝Holzwirtschaftsämter）が活動し、その下級廳は存しない。個々の任務については山林長官が定め、之はゲーリングの兼任となつてゐる。

又この部門では中央機構の整備も見られ、中央木材局の新設をみた。

如上の諸點は第三篇法令の部に於て見られたい。

四　其の他

右の經濟行政組織の整備の外、電力經濟行政及びガス經濟行政の戰時體制化の措置として、一九三九年九月三日附電力供給確保令及び同九月二十日附ガス供給確保令によつて、夫々戰時確保等が企圖された。

尙、行政の整備と相俟つて、その機能の全面的發揮を圖るため、又官僚化を廢するために、一九三九年八月二十八日附行政簡易化ニ關スル總統布告を發して、戰時行政の簡易化を規定した。

又、一九四〇年二月十九日附經濟共助令によつて、戰時下に企業の蒙るべき影響を救濟するため、補助金交付を初めとする必要なる救濟手段を講ずべきことを定めた（同令前文參照）。

第二章　工　業　法

一　總　說

獨逸經濟再組織の權限は、右に述べた授權法以下の關係法によつて基本的に與へられたものである。それによつて各經濟部門は、過去の狀態に對して如何に法律的に再編成されたか。これが次に考察されなければならぬ問題である。以下では之を工業、農業の主として生產部門から、次いで流通部門、勞働部門の順に檢討してみよう。

プロシヤ憲法の保護下に十九世紀末に一應の確立を見た獨逸大工業は、二十世紀初頭にかけて早くもトラスト・カルテル等の形態に成熟し、その後の世界大戰、產業合理化期は、この傾向に一層の拍車をかけたことは周知である。しかしてこの間產業に關する立法は、產業保護の獨逸立法當局の基調に對應し、米英の產業干涉方策とは形態を異にして、干與的立法はその弊害が漸く顯著となつた社會不安期に試みられたのであつた。卽ち一方獨逸民法典に於ける「壓迫的契約」(Knebelverträge)の排除、並びに一九二三年の所謂「經濟權力濫用禁止令」(Verordnung gegen Missbrauch wirtschaftlicher Machtsstellungen)は何れも產業弊害の抑制を目指し、その間世界大戰中に「戰爭原料會社」その他を通じて物資配給に對する干與がとられたのであるが、それらは概して極めて限られた效果しか持ち得なかつたと言へるのである。他方、產業に對する援助金その他の便宜の提供、その保護的色彩はかなり著しい。從つて產業の國家的制禦に關する立法は、前記經濟權力濫用禁止令（通稱カルテル法）を以て最大とすべく、その後勞資對立の情勢から生れた各種の獨占價格拘束法の如きも之に對應した措置であつたのである。この間獨逸產業の進展は、幾多の謂はゞ自治的聯合形態を生み出し乍ら推進せしめられて、ナチスに到つたのである。

獨逸再軍備を中軸として推轉せしめられたナチス經濟再編成は、先づ大工業編成替えに於て劃期的な形態を見出した。そしてその立法は、從前の觀念の否定のもとに、從來の組織を巧みに再編成した點に於て、現下統制經濟の範とすら稱されてゐるのである。工業組織に對するナチスの統制、カルテルの自治の再編、中小工業の大工業組織に對應せる再編等その立法的措置をみれば次の如くである。

二　大工業立法

大工業立法の根本原理は所謂職能團體主義(ständisches Prinzip)又は經濟國家(Wirtschaftsstaat)觀である。これは又同時に農業經濟機構再編成等、經濟各部門の再編成の根本原理でもある。このナチス獨逸統制經濟の基本思想たる職能團體主義は、社會主義經濟や計畫經濟を主張する所謂社會主義經濟國家觀と異り、國民道德の觀念を原理とする文化國家と終局に於て軌を一にするものである。それは經濟生活上に於ては、依然として自由主義國家と同樣、生產の能率主義や勞働の機械的弊害除去の反面は保有するが、唯これを自由競爭に求めずして國家の積極的統制によつてその調整を圖らんとするものである。個人主義乃至階級鬪爭を否定し、國家主義の見地に於て、勞資の協調を主張し、國民經濟の生產力を高度化し、國家の經濟的アウタルキーを完成せんが爲めの、各生產力に對する國家統合の原理がナチスの所謂職能團體主義的經濟國家觀の依つて立つ地盤である。

然しこの職能團體主義的經濟國家觀が一般的に、政治機構原理としても十分その妥當性を論證し得るか否かは甚だ疑はしいと言はれてゐる。結局、現實的には決して政治國家（Politischer Staat）に代り得るものではない。ここに、必然的に現はれた原理として、最高價値としての民族の主張乃至努力がある。これ卽ちナチス世界觀の基本觀念に對應し、民族的職能團體的構成を要請せられるに至つた所以である。卽ちナチスに於ては各職能團體は民族的生活の特殊形態であり、それは民族の有機的構成の表現である。

この民族的職能團體主義的經濟國家觀に導出せられるナチス獨逸經濟機構再編成に關する法規は、(イ) 個々の經濟主體に自ら職能團體に所屬する一員たる自覺を植えつけ、(ロ) 各經濟團體は國民經濟全體の有機的一環としてより大なる統一體の形成の爲めに活動すべき方向に向はしめられる。この觀念に於て、一九三三年ナチス政權樹立以來、同政府は國民經濟機構の整備に努功し、既に第一次四箇年計畫の實施以前に於て略々その完成をみたのである。

かかる獨逸の經濟機構再編成の基本法は、

一九三四年二月二十七日附獨逸經濟有機的構成準備法（Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft）及び一九三四年十一月二十七日附同法第一次施行令である。

本法に依り、獨逸商工經濟（Gewerbliche Wirtschaft）の自由團體の組織的構成は一應本格的な體制を整へたのである。

元來、Gewerbe といふ語は可成り狹義に用ひられ、高々手工業を含む意味に用ひられるに過ぎなかつたのであるが、反之、ナチス獨逸經濟の職能團體的構成に於ては、商工經濟は頗る廣義に用ひられ、工業（Industrie）の他、手工業、商業、銀行業、保險施設、動力經濟及び交通をも包含するものである。

右の意味の商工經濟の再編は卽ち本法の規定するところである。本法は後述の手工業、カリ業、カルテル制度等の特殊部門に對する組織法の成立後制定されたものであり、政府はこれら特殊部門に於ける成果に鑑み、之を一般商工業に迄擴大强化せんとしたものに外ならぬ。卽ちナチス政府は、その想望する有機的な職能團體主義國家の實現の爲めに、その準備工作として、本法に基き、經濟大臣に對し、經濟諸團體の指導管理に關する廣汎なる權限を附與したのである。

本法は、國內一切の商工經濟部門を、業種別構成と地域別構成に分けた。業種別構成は、工業、手工業、商業、銀行、保險、動力經濟の七「全國團」（Reichsgruppe）に分たれ、その中、工業全國團（Reichsgruppe Industrie）は「七主要團」（Hauptgruppe）に分たれ、一主要團毎に、數箇の「經濟團」（Wirtschaftsgruppe）を含ましめ、その下に更に「專門團」（Fachgruppe）、「下級專門團」（Fachuntergruppe）の下級分肢を置く。その他の全國團の構成も大同小異である。

地域別構成は業種別構成の裏付けを成すものである。この地域別構成の頂點は、經濟大臣であり、その下にベルリンに唯一の「中央經濟會議所」（Reichswirtschaftskammer）が置かれ、獨逸國民經濟の計畫的な運用を管掌する經濟大臣の執行機關である。これは商工經濟の七全國團、十八の經濟會議所、商工會議所、手工業會議所、交通團等の業種別及び地域別商工經濟團體並に公法上の代表團體を包含する最高中樞機關たる地位を占める。

この中央經濟會議所の下に、地域別構成としては、全國十四經濟地區（Wirtschaftsbezirke）に分たれ、この各區に一箇宛、地區經濟會議所（Bezirkswirtschaftskammer）が設置された。各地區經濟會議所はそれぞれの地

區内の商工經濟地域團體、商工會議所、手工業會議所を網羅し、相互間の有機的連絡を議し、地區内の商工經濟の全團體の事業協同體として、構成員間の自然發生的利害の相剋對立の調整を圖るを以てその任務とする。この構成は一九三五年六月一日に體系的完成をみた。その後交通事業の整備に關する一九三五年九月二十五日附同法第二次施行令の公布を見、一九三六年十月二十六日附第三次施行令は經濟會議所の權利能力、財源を規定し、一九三八年十月二十七日同法第四次施行令は工業全國團の七主要團の廢止を規定し、一九三九年四月四日附第五次施行令は貿易全國團の構成を、一九三九年九月三日附第六次施行令は、經濟會議所長の資格について規定した。

三　カルテル法

ナチス獨逸の經濟機構再編成の原理としての職能團體主義諸立法に相對する重要なるものにカルテル立法がある。特に工業經濟に於ける職能團體的構成とカルテルとの利害衝突、軋轢を回避する爲めにナチス政府は、カルテル組織を工業經濟の職能體團的構成外に置いたのである。然し、カルテルの經濟的優越性の濫用は固より許さるべくもない。ここにも「公益は私益に先んず」の原理の適用をみ結局職能團體主義が導入せられるに至つたのである。かくて獨逸のカルテル政策はカルテルの統制及び變形といふ傾向に向はしめる。カルテルは特に獨逸に於て經濟生活に深く喰入つてゐるが、一九三九年に於ける獨逸のカルテル總數は三千乃至四千と數へられる（其の中、工業カルテルは千七百と稱せられてゐる）。カルテル立法の重要なるものとしては左の如きものがある。

一九二三年十一月二日附カルテルノ經濟的優越性ノ濫用防止令。本令はカルテルの合法的存在を規定した代表的立法であるが、國家の干與は尙極めて微弱であつた。（本章總說參照）

一九三〇年七月二十六日附所謂カルテル緊急令によつてカルテル取締及び干渉が漸く強化され、同令に基いて公布された一九三〇年八月三十日並びに一九三一年一月十六日、同十二月八日の價格拘束に關する立法は益々國家關與の傾向を强めた。一九三二年六月十四日附改正令はカルテル組織强化及びカルテル濫用防止を强化した。

次いでナチス政權樹立せらるるや、更にカルテルの法的統制强化を規定した。一九三三年七月十五日附、カルテル令改正法が制定され、ここに新獨逸のカルテル政策の基本法が生れた。本法に基く經濟大臣の訓令に依り、現存のカルテル協定に干渉する政府の權限が擴大された。

一九三三年七月十五日附强制カルテル創設ニ關スル法律及び

一九三三年十月六日附强制カルテル創設ニ關スル法律施行令に依り、カルテル統制及びカルテルの變質はいよいよ本格的なものとなつた。卽ちナチス政府は職能團體主義的構成原理に立ち、カルテル、コンツェルンをして、從來の自由主義的性質を、國家的强制カルテルに再編し、全體として國民經濟及び經濟の本質に合致する範圍内に於て、自由なる行動と措置とを許さるべきものへと變質せしめたのである。固より、このカルテル立法の趣旨は各獨占體の社會化乃至國有化を目的としたものではなく、唯、その公共性といふ一般的性格を附與するにあつたのである。從つて、經濟大臣は本法に依り、產業の利益と公共の利益の二者を阻害せざる限度に於て、シンヂケート、カルテル、その他類似の協定の結成又は組合及びこの種の結合へ加入することを認め、又、市場統制の目的の爲めに、これらの諸規定の變更等を爲すことを得べき全權を附與されたのである。かくして、主として世界恐慌による價格下落、激甚なる競爭等の重壓より企業を救ひ、公共利益の確保の爲めの原則に基き、私經濟の自立的困難克服不可能なるときにのみ、經濟大臣の右の權限は發動せらるべきものとされる。

右の外カルテル法關係の重要なる法令として左の如きものがある。

一九三三年十二月十八日附法律。本法はカルテル協定の調停契約に關す。

一九三四年十二月十一日附、價格拘束令。本法はカルテル價格形成に關す。

一九三九年八月八日附命令。カルテル新設と認可の强制に關す。尙、

一九三六年十一月の布告はカルテルと各經濟團（Wirtschaftsgruppen）との關係を規律す。

一九三八年七月十四日附獨逸カルテル法ノオーストリーヘノ立法導入ニ關スル命令。

一九三九年一月二日附獨逸カルテル法ノズデーテン地方ヘノ立法導入ニ關スル命令等がその主要法令である。

四　手工業法

獨逸手工業は、十九世紀に登場した大工業に依り全面的に攻撃を受け衰頽に陷つた。然も、大戰前、第一次大戰時、又その敗戰の結果、獨逸經濟一般の窮迫化と共に、手工業も亦甚しき不況に見舞はれたのである。ワイマール政權時代に於ては、手工業の社會的重要性が顧られず、國家の干涉にさしたるものがなかつたが、ナチス政權に至るや、ナチス政府は、獨逸手工業の生存及び發展の可能性を再編成の上に强化すべく、諸々の手工業立法を施行したのである。

ナチスに於ける手工業立法の基本法は、

一九三三年十一月二十九日附獨逸手工業暫定的構成法（Das Gesetz über den vorläufigen Aufbau des deutschen Handwerks）である。本法に依り、獨逸の手工業機構も亦、職能團體主義的に再編成された。本法は一切の獨立手工業者の義務組合（Pflichtinnungen）への總括、手工業經濟組織に於ける民主主義的原理の指導者原理に依る轉置、諸邦よりライヒ政府への手工業法規執行移管等が規定された。

一九三四年六月十五日附獨逸手工業暫定的構成法第一次施行令も亦手工業組合の有機的構成及び社會的名譽裁判所に關する重要なる立法である。

一九三五年一月十八日附獨逸手工業暫定的構成法第二次施行令。本令は獨逸手工業會議所の新設を規定したものである。

一九三五年一月十八日附獨逸手工業暫定的構成法第三次施行令本法は所謂大資格證明（grosser Befähigungsnachweis）制度を規定した保護法規である。

一九三五年五月二十一日附消費組合ニ關スル法律及び一九三九年七月十三日附同法施行令

一九三八年十二月二十一日附、手工業養老年金ニ關スル法律

一九三九年二月二十二日附手工業經濟關係四箇年計畫施行令に於ては、强力なる勞務動員の爲めの手工業專門工配置に關する重要なる措置がとられてゐる。

五　その他の立法

以上の外、重要なる立法を摘記すれば左の如きものがある。

一九三三年十二月十八日附カリ業法。カリ鑛業は一八七九年既にシンヂケートの成立を見たが、大戰中掘下禁止が規定され、一九一九年四月二十四日同法改正令、同年七月十八日施行令によりカリ業の統制が社會化の精神に於

て規定され、カリ會議が設置された。之に對してナチスに入つてからの本法は、社會民主黨時代よりのライヒ・カリ會議並にその指導原理たる階級的協調主義による組織を廢止して新なる團體主義的組織に置き換えたものである。因に本法は工業部門に於ける代表的組織法の一つである。

一九三五年十二月十三日附動力法。本法も亦右のカリ業法の如く、工業部門に於ける代表的組織法の一である。電氣、瓦斯その他の動力供給をして、全國的に低廉且つ豐富に供給すること、動力供給事業間にも經濟上有害なる競爭の發生の防止、動力企業の發展は動力業自身の企畫に委すことの三大原則の下に動力業の統制を目的としたものである。本法に依り、動力業者は一般的加入許容及び供給の義務を負ひ、更に、電氣及び瓦斯の對立的供給の場合、供給條件を充足せずに不正競爭を爲す企業者にその供給を拒絶し、その結果、兩企業に對する投資狀況が不良となることを防止することを目的とする諸條を設けた。動力業法の最重要點は動力供給の自治的發展であり、その供給義務につき國家の嚴重な監督を受けるけれども、供給事業の運營に對しては極力干涉を控え、企業の創意尊重のナチス精神によつて自治統制を行はしめんとするにあつた。

第三章　農業法

一　總說

既述のように、獨逸農業政策は、ビスマルク時代以來、普魯西ユンカーの保護に向けられ、農業保護關稅政策、土地金融機關設立、農民關係調整、負債整理、農產物價格保護等の方策がとられたが、工業の勃興に伴ふ農業生產發展の停滯は農產物購買の減退と共に農產物價の激落を招來し、農業不振が顯著となつた。大戰後農業の機械化が合理化運動と共に進展したが世界不況と共に保護關稅、負債整理、國內植民の諸對策がとられ、一九三一年「農村強制執行猶豫法」初め「オストヒルフェ」、各種輸入制限策等がとられた。

ナチスに入つてからは、農業政策はヒットラー＝パーペン內閣に於て臨時的段階を經ることとなつたが、當時の農業政策は、強制執行猶豫法の擴張、農業負債整理法、「油脂經濟統制計劃」に集中された。その後一九三三年六月ワルター・ダレの農業大臣就任と共にナチス農業政策の全面的實施を見ることとなつた。

ナチス全經濟政策の一環としての農業政策の基調は、獨逸中農民層を崩壞の淵より救濟し、農業經濟的經營を再び能率的に形成し、且つ食糧經濟をして獨逸民族給養の任を完全に果し得るが如く仕組むことにあつた。

右の目的完遂の爲めにとられたナチス農業政策は、一方に於て獨逸土地制度の確立、他方に於て農業行政機構の再編成であつた。前者に對應する基本法としてはライヒ世襲農場法及びその一聯の法令があり、後者のそれとして

は食糧全國團法がある。

元來、土地（Boden）に關する法令は必ずしもすべて經濟法（Wirtschaftsrecht）と稱し得るとは限らない。それは例へば、國防法規又は自然乃至天然記念物保護法といふやうに、倫理的性格を有つ立法も幾多ある。然し、土地に關する立法は大體に於て經濟的性質を有つものといへる。

ナチズムに於ては、農業政策は當初はその中心的政策に數へられなかつたが、一九三〇年三月六日、ヒトラー總統がミュンヘンに於て農業政策に關する黨綱領を宣言して以來、この方面に對する異常なる努力が拂はれ、その農業統制立法は失業對策法と共に、ナチス經濟法の最も重要なる部分を成すに至つたのである。

世界恐慌の結果、海外農產物價格の暴落による獨逸農產物價格の下落、農村負債の累增、租稅の重課等に因る獨逸農業の窮迫より、農民層を維持强化し、農產物の生產販賣並に食糧經濟の確立をも目的として次の如き種々の立法が爲されたのである。

二　土地制度に關する立法

獨逸の土地制度に關する立法は、左の如くである。

（一）　土地制度に關する基本法

ナチス獨逸土地制度に關する基本法は、

（イ）　一九三三年九月二十九日附ライヒ世襲農場法（Reichserbhofgesetz）である。本法は獨逸農業行政組織法たる食糧全國團法に對應するものである。本法の內容は獨逸農民法新設（一九三三年七月十四日、農場創設をライヒの使命と規定す）に依る農民の義務に對し、幾多の特權を獨逸農民に附與したものであり、獨逸農村のナチス的再編成を實現したものである。本法は、自作農維持を目的としたものであり、自作農に於て、一家を養ふに足るべき土地の面積は遺言處分や分割相續に依つて分割せられず、讓渡に依つて失ふことなく、金錢債權の擔保となることを全く免れしめることを目的としたものである。而してかかる權利を享有する農民とは一八〇〇年一月一日に遡る迄、その父方にも母方にも猶太人種の血を混ぜざる純粹の獨逸人又は同種族人を云ふのである。

（ロ）　一九三三年四月二十二日附小作人保護法。

本法は前述のライヒ世襲農場法と同趣旨の下に制定されたもので、獨逸農民のナチス的保護を規定したる法の一であり、小作調停所は、小作爭議の場合、地主と小作人との關係を客觀的立場に立て小作人保護の精神に準據し裁定すべきものとされた。

（ハ）　一九三三年二月十四日附農業上ノ强制執行保護法。本法は、世界不況によりて蒙りたる農民の債務不履行に對し、一定期限に至る迄農具及び農地に對する强制執行の一切の停止を規定した。ライヒ世襲農場法に依る世襲農場に對する强制執行が絕對的に禁止せられるに至つたのは本法に依るものである。

（ニ）　一九三三年六月一日附農業債務關係規正法。本法に依り、負債整理局（Entschuldungsstelle）は債權債務の兩者に關し、詳細なる調査を爲し、法律の定むる標準に從つて各個の債權について、各種の負債鎖却方法を決定すべきものとされた。現金鎖却及び債務鎖却債券（Ablösungsschuldverschreibung）による債務鎖却方法は本法に依り認められた特色ある鎖却方法である。

（二）一般的國土計畫法

國土計畫關係立法も農業經濟的重要性を有することはいふ迄もない。先づ第一に擧げらるべきは、一九三五年六月二十六日附布告に依る國土計畫局（Reichsstelle für die Raumordnung）である。これに次いで、一九三五年十二月十八日附第二次布告及び一九三六年二月十五日附命令がある。

（三）宅地法

宅地（Bauland）保護法としては、一九三三年九月二十二日附移住地開拓ニ關スル法律がある。本法に依り、移住地（Wohnsiedlungsgebiet）として指定された地域は、土地の利用、特に農林業、工業、交通業、建築、防空、保養等の要請を考慮して立案開拓さるべきものとされた。尙、一九三六年二月十五日附建築統制ニ關スル命令があるが、本質的に前者と同趣旨の立法である。尙、獨逸都市新計畫に關する一九三七年十月四日附法律がある。但しベルリンに關しては、特別法として一九三七年十一月五日附命令が制定された。

尙、右述の（一）乃至（三）の立法は農業立法といふよりも一般土地法の部門に入るべきであるが重要立法なるを以て關說した。

（四）土地取引規正法

土地（Grundstück）の商品化はナチス農業政策上重要なる問題として着目された。第一次大戰中に於ても土地投機による農村荒廢の苦杯を嘗め、一九一八年三月十五日附農地取引ニ關スル第一次告示が發せられたことがある。本告示に於ては、農地の賣買を爲すには所管官廳の許可を經るを要するものとされた。更にナチスに至り、一九三七年一月二十六日附土地取引ニ關スル告示が發せられた。その後、一九三七年四月二十二日附訓令に依り、右告示の適用上の準則が定められ、土地の商品化は禁止されたのである。

（五）耕作地の改善

例へば、沼澤地や荒蕪地を耕境（Kulturland）に改善する爲めの努力が爲されたが、これは後述の食糧全國團の農業經濟計畫中の一項目である。立法史的にみれば、

一九一九年八月十一日附移住地法、一九二四年二月十三日附命令等がナチス以前に於てもみられたが、これらは主として沼澤地の開拓に關する。

次に、沼澤地移住の爲めの信用供與も亦重要とされる。ナチス政權樹立後の一九三五年六月一日附獨逸農民層新設ノ爲メノ農業大臣ノ準則はこれを規定してゐる。尙、本準則は、一九三三年七月十四日附獨逸農民層新設法に關するものである。この獨逸農民層新設法は、獨逸全土内の農民移住並に農業地の創設に對するナチス政府の方針を闡明したものであるが、獨逸農民は本法に依り、獨逸全國民の生活資料供給者であり、且つ國民の生活と健康の源泉であるといふ二つの義務が負はしめられた。

一九三四年一月十八日附休閑地禁止法。

一九三四年十二月十三日附森林法。

一九三四年三月二十六日附播種地ニ關スル命令及び一九三五年九月四日附命令等が耕作地改善關係主要法令として擧げられる。

三　農業行政立法

ナチス獨逸に於ける農業行政部門に於ける劃期的基本立法は、一九三三年九月十三日附食糧全國團ノ暫定的構並ニ農産物市場及價格統制措置ニ關スル法律である。

本法は獨逸經濟の職能團體的構成の一環として、農業部門に於ける既述土地制度の基本法たる、ライヒ世襲農場法に相對應し、獨逸農業體制再編成基本法たるところにその本質がある。本法は嘗ての獨逸法制史上その類例をみざる總括的組織法である。本法の特色は、食糧農業大臣が獨逸食糧經濟の各領域に於て、特殊の聯合組合を設立し、これに市場統制及び物價統制の任務を委任した點に求められる。本法はナチス獨逸の農業に對する重要性の認識を裏付ける重要立法であるが、本法制定に至る迄の獨逸農民の嘗ての狀況を見てみよう。

一九二四年以來、獨逸農民の新負債は、ナチス政權樹立當時には約百二十億ライヒスマルクに達し、又法外の農産物價格の崩落をみた。

一九二八年―二九年の獨逸農民の總收入額は約百億ライヒスマルクであつたが、一九三二年―三三年には約六十四億ライヒスマルク迄低下し、もはや農業經濟生産の生産費をもカヴァーすることが不可能となつた。

然るに、ナチス政權樹立後、一九三三年―三四年に於ける獨逸農民の總收入額は約七十四億ライヒスマルクに上昇し、一九三五年―三六年には約八十八億、一九三七年―三八年には九十五億に達し、一九二八年―二九年それに肉迫したのである。

尙、農業經濟上の生産力の進展をみるに、一八八〇年に於ける一ヘクタール當りの生産量を一〇〇とすれば、一九三七年度に於ては二三二迄に上昇してゐる。換言すれば、一八八〇年に於て、二、七人が四、九ヘクタールに於て生産したものを、一九三七年度に於ては一人が二、一ヘクタールの面積で生産したことになる。獨逸經濟に於ける工業生産力の飛躍はいはずもがな、農業經濟に於てもその生産力の進展の著しきものがあつたのである。然し、土地の自然的條件等より食糧の自給自足の不可能なる事實は固より否定し得べくもない。

この獨逸農業の進展は、土地制度、農業負債整理關係等の立法的表現に於て既に窺知するを得た如く、ナチス獨逸の絶大なる農村振興の爲めの努力に負ふものであるが、その農業行政機構再編成宜しきを得たことに依るものなることも亦疑を容れない。

一九三三年三月二十三日のヒトラー總統の農民救濟の演說があり、次いで一九三三年六月二十九日、ワルター・ダレーの食糧農業大臣任命をみるや、彼は着々と獨逸農業政策の基調となる立法事業の完遂に務めたが、先づ、一九三三年七月十五日附農業ノ職能團體的構成ノ統制ニ對スル國家權限ニ關スル法律を制定した。本法は各國に例をみざる農業團體の組織化及びカルテル化の具現を期したものであり、食糧全國團に關する法律と共に獨逸農業機構再編成の基本法である。尙、本法に關する一聯の命令の制定をみた。卽ち一九三三年十二月八日附、一九三四年一月十五日附、一九三四年二月十六日附、一九三五年二月四日附及び食糧全國團關係の施行令が次々に發布せられたのである。

次に、再び獨逸農業行政機構再編成の基本法に基く食糧全國團（Reichsnährstand）の內容の概觀を試みよう。

この食糧全國團は農産物の生産、加工、販賣を爲すすべての經營者及びその結合體を團體員とする公法人であり、その業務範圍は林業、園藝、漁業、狩獵業等に亙るである。同團々長は食糧農業大臣ワルター・ダレーが兼任してゐる。食糧全國團は商工經濟團體よりも早く構成され且つより組織的な體制を整へてゐた。本團は獨逸農民階級は固よりのこと、獨逸農業經濟及び獨逸食糧經濟に從事する一切の者を團員として包括してゐる。

かかる食糧全國團の任務遂行に當つては更に一箇の組織を有つてゐるのである。即ち中央に、食糧農業大臣兼食糧全國團團長たる中央農民指導者（Reichsbauernführer）があり、全國農民の生産から配給に至る一切の農産物運行過程を統制し、その下に、各ラント農民團（Landesbauernschaften）、各地區農民團（Bezirksbauernschaften）、各クライス農民團（Kreisbauernschaften）と全國如何なる寒村も洩れなく組織中に包容し、右各農民團に一人宛の指導者を任命し、上意下達の徹底を期してゐるのである。

尙、食糧全國團は市場及び價格統制の爲めに獨逸食糧經濟關係のすべての經濟團（Wirtschaftsgruppe）を隷屬せしめてゐるがこれら所屬各團體を列擧すれば左の如くである。

(イ) 獨逸穀物及び飼料經濟中央聯合會（裸麥及び小麥製粉經濟聯合會を含む）二十の穀物經濟結合を有つ。
(ロ) 十八の牛乳經濟組合を有する獨逸牛乳經濟中央聯合會。
(ハ) 二十の屠畜利用組合を有する獨逸畜産經濟中央聯合會。
(ニ) 二十の雞卵經濟組合を有する獨逸雞卵經濟中央聯合會。
(ホ) 獨逸砂糖經濟組合を有す（但し、獨逸糖菓經濟聯合會を含む）。
(ヘ) 二十の馬鈴薯經濟組合を有する獨逸馬鈴薯經濟中央聯合會。
(ト) 二十の園藝經濟組合を有する獨逸園藝經濟中央聯合會。
(チ) 十五の葡萄栽培經濟組合を有する獨逸葡萄栽培經濟中央聯合會。
(リ) 五のビール醸造經濟組合を有する獨逸ビール醸造經濟中央聯合會。
(ヌ) 獨逸魚類經濟中央聯合會（但し下級分肢なし）。
(ル) マルガリン及び人工食糧脂肪産業經濟聯合會（但し、下級分肢なし）。

四　農産物取引法その他

農産物の取引を農業大臣の所轄となす各種取引法、その他農業部門の結合促進を計る結合令が多數公布せられてゐるが、之については多岐に亙るため省略する。

第四章　價格法

一　總說

ナチス獨逸の價格政策はこれを左の段階に分つことが出來る。卽ち、

第一段階は、各種價格殊に拘束價格についてのカルテル、トラストを通じての統制時代、卽ち個別的部分的價格統制時代である。

第二段階は、一九三六年の所謂價格停止令に依る統制の全般化の時代である。これは四箇年計畫の完遂の爲めにとられた劃期的措置である。

第三段階は適正價格の時代である。前段階は價格の引上停止を目的としたものではあるが、然し、價格停止令制定趣旨に於ては國民經濟上必要にして且つ正當なる理由の存するものは適正限度に迄價格の引上を爲すことを禁止するものではない。從つてそれは第三段階の適正價格政策時代へと進展する爲めの必然性を有つてゐたといへる。因に今次大戰開戰直前制定せられた一九三九年八月八日附國民經濟的適正價格形成ノ諸原則ニ關スル命令はその最後の立法的表現である。

第四段階は、一九三九年九月一日以後の今次大戰下に於ける戰時價格政策時代である。獨逸の戰時價格體制は、その準備段階たる四箇年計畫の實施によつて既に確立せられ、開戰後、本格的にこれが强化をみたのみでその質的變化のなかつたことは他のすべての經濟體制に於けると同樣である。

今次大戰下に於ける戰時價格政策の基本法はいふ迄もなく、一九三九年九月四日附戰時經濟令第四章（戰時價格）である。本令は價格及び賃銀は戰爭遂行の義務を負擔する國民經濟の原則に從つて形成されねばならぬ趣旨を闡明してゐる。更に一九三九年十月十一日附戰時經濟令第四章（戰時價格）施行令に於て、詳細なる規定が設けられた。

右の如く、獨逸の戰時價格形成は、戰時經濟令第四章に依るのであるが、これと一九三六年の價格停止令との關係が問題となる。價格停止令に依る停止價格は、戰時に於ては、單に最高價格に過ぎなくなつたのである。戰時經濟令の規定に依れば、戰時價格が停止價格を超えるときは價格停止令第三條に基く許可を要するものと定めた（戰時經濟令第二十七條參照）。然し、停止價格が不當なるときは戰時經濟令に抵觸するものとして價格引下を命じられる。卽ち戰時價格は原則として停止價格によつて上限が與へられてゐるが、停止價格より引下げることを妨げるものではない。

以上がナチス獨逸に於ける價格政策及びその實績としての立法的表現の大略であるが、次に主として今次大戰に至る迄のナチス價格政策をその立法の側より考察しよう。

二　國家の干涉

次の敍述は主として國家と經濟の觀點に於て國家の價格形成に對する干涉の態容をその立法的表現を通じてみるものである。

（一）　ナチス以前の價格法

第一次大戰後のインフレーション時代に於ける通貨の完全な崩壞は、暫定的ではあつたが、貨幣價格に對する國家の干渉を拒斥した。然し、新通貨が導入せられるに至るや、ここに國家に依る價格形成への干渉が試みられ所謂價格監視時代とも言ふべき傾向が生れたのである。但し、この場合、國家はカルテルを結成せしめ、これをして特に强力なる價格統制を行はしめるといふ全く新しい方針に依つたのであつた。その後、一九三一年の大統領の緊急令發布（プリューニング）となり、ここに國家的價格監視が大規模に行はれることとなつたのである。その後、價格管理國家委員の設置をみ、同時に利子、賃貸借料及び賃銀と並行して體系的に價格引下を爲さんとする試が爲された。

このカルテル、ラストを通じての卽ち個別的部分的價格統制時代及びその前期の價格立法としては左の如きものが擧げられる。

第一次大戰當時

一九一四年八月四日附最高價格法。

一九一五年六月二十三日附過度ノ價格引上禁止告示。

一九一八年五月八日附價格引上禁止令（尙、一九二三年七月十三日附改訂）。

第一次大戰後

一九二三年十一月二日附カルテル令。

本令に依り、經濟大臣は、カルテル協定が經濟全體又は公益を害するときは、右協定無效の確認の訴をカルテル裁判所（Kartellgericht）に提起することが出來る。又、同令第四條に依れば、國民經濟的に正當ならざる方法に依つて、生產又は販賣の制限を爲し、價格の引上を行ひ、これを維持せんとするときに經濟全體又は公益が特に害せられるものとされる。

次いで、一九三一年十二月八日附經濟並ニ財政ノ確保ト國內的平和維持ノ爲メノ第四次大統領令第一章乃至第二章及び同日附價格管理國家委員ノ權限ニ關スル命令（尙、本令は一九三二年四月十五日改定さる）が制定されたが、特に前者はこの段階に於ける價格に關する基本法である。本令は一九三六年の價格停止令の制定に依る全般的價格統制時代に至る迄の個別的價格政策の代表的立法である。

（二）　ナチス價格法

獨逸價格立法の體系的敍述は總說の段階區分に從ふべきであるが、ナチス政權の樹立にはすべての意味に於て新しき政策が盛られてあるので、次にナチス價格法として一括して述べることとする。

一九三三年にナチスが政權を掌握してから、數ケ月は前記價格監視を踏襲したのであるが、その後、ナチス政府は徹底的に價格形成の鍵を掌握した。その最も顯著なる立法的表現は勿論、一九三六年の價格停止令である。いまその解說に當るに先立ち、同令制定に至る迄の主要なる價格立法を擧げれば左の如くである。

一九三三年七月十五日附價格監視國家委員ノ任務及權限移讓ニ關スル法律。既存の價格管理國家委員の解任に關す。

一九三四年十一月五日附價格監視國家委員設置ニ關スル法律。

一九三四年十二月四日附價格監視國家委員ノ權限擴張ニ關スル法律。新任價格管理國家委員の權限擴張、就中、食糧全國團關係に對する權限擴張に關す。

一九三四年十二月十一日附價格管理ニ關スル命令。本令は既存の價格管理國家委員の職を、一九三五年七月一日限り廢止し、價格統制の權限の各所管大臣への移讓に關す。

一九三四年十二月十一日附價格拘束令及び同日附命令。この兩令に依り、爾來、すべての價格拘束は申告義務あるものとされた。

一九三六年十月二十九日附價格形成國家委員ノ任命ニ關スル法律（Gesetz zur Durchführung des Vierjahres-plans-Bestellung eines Reichskommissars fur die Preisbildung）。本法に依り、價格形成國家委員の任命をみ、これに廣汎なる任務と權限が付與され、同時に、四箇年計畫受託官（Der Beauftragte des Vierjahres-plans）に對し、獻策することとなり、ここに獨逸の價格政策は從來の消極的政策から積極政策へと質的轉換を遂げるに至つたのである。

一九三六年十一月二十六日附、價格引上禁止ニ關スル命令—停止令（Die Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen. Die Stoppverordnung）。本令の內容は後述するが、これは前述價格形成國家委員ノ任命ニ關スル法律と共にナチス積極的價格政策の具現化の最も顯著なものである。本價格停止令は四箇年計畫と有機的に結びついてゐる。本令を中心として、無數の施行令や個別的規定の制定をみたのである。

一九三九年六月三日附價格法規違反ニ對スル刑罰及科刑手續ニ關スル命令。本令に依り、從來の價格刑罰法は集大成されその統一をみるに至つた。

三　價格法の個別的完遂

以上に於て、われわれは國家と經濟の關係に於て國家の價格形成に對する干涉及びその立法的實績の跡を辿つたのであるが、次に、更に價格法の獨自の姿に於ける法的分野を各個別的に檢討しよう。

（一）有機的價格形成

ナチスの價格政策は單に價格そのものだけを切離して考へられるべきものではなく、價格の因つて生ずる要因と密接なる關聯に於て把握されねばならぬ（價格形成國家委員、ヨーゼフ・ワークナー）。この見地に立つた代表的價格立法としては、食糧全國團關係價格法である。卽ち、

一九三三年九月十三日附食糧全國團ノ暫定的構成及農產物ノ爲メノ市場及價格統制措置ニ關スル法律がそれである。本法に依り、食糧農業大臣は食糧全國團及びその各支所に對し、農產物の生產、販賣及び價格統制の權限を與へた。（尙、食糧部門に於ては、一九三三年九月二十六日附穀物價格安定法、同月十九日穀物價格ニ關スル命令、一九三四年六月二十七日穀物經濟統制法初め個々の商品に關する多數の法令が發布された）。

又、有機的價格形成にとり重要なことは、國民經濟的見地に立てる所謂適正價格の問題である。價格停止令の眞の制定趣旨もここにあるが、この適正價格は原價計算（Selbstkostenpreisberechnung）をその核心とするものである。この原價計算に關する基準規律の重要なるものとしては左の如きものがある。

一九三六年十一月十二日附經濟大臣及價格形成國家委員布告。纖維工業（Textilindustrie）に關す。
一九三八年七月二十五日附電力供給價格形成ニ關スル命令。
一九三八年十一月十五日附公ノ註文者ノ爲メノ給付ニ於テ原價ヲ基準トスル價格檢出ニ關スル命令。
尙、右の外、價格形成國家委員は一九三九年一月十六日附を以て原價計算の一般原則を公表した。

（二）　管轄官廳に關する法令

獨逸價格政策を管掌すべき官廳として設置された最初のものは、一九三一年十二月八日附經濟並ニ財政ノ確保ト國內平和維持ノ目的ノ爲メノ第四次大統領令第一章乃至第四章に基く價格管理國家委員（Reichskommissar für Preisüberwachung）である。一九三一年十二月八日附、價格管理國家委員ノ權限ニ關スル命令及び一九三二年四月十五日附權限ニ關スル命令に基き、價格管理國家委員の權限が定められたが、その後、一九三二年十二月二十三日附命令に依り、價格管理國家委員は經濟大臣に隷屬することになり、更に、一九三三年七月十五日附法律に依り、價格管理國家委員の權限は經濟大臣と食糧農業大臣との間に分割せられた。次いで、一九三四年十一月五日附價格管理國家委員設置ニ關スル法律に依り、價格管理國家委員が再び任命せられ、一九三四年十二月四日附法律に依り、同委員の權限の擴張をみるに至り、一九三四年十一月五日附法律に依り、その任期を一九三五年七月一日迄と規定されたことは前述した。

その後、一九三六年、四箇年計畫の實施と共に價格形成國家委員（Reichskommissar für die Preisbildung）が設置され、ヨーゼフ・ワークナーの任命をみ、獨逸價格政策の全權を彼が掌握し今日に至つてゐる。

（三）　申告義務（anmeldungspflicht）に關する法令

價格政策の遂行上、申告義務の重要なることは論を俟たない。これに關する最初の立法としては、一九二三年七月十三日附、報告義務（Auskunftspflicht）ニ關スル命令がある。ナチスに至り、一九三四年十二月十一日附價格拘束申告義務ニ關スル命令が制定された。

（四）　公示義務（Bekanntgabepflicht）に關する法令

價格は、これを一般公衆の目につき易きやう明示しなければならない。

一九三一年十二月十七日附命令に於て、パン、鮮魚、冷凍魚等に關する公示義務が總括規定された。その後、一九三五年、一九三六年に同樣の立法が行はれたが、現行法は一九三九年六月三日附命令である。本令は一九三五年一月八日附價格表示ニ關スル命令の特則を成すものである。

（五）　獨斷的價格拘束（Preisbindungen）の禁止に關する法令

價格拘束も亦國民經濟的見地に立つて行はれねばならない。この價格拘束に關する法令は主として、カルテル又は食糧全國團の市場支配各團體の價格拘束に對するものである。

一九三四年十二月十一日附價格拘束及生活必需品價格引上禁止令、一九三四年五月十六日附命令及び一九三五年九月二十九日附命令等がある。

（六）　價格引下（Preissenkung）に關する法令

第一次大戰後、直接、間接、價格引下を爲さんとする努力が行はれた。その最も明瞭な立法的表現は、一九三一年十二月八日附緊急令であつた。本令は價格の引下と同時に、利子、賃銀、賃貸借料等の引下をも規定したものであつた。今日に於てはこの價格引下は一般的經濟的安定といふ觀點に於て、後退した感もないではないが、然も價格引下の原則は決して放棄されたものではなく、從つて個々の分野に於て重要なる法規の制定をみてゐる。

第一次大戰後の立法として左の如きが擧げられる。

一九一九年八月二十一日附石炭業ニ關スル法律。一九三一年緊急令。

一九三七年十月二十七日附精製品ニ關スル命令。一九三六年六月十六日附農業用電氣器具價格引下ニ關スル命令。

（七）　一九三六年の價格停止令

前にも觸れた如く、本令は價格形成に關する國家的干與のすべての部門に於て、最も大規模にして且つ強力なる立法的表現である。

この價格停止令は四箇年計畫完遂と密接なる關聯を有ち、價格形成國家委員の提議に依り制定されたものでナチス獨逸の積極的、全般的價格政策の代表的立法なることは屢述の如くである。

本令の適用範圍は廣汎に亘り、日常生活必需品、農産物、工産物一切の各種の財貨及び商品の流通並にその他の對價、その他各種の財貨及び給付をも含み、これらの價格引上を禁止した。（この適用範圍に對する解說として一九三七年一月三十日附回章がある。）而して、右價格引上禁止の效力はヒトラー總統によつて四箇年計畫が發表せられた一九三六年十月十八日迄遡及するものとされた。

尙、この一般的禁止規準日（Generalstichtag）に對し一九三六年十一月三十日附價格引上禁止ニ關スル命令第一次施行令に於て、所謂、特別基準日（Sonderstichtag）が紡績材料に對して設けられ、又基準日價格に對する例外規定が設けられ、一九三四年七月三十一日附貴金屬價格令、一九三四年九月二十二日附外國商品價格令一九三六年十月六日附銀價格令、一九三六年十月二十二日附、肉類腸詰價格令、並に四箇年計畫受託官又はその同意を得て發する命令は價格停止令に依つてその效力を妨げらるることなきものとされた。

次に本令發布に至る迄の價格抑制の立法史的概觀を試みるに、元來、獨逸に於ける價格抑制の最初の基本法は、一九三四年五月十六日附價格騰貴防止令（Verordnung gegen Preissteigerung）である。然し、その適用範圍は、生活必需品並に日常の需要を充すべき給付に限定されてゐたし、又その方法も組合その他の團體が協定を以て最低價格を定むるを原則的に禁止した程度の消極的なものであつた。その後、一九三四年八月七日附第二次命令に於て右の適用範圍の制限が撤廢され、すべての財貨及び營業的給付に擴張した。更に、一九三四年十二月十一日附需要充足ノ價格拘束及騰貴防止令に依り、財貨又は給付（賃銀及び俸給を除く）の國內取引について、組合その他の團體、一般生產者又は卸賣業者が價格等を確定し、協定し、勸告することを原則的に禁止したのである。且つ購入者に不利とならやうこれらを變更することも禁止した。かくて價格騰貴抑制の一般的規定は準次に擴張され遂に一九三六年の價格停止令の制定となつたのである。

この價格停止令關係の重要なるその他の法令としては左の如きものがある。

一九三七年一月三十日附價格形成國家委員回章―價格停止令補則。本回章に依り、數量割引清算並に信用割引現金支拂割引、支拂期限、商品による特典等、取引上顧客の享受すべき特典に對しても、價格停止令の效力が及ぶものとされた。更に、新生產物價格、季節的商品價格の規律を含んでゐる。

一九三七年二月二十三日附價格形成國家委員回章はカルテル及び商標は商品價格の値上禁止を規定した。尙、一九三六年十一月三十日附價格引上禁止令第一次施行止に依り、對外取引については、價格停止令を適用せざるものと定められた。

更に、一九三八年三月二十九日附命令に依り、オーストリーに、一九三九年五月二十二日附、命令に依り、ズデーテンラントに一九三六年の價格停止令の適用が擴張された。（この他、停止令を補充する商品別の多數の法令並びに外國商品價格形成に關する諸法令がある）。

第五章　貨幣及び金融法

一　總　說

獨逸の貨幣及び金融制度は、尙資本主義的發達の遲れた統一國家時代の混沌たる時代より、十九世紀末より第一次世界大戰に到る强大な資本集積の時代、インフレーション以後の外資依存の集中强行の時代、世界恐慌、ワイマール治下の危機、ナチスによる復興へと幾度かの動搖を續けた後、今日のナチス的な强力的制度に到つたのである。その間の經濟的動態についての考察はこゝでの論外として、その變遷を立法的に辿つてみよう。

二　ナチス制度確立迄の諸期

第一　第一次大戰前に於ける貨幣法及び金融法

統一帝國の當初に於ける獨逸の通貨制度は混沌たるものであり、七つの相異つた通貨地域に分れ、三十二の全く無關係な、全然相違した法規に規律された發券銀行があつた。當時の本位貨幣は銀貨であつた（但し、ブレーメンは金、諸邦では金銀の比價は上下してゐた。プロイセンでは、金、銀貨の比價が法定されてゐた）。

統一獨逸國家の通貨は金本位であつた。この統一國家に於ける貨幣法の最初の立法的發現は、一八三七年の獨逸

硬貨法である。本法に依り、獨逸に統一的金本位制度が布かれ、二〇ライヒスマルク、一〇ライヒスマルク及び五ライヒスマルクの金貨が作られた。その他、銀貨、ニツケル貨、銅貨が發行された。これは第一次大戰に至る迄、世界貿易の急速なる膨脹に對し、重大役割を演じたのである。

この新金本位制度の確立に至る迄には左の三經過を經てゐる。

（一）一八七一年、金貨鑄造に關する一法律が通過した。新通貨としてマルクの採用、現行銀貨に對する比價の明認、銀貨の回收が規定された。

（二）一八七三年、金本位制度が法律に依つて規定され、銀貨は小額硬貨に限定された。

（三）一八七五年、三十三の中央銀行の一であつた。プロイセン銀行がライヒスバンクに改組された。これは他の發券銀行に對する重壓となり、事實上、一九一〇年迄二十七の發券銀行がこの壓迫に屈服し殘存發券銀行の發券額も微々たるものにすぎなかつた。一八七五年のライヒスバンク法に依り、ライヒスバンクは、一〇〇ライヒスマルク及びそれ以上の額面の銀行券のみを發行することが出來た。その後、金準備强化の爲めに金回收政策を始め、一九〇六年の法律に依り、五〇ライヒスマルク及び二〇ライヒスマルクの銀行券を發行することになつた。

一八七五年の法律に依る紙幣の現金準備は、英國のピール銀行法の全額準備（Volldeckung）とは異り、部分的準備（Teildeckung）の原則を選んだのである。尙この外に、確實なる商業手形を基礎とする銀行準備（bankmässige Deckung）なるものを規定したが、これは銀行の發行する銀行券の三分の二以上の保證準備を必要とした。

第二　第一次世界大戰に於ける戰時金融動員

概括的にいへば、一九一四年八月四日、第一次世界大戰が勃發した時に於ける獨逸の經濟的對戰準備は極めて不充分であつたのである。獨逸は、かくの如き無準備の狀態に於て、經濟的に金融的に全く孤立の狀態に於て四箇年間戰鬪を繼續せざるを得なかつた。

然し、貨幣、信用、國家財政の部面に於ては計畫的なものを有つてゐた。それは、戰爭需要充足の爲めには、一にも金、二にも金といふ建前にあつたからである。だが、これは現代戰にとつては唯一のものでないことが間もなく明にされた。この經驗に鑑み、今日のナチス戰時財政の意義はこれと全然異り、國民經濟力の平時經濟から戰時經濟への轉換の爲めに直接的な「物」の力、即ち物資經濟的措置を第一義とする樣に變つたことは後述の如くである。

一九一四年八月四日の臨時議會は財政經濟上の緊急措置に關する法律案を一氣に通過せしめ、これらはすべて即日施行されたが、即ち左の如きものがある。

（一）帝國紙幣及銀行券ニ關スル法律。
（二）貨幣法改正法律。
（三）銀行條例改正法律。
（四）帝國公債法補充法律。
（五）貸付金庫法。

これらの諸法律は所謂財政上の動員を完了し、一國信用組織の中樞國家資源の根柢を鞏固にして、戰爭の遂行及

び戰時國內經濟各方面の非常行動が要する巨額の資金を遺憾なく供給せんが爲めに發せられたものである。

獨逸の戰時中の金融政策に於て、先づ採られた措置は金準備保強策であつた。これにより、銀行券の增發に多大の餘地を與へ、多額の戰費を賄はんとしたのである。この金準備保強策の爲めに、金の引出及び流出防止策として第一に、兌換停止（帝國紙幣の兌換停止、銀行券の兌換停止）、第二に、補助券の交換停止、第三に、英國印紙を貼用せる公債證券の賣買禁止、第四に、外國手形の支拂延期、第五に外國への送金者嚴罰等の諸措置がとられた。

更に、金準備增加策としては、第一に、通貨の打歩發生防止及び私藏金貨の提出示達、第二に、公共機關及び民間有志の盡力、第三に、金貨拂文言の效力停止、第四に、金屬買入會社の設立等が行はれた。

通貨增加策をみるに、開戰前既に、通貨恐慌勃發し、市中銀行の預金取付續出し、又金融業者、商工業者にして融資をライヒスバンクに求むるものが少くなかつた。かくの如き狀態に於て通貨增加策としてとられた措置は左の如きものであつた。

第一に、補助銀貨の新鑄增發、第二に帝國紙幣の增發、第三に、ライヒスバンク銀行券の增發であつた。

更に、ライヒスバンクはその資金貸出について甚だ寬大な措置をとつたが、特に露軍の侵入によつて大被害を蒙つたプロイセン地方に對し著しきものがあつた。

新組織の貸付機關及び資金融通の方策としては、ライヒスバンクは、金融業者、商工業者に對し、寬大なる態度に出で、更に、出來得る限りの融通を圖る爲め、政府は特別なる貸付機關を新設し且つ既存の機關をして金融の新方法に出でしめた。

その第一は貸付金庫の設立及び管理である。獨逸に於ては既に一八四八年、一八六六年及び一八七〇年に於て貸付金庫の制度を實施し、事變に應じて商工業者を救濟するところあつたが、第一次大戰に於てもこれらの前例に倣ひ、殊に、一八七〇年七月二十一日の法律に準じて、一九一四年八月四日の貸付金庫法を發布し、政府はライヒスバンクの本店、大支店及び支店に貸付金庫を開設し、證券及び商品を擔保として貸付を行はしめたのである。

その第二は、戰時貸付銀行である。戰時貸付銀行は商工業者に對し、信用貸付の方法に依り、特別の救濟を與ふることを目的とし、適當の條件の下に貸付及び割引を行ひ、ライヒスバンク、國立信用機關又は國家自身からの救濟を仲介する働を爲すものである。組織上、貸付金庫と異るところは、これが官立なるに對し、貸付銀行は株式會社組織である。本機關は各邦に設置されたが、その業務經營の方法及び規模に至つては各機關の間に差異があり、又、Kriegskreditbank, Kriegsdarlehnskasse, Kriegsrufskasse 等地方に依り異る名稱が附された。その中最大にして模範的であつたのは「株式會社大ベルリン戰時貸付銀行」であつた。

その他の戰時金融施策として、不動產抵當貸付、戰時資金需要の爲めに設立せられた會社に對する印紙稅の免除中流產業者に對する資金の逼迫、住居保護基金を以てする建物擔保貸付等、更に、支拂期日の延長に關する裁判上の承認、手形及び小切手の期間の延長、外國居住者の有する請求權の延期、外國手形に對する支拂猶豫、被召集者に對する法律上の保護等の諸措置が第一次大戰開戰と同時にとられたのである。

更に第一次世界大戰に於ける獨逸の戰費支出の急速なる膨脹に對處する爲めには、戰時公債の發行、增稅、發券銀行以外の機關による短期クレデイツトの擴張に依つたことは別章にみる如くである（第六章）。

第三　第一次大戰後今次大戰に至る貨幣法及び金融法

第五章　貨幣及び金融法

巨額の賠償金支拂問題、經濟不安定は、獨逸金融機關の機能破壞を齎らし、その後インフレーション、世界不況の襲來は、更に之を激化した。この間、レンテン銀行初め中央機關の整備、貨幣制度改革、各種信用救濟機關（保證會社、信用組合、金庫）の强化、資本逃避防止、短期外資据置、爲替管理等の措置が講ぜられ、國營乃至公共大銀行集中の促進短資依存の防止が行はれた。左に之に對する立法的措置を略述しよう。

一九一八年―二三年の獨逸に襲來したインフレーションにより、獨逸の貨幣制度は完全に崩壞し、貨幣價値の下落に因る慘害が凡ゆる方面に波及し、舊マルクはもはや貨幣機能を果すことが出來なくなつた。かくして、一九二三年秋以降、安定貨幣の爲めの貨幣體制の根本的改革が重大問題となつたのである。この努力の立法的表現が、即ち、一九二三年十月十五日、レンテン銀行令（Rentenbankverordnung）である。

本令に依り、レンテン銀行は新支拂手段即ちレンテンマルク（Rentenmark）を創出することとなつた。レンテン銀行は國立の機關でなく、農業、工業、中小工業及び銀行業をも含む商業の代表者の機關であつた。

レンテン銀行の基本的資本並に積立金は、三十二億レンテンマルクに上つた（現實には一ペーニッヒも拂込まれなかつた）が、これは一方農業により、他方、工業、中小工業、商業及び銀行業から等分に調達されたのである。この爲め、農林業に於て利用されてゐる土地並に工業、中小工業、商業及び銀行業は不動產抵當及び債務證券を以て、その國防分擔金評價價格（Wehrbeitragswert）の四〇パーセント迄負擔せしめられた。これは事實上、農工業に對する特別稅となつたのである。これらがレンテン銀行設立の資本金となつたのである。この價値不變のレンテンマルクの登場により、舊紙幣マルクの金に對する價値は更に崩落した。交換比率は、一兆紙幣マルク＝一金マルク＝一レンテンマルクとされた。これにより、安定、否少くともレンテンマルクで名稱の單一化が齎らされた。

このレンテンマルクに依る貨幣價値の安定は、その保證準備にもよるが、新通貨が決してインフレーション的危險を犯すことはないと民衆に納得せしめたことは心理的な奇蹟とも稱すべきものであつた。ここに所謂レンテンマルクの奇蹟の名が生じた所以があるのである。

次いで現はれたのが、一九二四年八月三十日附、硬貨法（Münzgesetz）である。本法の最も基本的な部分は、金本位の再導入である。即ち支拂手段としては先づ第一に金でなければならぬものとされた。然し、金貨の鑄造は行はれず、銀行券の發行が行はれたのである。本法の有つ意味は、第一次大戰中に於て金流通量の不足に惱んだ各國が兌換準備として金爲替を以てしたのに對し、本法に於ては、金準備は金と金爲替とを合せたものであり、金本位―金地金―金爲替準備制と貨幣制度の發展の方向を示唆した點にある。

本法に依る銀行券は、然し、その後、一九三九年六月十五日附ライヒスバンク法が制定されてからは、專らこのライヒスバンク銀行券（Reichsbanknoten）が唯一の無制限通用力を有つ法貨とされるに至つた。この銀行券はライヒスマルク（Reichsmark）と稱される。而して、一〇ライヒスマルク以下の小額銀行券を發行するときは政府の同意を要するものとされた。尙、これと相並んで補助貨があるが、これには、一九二四年の硬貨法が依然として適用されてゐる。即ち、銀貨の場合は、二〇ライヒスマルク迄、ペニッヒの硬貨では五ライヒスマルク迄、支拂手段として使用し得ることになつてゐる。

尙、ライヒスバンク法は現行保證準備制度も規定してゐる。

貨幣代用物（Geldersatzmitteln）規律に關する法令としては左の如きものがある。

一九三三年六月二十一日附手形法。

一九三三年八月十四日附小切手法。尙この兩法は後に若干の改正をみた。

次に、信用混亂を救濟し之にナチス的統制を加ふる爲めにとられた措置の立法的表現として、一九三四年十二月五日附信用法（Reichsgesetz über das Kreditwesen）がある。本法の適用範圍は、ライヒスバンク、正金割引銀行、郵便局及びその他若干の公的乃至特殊性質の金融機關を除き、銀行業務又は貯金業務を營むすべての信用機關に亘り、且つ政府は他の種類の業務を營む企業をも本法に所謂信用機關と指定する權限を有するが故に、その統制の範圍は極めて廣汎である。本法はその後、金融に對する國家の干渉を更に一段と本格化する爲め、開戰直後の、一九三九年九月二十五日に改正された。

第四　ライヒスバンク法

以上に於て、獨逸貨幣法及び金融法の沿革的概觀を試み、簡單にそれぞれの獨逸信用制度上、有つ意義を顧みて來たのであるが、この獨逸信用制度の核心を成すものは固よりライヒスバンクである。このライヒスバンクは、一九二四年八月三十日附ライヒスバンク法に依り、從來のライヒスバンクに對する改造が行はれたのである。

本法に依り、ライヒスバンクが改正された所以は、賠償金の獲得を確實にせんとする聯合國側の期待とインフレーションの再來を防止せんとする內國側の要望により、ドーズ案又既述、獨逸硬化法との關聯したことにあるのである。この改造により、獨逸國はライヒスバンクに對する單なる監督權さへも剝奪され、外國の干渉が行はれることになつた。

この新銀行法の舊銀行法と異るところは、形式的には、舊法が私立發券銀行に關する規定をも包含してゐたが、これを分離したこと、實質的には、(イ)獨逸國家の干渉を排斥し、政治的、財政的に獨立ならしめたこと、(ロ)新に一般參議會を設立し、會員の半數を外國人としたこと、(ハ)中央政府及び地方政府に對する貸付の嚴格なる制限(ニ)發券制度に機械主義的制度を採用したこと等が主たる點である。

元來、一八七五年の舊銀行法に依れば、ライヒスバンクの運用は獨逸國に歸屬してゐたものである。然るに、一九二二年の自主權法に依り、ライヒスバンクの自律（Autonom）が宣言せられ、越えて一九二四年の新銀行法に依り、獨逸高權の下より離脫せしめられたのである。

その後、一九三〇年三月十三日附銀行法改正ニ關スル法律が制定され、ヤング案の趣旨に則つて改正されたが、改正の要點は、(イ)外國勢力の驅逐、(ロ)獨立法の修正、(ハ)貨幣平價の維持、(ニ)資本金額の變更等であつた。

次いで、一九三一年五月十一日、オーストリーに於けるクレディツト・アンシュタルトの破綻の影響は獨逸にも波及し、獨逸の財政構造は全く破壞されるに至つたこの際ライヒスバンクは利子政策と信用政策をとつた。然しながら、短期外資の引揚は急激を極め、獨逸金融機構は破綻に瀕したので、政府はその後、國家信用保持の諸措置をとつたが、入超等の現象も起り、一九三四年に遂に、所謂シャハトの新計畫をみるに至つた。

ナチス政權樹立後、一九三三年十月二十七日附銀行法補則の制定に依り、ライヒスバンクは根本的に改革された。本規程に依り、一般參議會は廢止され、ライヒスバンクの活動の對外的自由は著しく增大した。

更に、一九三四年十二月五日附信用法が公布され、銀行監督制度が强化され、ここにナチスの銀行統制が開始された。本法に依り、銀行監督局、銀行檢査官が設置されたが、前者に重點を置き、その人的構成は長官はライヒスバンク總裁その下に同副總裁と財務省、經濟省の參事官各一名、總統の任命する者一名、食糧農業省、內務省の參

事官各一名の計七名より成る。

更に、一九三七年二月十日附法律に依り、獨逸國に對するライヒスバンクの獨立性は全く終末を告げ、ライヒスバンク重役會は直接總統に隷屬することとなつた。

一九三九年六月十五日附ライヒスバンク法はその冒頭に於て「獨逸ライヒスバンクハ總統直屬トス」の命題を掲げ、最高の金融機關とライヒの政治指導の結合が行はれたのである。本法に依り、ライヒスバンクの行員の地位は準官吏とせられ、ライヒ懲戒規程の規律に服すべきものとされた。

今次大戰勃發直後の一九三九年九月十五日制定の、一九三四年の信用法改正法は、金融統制の目的の爲めに、國家の對銀行干渉を强化したものであるが、その特色は、監督局の役員が經濟大臣、財務大臣、ライヒスバンク理事局に滅員せられ、對外的には經濟大臣が全員を代表することに定められた點にある。これは銀行監督の權限を經濟大臣が掌握し、權力集中を圖つたところに意味がある。

ブリューニング、パーペン內閣は恐慌後の金融機構の整備に努力し、次いで、ナチス政權となり、ライヒスバンクの復興に不斷の努力が續けられつゝある。

第六章　財政及び租稅法

第一節　ナチス以前の國家財政

——主として戰時財政を中心として——

一　總　說

統一國家建設期、第一次大戰準備期、戰爭直後、世界不況期を通じて、獨逸財政は、經濟上の變動に對應する甚だしい變動を經過した。然しこゝでは、戰爭と戰費の關聯に於て獨逸財政方面を檢討してみよう。蓋しナチス財政は軍事財政と見ることを得るものであるから。

二　各　期

ナチス以前の獨逸國家財政の概觀に入るに先立ち、先づ十九世紀及び第一次世界大戰に於ける戰費に對する概觀を與へよう。

十九世紀の戰費（Boxart に依る）

戰爭		日數	人的損害	直接費
ナポレオン	一七九〇—一八一五	九、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	三、〇七〇、〇〇〇、〇〇〇弗
クリミヤ	一八五四	七三〇	七八五、〇〇〇	一七〇、〇〇〇、〇〇〇弗
アメリカ　南	一八六一—一八六五	一、三五〇	六五六、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
北				二、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
				七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
普・佛	一八七〇—一八七一	二一〇	二八〇、〇〇〇	
フランス				二、五三五、〇〇〇、〇〇〇弗
獨逸				六七五、〇〇〇、〇〇〇弗
				三、二一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
南阿	一八九九—一九〇二	九九五	九、八〇〇	一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇弗
日露	一九〇四—一九〇五	五四八	一六〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗

第一次世界大戰爭に於ける戰支出（註一）

（但し豫算に依る名義上のもの）

獨逸	一九八、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク
オーストリヤ・ハンガリー	一一七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
トルコ、ブルガリヤ	三五〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
	三五〇、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
英帝國	二〇六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク
ロシヤ	八六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
フランス	一五七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
合衆國	一四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
イタリー	七一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
ベルギー	一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
ルーマニア	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
その他の聯合國	五、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
	六八九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク

（註一） Woitinsky: "Die Welt in Zahlen" (Mosse) Berlin 1928, Bd. VII, s. 124.

（實際の費用）

獨逸	一五七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク	＝一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇金マルク（註二）
英帝國	一七三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃	＝一一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
フランス	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃	＝六四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
イタリー	三五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃	＝二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃
合衆國	一四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃	＝八〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇　〃

（註一）　一九一三年

第一次大戰參戰諸國の總費用（註一）

一、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク

（註一）　Woitinsky: Die Welt in Zahlen, Berlin 1928, Bd. VII, S. 124

第一次大戰參加主要國の一九一八年における收入と戰爭支出（註一）

	戰前所得年平均（佛單位）	一九一八年の戰爭支出（佛單位）
英國	三八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合衆國	一〇、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、八九六、五〇五、九四〇
フランス	七、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六七一、〇〇〇、〇〇〇
イタリー	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
ロシヤ	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九四六、九二〇、〇〇〇
獨逸	一〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、一二五、〇〇〇、〇〇〇
オーストリーハンガリー	五、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五六〇、〇〇〇、〇〇〇

（註一）　Botgart, Ernest Ludlow: „Direct and inderect costs of the Great war", New York (Preliminary economic studies of the war) Nr. 24, S. 106

獨逸の戰爭支出（但しライヒスマルク單位）（註一）

	總額	月平均
一、戰爭年次	二〇、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六七五、〇〇〇、〇〇〇
二、戰爭年次	二四、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇八、〇〇〇、〇〇〇
三、戰爭年次	三四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、八六七、〇〇〇、〇〇〇
四、戰爭年次	四六、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、八一八、〇〇〇、〇〇〇
自一九一八、一至一九一八、一二、三一	二一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、三五八、〇〇〇、〇〇〇
計（自一四、八、一至一八、一二、三一）	一四七、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇、〇〇〇

（註一）　Lotz, Walter: „Die deutsche Staatsfinanzwirtschaft im Kriege" (Wirtschafts u. Sozialgeschichten des Weltkrieges, Carnegie Stiftung, Stuttgart 1924), S. 104.

戰時體制の進展につれて、單に戰費のみならず、これと並行して財政體制の形態上の進展が行はれる。個々の財政機關の普遍的意義の觀角、例へば租稅、公債、その他に於ては、個別的財政學の對象の檢討を爲さなければ戰時財政の核心を衝くことは出來ない。第一次大戰に依つて、獨逸の國家財政は、國の戰費は、上述の如く約一、六五〇億の巨額に達したが、これは主として、九〇〇億ライヒスマルクの戰時公債に依つて賄はれたものであり、その他は一時借入金と小額の租稅收入に依つたものである。結局、戰時財政に對して有つ租稅收入の意味は、戰時インフレに因る私的消費の、徵稅に依る公的消費への轉換といふ點を除いては、餘り重視せられなかつた。

第一次大戰勃發直後に於ける戰費調達の概況を示せば左の如くである。

第一は「スペンダウ」軍事資金である。この軍事資金は一八七一年十一月十一日の法律に依り、佛國より受取つ

た償金中より一億二千ライヒスマルクを割き將來の戰時動員費として「スパンダウ要塞」の「ユリウス」塔に金貨幣を以て貯藏して置いたものであるが、開戰と同時にライヒスバンクに移入され、帝國軍資金の一部となつた。

第二はライヒスバンク積立の軍事資金である。一九一三年七月三日の財政改革法（Gesetz über Änderung im Finanzwesen）に依りて得たる資金である。

第三は大藏省證券に依る資金調達である。

第四は戰時關稅手形（Zoll=Kriegswechsel）に依る資金の調達である。

第五は軍事公債の發行である。この公債は二種に分れ、一は國庫債券であり他は帝國公債である。前者は證券市場に浮動しつつあつた大資本よりの募入を迎えんが爲めにとつた形式で、中期（償還期限五箇年）公債ともいふべきものであり、後者は一般公衆よりの應募を迎えんが爲めに永久公債の形式をとつた。

第六は各聯邦の軍事費據出である。これは直接戰費を支辨する爲めではなく、或は歲入の不足を補塡し、或は不時の損害に對する復舊費に充當し又は失業救濟の爲め又特に西部に於ては食糧品補給の爲め各聯邦が臨時事件費の支出を爲したのである。

第七は占領地に課徵せる貢獻金である。

第八は租稅收入の展開である。

獨逸に於ける戰時直接稅の展開

	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
所得稅	〇・八	六三七・四	三〇七・八	一九・五	一二・〇	——
（國防分擔金）						
戰時利得稅				四五・六	四八四二・七	二四九〇・〇
相續稅	四六・三	四三・五	四八・八	六五・〇	六九・八	七七・八
	四七・一	六八〇・九	三五六・六	一三〇・一	四九二四・五	二四八六・八

この統計によつてみるも、所得稅も戰時財政の範圍に於ては、財政的に極めて遠慮勝ちな役割を演じてゐるに過ぎない。この財政的基礎は直接稅、關稅、分擔貢獻金（獨逸各聯邦帝國政費分擔額）（Matrikularbeiträge）であつた。

消費課稅（Verbrauchsbesteuerung）についてみれば左の表となる。これは一八一八年乃至一九年に亘る國豫算の不足額補塡の爲めに企圖されたものである。

豫想增徵額

ビール稅及び關稅の增徵	三三九・五百萬ライヒスマルク
ビール稅施行	一〇三・五 〃
三釀酒稅增徵	二〇・五 〃
礦油稅增徵	五一・〇 〃
コーヒー、茶（カカオ、チヨコレートは除く）	七五・〇 〃
火酒專賣施行	六五二・九 〃

寶上稅施行

郵便料金、電信、電話料金徵稅の增徵
國印紙稅の建設
手形稅の增徵
法人戰時稅の增徵

以上の如く、第一次世界大戰に於ける獨逸の經驗に徵するに、戰時財政政策に於ける租稅政策の進展には著しきものがあるが、しかも、全戰費に對する比重は、既述した如く餘り大きくない。この樣な過去の戰時財政政策に鑑みるとき、ナチス政府當局、殊にシャハトの公債政策の出現にもその必然性があつたわけである。しかし、ナチス政府當局に於ては消費規正乃至健全財政の立前から、政權樹立當初の公債政策から租稅政策に轉換したことは後に詳述する如くである。

次に、一八七一年より一九三二年に至る獨逸の國家財政の經過に一瞥を與へよう。

ビスマルク時代の獨逸帝國は聯邦國家であり、職分は國防乃至外交に限定され、司法、教育及び一般行政は大體各邦の管掌するところであつた。當時の獨逸帝國の財政狀態は不振なものであつた。一八七一年憲法第七十條の規定にも拘はらず、聯邦の財政收入は關稅及び砂糖、火酒、ビール、三鞭酒、煙草に課する租稅並に手形稅等の消費稅といわゆる分擔貢獻金が聯邦の財源であつた。その後一八七九年、聯邦議會は、フランケンシュタイン條項を規

一〇〇〇・〇	〃
一二五・二	〃
二一〇・七	〃
四・〇	〃
二〇〇・〇	〃
總計　二七八二・三百萬ライヒスマルク	

定し、聯邦政府は、關稅及び消費稅收入の年々の剩餘額一三〇百萬ライヒスマルクを各邦に分與しなければならなくなり、これが聯邦財政の破綻を將來した。かくて聯邦政府はブロイセンに於けるミケルの財政改革(Miquelsche Finanzreform)により所得稅を掌握したのである。一九〇六、一九〇九、一九一一、一九一三の各年に於ける帝國の財政改革の結果、聯邦政府は國防分擔金(Wehrsbeitrag)を得たが、しかも各邦財政の改善を期すべくもなかつた。

一八七六年に、一六、三二〇千ライヒスマルクに上つた公債發行額は、第一次大戰勃發の一九一四年には約五十億ライヒスマルクに達し、世界大戰の結果、獨逸國の財政は全然破壞されてしまつたのである。その後幾多の財政改革が行はれたが何れも成功せず、經費支辨の爲めのインフレーション方策が主張せらるるに至つたのである。

租稅の新制定は、一九二三年十月の幣制改革(レンテンマルクの創設)に依つて出來たものであり、一九二五年の財政改革は新情勢に適應したものであつた。その後一九三〇年の經濟恐慌が襲來し、國庫はいよいよ窮乏した。しかし、國民經濟の衰頽甚だしきとき增稅によるは策を得たものでない。從つてこの立法的措置に依らずに財政上のこの混亂に對處せんとしたのである。

租稅收入總額は、一九二九年度に於ける九、一七〇百萬ライヒスマルクから、一九三二年度、六、六四〇百萬ライヒスマルクに減少した。他方失業保險費は同期間中に十五億ライヒスマルクから二八億ライヒスマルクに增加してゐる。尙この間、パーペンの租稅證券計畫、租稅免除計畫等の努力がみられたが、しかもその效果は上らず、ナチス政權樹立前夜の獨逸國家財政は正に破產に瀕してゐたのである。

尙、この期間に於ける立法上の進展はナチス、財政政策、租稅政策に於て、必要なる限り觸れることとした。

（註一）本節は主として、Dr. Adolf Fleischer; Kriegsfinanzierung 1939 に據る。

第二節　ナチス治下に於ける財政政策及び租稅政策

一　財政政策

（一）一九三三年ナチス政權の樹立せらるるや、ナチス政府當局は、恐慌と失業の克服を目標に、財政政策に於ても活潑な活動を開始した。

ナチス政府當局は、失業勞働豫備軍が私的企業活動の復活に依つて吸收せらるべきことを信じたのではなく、寧ろ國家支出――失業救濟の爲め又再軍備計畫の爲めの――が漸增すると共に私的投資は終に中止せられざるを得ざるに至つたのである。これは經濟生活全般に亙る統制の强化を必至のものとした。

尙この點については、獨逸國民の金錢所得と投資の變化を考慮すれば明白となるであらう。

獨逸に於ける總投資額は一九三七年に於て百六十億ライヒスマルクを越え、一九二八年の水準に迄上り、一九三二年に於ける最低率から約百二十億ライヒスマルクの增加を示してゐる。

獨逸國民の金錢所得と投資（一九二八年―一九三七年）（ ）

（單位十億ライヒスマルク）

	一九二八年	一九三二年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
一國民所得	七五・四	四五・二	四六・六	五三・七	六二・六	六八・五
一人當所得	一二〇五	七二〇	七四〇	八四〇	九八〇	一〇八〇
一人當所得指數	一〇〇	六〇	六二	七〇	八二	九〇
總投資	一三・七	四・二	七・三	一一・二	一三・八	一五・五―一六・〇
全純額	七・三	（一）一・六	五・六	八・三	七・六	九―一〇
公全（含運輸）	四・六	一・七	二・二	四・一	六・五	七・六　八―九（？）
公全（除運輸）	二・六	一・一	一・四	二・九	—	—
公純（除運輸）	一・五	〇・四	〇・七	二・二	—	—
公純（含運輸）	二・三	〇・三	〇・六	二・二	—	—
私產業						
純	一・一	（一）〇・九	（一）〇・七	（一）〇・二	—	—
全	二・六	〇・四四	〇・五五	一・〇七	一・六六	二・一
棚卸資產	二・六	（一）一・九	（一）〇・二	一・三	—	—
總額（含棚卸資產）	一六・一	二・三	五・七	九・六	—	—
全純（除棚卸資產）	九・六	（一）三・五	（一）〇・二	三・七	—	—
二ノ（二）ト一ノ百分比	九・三	—	—	四・六	九	一二・一　一三・九
	一九二三―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	一九三六―三七	兩年を通じて
總投資額の增加	〇・九	三・二	二・九	二・六	二・〇	一一・六
國民所得の增加	一・四	六・一	五・二	四・七	五・九	一三・三

（註）Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1937, S. 533―540.
Reichskreditgesellschaft A. G. Berlin; Deutschlands wirtschaftliche Lage an der Jahreswend, 1937―38. S. 6.

二　投資

國民所得は一九三二年の四百五十二億ライヒスマルクより、一九三七年の六百八十五億ライヒスマルクの增加となつたが、しかも一九二八年に比較すれば尙約七十億ライヒスマルクの減少となつてゐる（註一）。純投資額が國民所得に對してもつ割合は九・三パーセントより一三・九パーセントに增加し、棚卸資產を除く總投資額は百三十七億ライヒスマルクより大約百六十億ライヒスマルク、卽ち國民所得の一八・二パーセントより二三パーセント以上に增加した。この變化は消費に對して强い壓力の加へられたことを示してゐる。

（註一）獨逸統計局は、「一九二八年」のライヒスマルク價値に於て生計費指數を基礎として修正された金錢所得を「實質所得」として次の數字を擧げてゐる（單位十億ライヒスマルク）。

一九二八年	七五・四
一九三二年	五六・八
一九三三年	五九・九
一九三五年	七一・四
一九三六年	七六・三

この數字の算定には固より異論あることと思はれるが、兎も角、前揭表と共に、獨逸に於ける經濟回復の狀態を示すものとして意味がある。

ナチス政府當局は、政權獲得後一九三三年より大規模の公共土木事業を興して失業撲滅（それは同時に戰略的なものであつたが）、勞働供與を圖つたことは後述の如くであるが、これに關する立法的表現の重要なるものとして左の如きものが擧げられる。

失業緩和法（Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit）（一九三三年六月一日附）。本法に依り、十億ライヒスマルクを支出することになつた。又租稅信用證券（Steuergutschein）を發行して三億ライヒスマルクを同趣旨の下に支出することになつた。

第二次失業緩和法（一九三三年九月二十一日附）。本法に依り、五億ライヒスマルクの支出が爲され、又利子保證債券（Zinsvergütungsschein）の形式で三億六千萬ライヒスマルクの支出が爲された。

農村負債整理法（Gesetz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse）（一九三三年六月一日附）。本法第六十條に依り、一九四〇年度乃至一九四二年度に於ける將來の負擔に於て農家の負擔輕減、農產物價格の安定策として、現金三億ライヒスマルクの用意を整へた。尙右の他、國家は、利子補給、危險負擔に關する割增金、債務整理費用の目的の爲めに、約十億ライヒスマルクの支出を爲してゐる。

この勞働振興の爲めの國家支出の增加額は主として公債の發行によつて賄はれた。卽ちライヒスバンクに於て再割引せられ得る約束手形の發行が行はれたのである。一九三三年より一九三五年に至る失業撲滅期間に於ける勞働振興費用總額五十一億ライヒスマルクの中、三九一億ライヒスマルクがこの勞働振興手形の發行によるものである。

この金融方法は一九三五年以後に於ても繼續せられ、再軍備計畫乃至四箇年計畫に於けるアウタルキー政策の爲めにも利用せられた。ライヒスバンクを含む獨逸全銀行保有手形總額は、一九三五年十月末に於ける百九億ライヒスマルクから一九三八年四月末には百五十一億ライヒスマルクと增加してゐる。この手形の大部分はライヒスバンク及び貯蓄銀行により吸收された。商業銀行のこの手形保有額の增加率は比較的小であつた。

ライヒスバンクの狀態、通貨流通量（單位百萬ライヒスマルク）

二　月　末　現　在

	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三八年
金及外國爲替	二、八一九	九二一	七三	七六
貸付、割引及證券	二、二七九	三、一四〇	五、四三八	六、一三五
割引	一、八七六	二、四三九	四、七七七	五、六三七
證券	九三	四〇一	五二四	三九六
銀行券	四、五五三	三、三五六	四、八一六	五、二七八
預金	五二六	四〇二	七八五	八九一
通貨總量（含補助費）	六、一九五	五・四一八	六、七二七	七、二―九

獨逸銀行機關の手形保有高（註一）

四　月　末　現　在　（單位百萬ライヒスマルク）

	一九二八年	一九三三年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
ライヒスバンク	二、四九七	三、一四九	四、四二四	五、一五三	五、八五三
獨逸金割引銀行	六	―	七五〇	六五六	一、〇〇四
外債換算金庫	―	―	―	三七三・三	五七七・三
州銀行	五〇八	六六三	九八六	一、〇九一	一、一九二
振替貯金	一八二	三四一	一、五六六	一、八七三	二、一三四
貯蓄銀行	二八七	一〇四	一四〇	二二一	二四七
五大銀行	二、五〇九	一、六九九	二、三七四	三、一五六	三、〇三七
その他二十商業銀行	四九五	六三八	一、一四〇	一、二一九	一、〇八五
合計	六、四八一	六、八六八	一一、六〇三	一三、七四二	一五、一二九

（註一）一九二八年十月に於ける流通手形總額は百二十九億ライヒスマルクに上つた。その當時銀行信用機關保有高は六十八億ライヒスマルクであつた。しかるに、一九三二年に於ては流通總額百六億ライヒスマルクにして、その中銀行保有高は六十六億ライヒスマルクと七十五億ライヒスマルクとの關係になり、一九三三年十月に於ては百七億ライヒスマルクと九十五億ライヒスマルクとなり、一九三五年十月には百四十七億ライヒスマルクと百十二億ライヒスマルクとなつてゐる。しかし、銀行機關以外に保有されてゐる手形額は一九二八年に於ける六十一億ライヒスマルクから一九三二年には四十億ライヒスマルクと減少してゐる一九三六年初期に於ては三十億ライヒスマルク以下と報じられてゐる。

一九三四年の經驗に依れば、ナチス政府は國家支出の膨脹力を過少評價した。從つて、當初、例へば勞働奉仕制度の創設、國營自動車道路の築造を財政的に確保する爲めに採られた政策は後に至つて、消費と私的投資を抑壓する爲めの統制策に修正されたのである。

投資の膨脹から生じた消費的需要の增加は一部は課稅により、一部は直接的消費制限策により制限せられたのである。又所謂健全財政の立前からも、公債政策に代るに租稅政策の財政政策的觀點が重視せられるに至つたのであ

る。（後節租稅政策參照）

（二）　又地方財政改革について附言すれば、恐慌の結果、市町村の財政も亦大なる影響を蒙つたことは勿論である。一九三二年―三三年度末現在に於て、市町村並に市町村組合の財政は、總額十二億ライヒスマルクといふ歳入缺陷を示してゐた。支拂遲滯額は約七五〇萬ライヒスマルク、長期及び短期の內國債は約二十七億ライヒスマルクに達してゐた。殆ど四十億ライヒスマルクに垂んとする市町村の重壓に對し、政府の勞働振興政策のみによつては未だ十分なるものではなかつた。

市町村債借替ニ關スル法律（Gemeindeumschuldungsgesetz）（一九三三年九月二十一日及び一九三五年三月二十九日附）は右の內國短期債を借替債に乘換えを規定したものであり、國の所得稅、法人所得稅及び賣上稅收入に對する地方分與額や市町村の獨立稅收入により市町村財政は大いに改善せらることとなつた。一九三六年十二月一日の物稅改革（Realsteuerreform）の貢獻も亦大なるものがあつた。

二　租稅政策

（一）　既に屢々記述した如く、ナチス政府は政權樹立當初の失業救濟政策の爲めに財政政策、經濟政策的諸措置をとつたのであるが租稅政策も亦その例外を成すものでなく、この財政政策、經濟政策の一環として、租稅立法に依つて勞働振興策の徹底を期したのである。この目標の下に制定された租稅立法としては左の如きものがある。

自動車稅法ノ改正ニ關ス法律（一九三三年四月十日附）。本法に依り、一九三三年三月十一日以後はじめて運轉する乘用自動車は自動車稅の免除を受くることとなつた。

失業撲滅法（一九三三年六月一日附）。本法は資財の補充に對する免除の供與、家政婦に對する減稅、妻帶援助稅（獨身稅）の新設を規定した。

建築物及建築物ノ部分的修繕並補完工事ニ對スル所得稅及法人所得稅ノ輕減ニ關スル法律（一九三三年七月十五日附）。

舊家屋所有ニ對スル地租引下ニ關スル法律（一九三三年九月二十一日附）。

建築物ノ修繕並補完工事ニ對スル租稅輕減ニ關スル命令（一九三四年四月二十日附）。

農業ニ對スル賣上稅並地租ノ引下ニ關スル法律（一九三三年九月二十一日）。

これらの一聯の租稅立法に依り經濟的負擔の免除の總額は約十五億ライヒスマルクに達した。

（二）　ナチス租稅政策に於て最も重要なるものの一は一九三四年十月の租稅改革である。この租稅改革はナチスの根本的世界觀、社會觀にその基礎を有つものである。財務次官ラインハルトは、ナチス新租稅制度の根本思想並に租稅法解釋の原則について次の如く述べてゐる（獨逸租稅新聞、一九三五年五七〇頁以下）。

第一に、租稅なくして國家はない。しかも國家なくして個人の存在、發展の可能性はない。―この原則に依り、國家にしてその財政需要を充足する爲めの營利的收入なき限り、租稅課徵は必然的のものとなる。

第二に、租稅は社會的正義に適合することを要する。

第三に、租稅は人口政策に順應しなければならない。

第四に、租稅は人格的價値の向上を目的とする思想に適應したものでなければならない。

第五に、租税は社會的經濟的、財政的健全に適應したものでなければならない。

かくの如きナチス的租税原則に基き、この租税改革に於ける實績として、その立法的表現を概觀すれば左の如くである。

租税適用法（Steueranpassungsgesetz）（一九三四年十月十六日附）。本法はナチス獨逸に於ける租税體系の基本法である。ここに租税法の解釋原則が明文化されたのである。

元來、獨逸國租税全體に對する基本法は、既に一九一九年に成立をみたのであるが、一九三一年五月二十二日附獨逸國租税徴收法（Reichsabgabenordnung）によつて改正され、更に、租税適用法に依り、ナチス的根本的改變を受けたのである。本法第一條に於て、租税がナチス的世界觀に從つて解釋さるべきこと、從つてナチス的民族觀に基き租税法の目的及び經濟的意義並にその發達事情を考察すべきことが要請せられてゐる。本法は一九三四年の租税改革の核心を成すものであり、これによりナチス政權樹立當初の、一般的な租税の輕減に關する經濟政策的な考慮に對する修正が爲されたのである。

尙右の基本法と相並んで左の如き重要法律の制定が行はれた。

所得税法（一九三四年十月二十四日附公布）本法は一九三八年二月一日附所得税改正法に依つて改正される迄存續した。同年改正の要點を要約すれば、一九三七年九月三十日以後發注する耐用年限の短き經濟財に對して評價の自由を中止するにあつた。

本法はナチス的所得税に關する基本法である。尙本法に依り所得税（個人）は累進率の形をとることもあり、或は人口政策的原則に依る租税の輕減といふ形をとることになつた。次に本法制定に至る迄の獨逸に於ける所得税法發展の立法史的小觀を試みよう。

獨逸の所得税發達に貢獻したものは邦（Land）であつたが、一八二〇年に階級税（Klassensteuer）が採用され、次いで、一八五一年に階級所得税及び分類所得税が行はれ、その後、ミケル（Miguel）の租税改革により、一八九一年七月二十四日附プロイセン所得税法が制定された。本法は源泉説にその思想的根據を置くのであるが、これは獨逸各邦に於ける所得税法の基準となつた。その後、一九〇六年及び一九一六年に改正が爲されてゐる。

第一次大戰終了後、聯邦政府の改革により、所得税及び財産税に對する課税權を國が掌握することとなつたのである。その後、一九三〇年の經濟恐慌に因り、幾多の改正が爲され、獨身者所得に對する增課、八、〇〇〇ライヒスマルク以上の所得に對する增徴及び危機税の如き附隨的な租税が設けられたが、これらはナチス政權樹立以後のナチス的所得税法制定の動機となつたのである。

法人所得税法（一九三四年十月十六日附、尙一九三六年八月二十七日附改正）。

法人所得税（Körperschaftssteuer）は、所得税（個人）と同樣、本法に依り、無制限的及び制限的納税義務が認められたが、所得税（個人）の場合と異り比例税率によるところにその特色がある。

獨逸に於ける法人所得税は沿革的には邦税の時代に遡ることが出來る。プロイセンに於ては一八九一年七月二十四日附法人、株式會社、株式合資會社、鑛山組合、既登記のその他の組合に所得税の課税が爲され、一九〇六年には有限會社に擴張された。

第一次大戰後、一九二〇年の法人所得税により、法人に對する課税と自然人に對する課税の分離をみたが、一九

二五年及び一九三四年の稅制改革に於てもこの方針は維持されたのである。

財產稅法（一九三四年十月十六日附）。

本法は專ら人口政策的方針に準據して制定されたが、初めて適用をみたのは一九三六年四月一日より課せらるべき財產稅に對してであつた。

獨逸の財產稅法發達の歷史をみるに、一九一三年七月三日附軍備負擔金（Wehrbeitrag）法の制定される迄は、所謂名目的財產稅（財產所得に重課を爲し所得稅の補完を爲さんとする稅）があつたにすぎなかつた。本法に依る軍備負擔金は實質的な一時的の財產稅であつた。一九一六年の戰時法に於て、各聯邦に對し戰時稅が課せられた。次いで一九一七年の戰時增徵稅ニ關スル法律、一九一九年九月十日附財產增價ニ對スル戰時稅ニ關スル法律、一九一九年十二月三十一日附國家緊急犧牲（Reichsnotopfer）ニ關スル法律は高率の實質的財產稅（財產の高に從ひ、その實體を給付せしめんとするもの）を制定したが、これは貨幣價値を甚しく下落せしめたので廢止され、一九二二年四月八日附財產稅法に依り、名目的聯邦財產稅法を制定することになつた。

一九二五年の國稅改革に當り、一九二五年八月十日附財產稅法が制定せられ、同年より一九三〇年十二月一日附緊急令（Notverordnung）により多くの改正を受くる迄財產稅の査定は前者に依つて行はれた。緊急令に次いで專らナチス的世界觀に準據した立法的表現が一九三四年の財產稅法である。

以上は所謂所有稅（Besitzsteuern）と稱さるべきものであるが、次に流通稅（Verkehrssteuer）について敍述しよう。

賣上稅法（一九三四年十月十六日附）。

本法の特色は、國內の卸賣商業に關して新なる規定を置いたこと、多數段階の企業に對する追加課稅を賦課することとしたこと、輸出入商業に對し新規定を設けたことの三點にある。同法は一九三五年一月一日附施行をみた。一九三四年七月十七日附公布の同法施行規定はその後幾多の改正を經たが重要なる規定である。

賣上稅（Umsatzsteuer）の沿革は古代ギリシャやローマに迄遡ることが出來る。中世には屢々獨逸の都市にもみられた。フランス、イギリス、ブロイセン、バイエルン邦に於て行はれてゐた受取反書稅（Quittungssteuer）は賣上稅の前驅を成すものであるが、獨逸では一般的には行はれなかつた。その後、一九一六年に至り商品賣上印紙稅（Warenumsatztempel）の名目を以て帝國印紙稅法（Reichsstempelsteuergesetz）のうちに賣上稅が規定された。

現行賣上稅法の基礎となつた法律は一九一八年七月二十六日附賣上稅法である。第一次大戰後、一九一九年十二月二十四日附賣上稅法の制定をみたが本法は稅率を一・五パーセントとし、一般賣上稅の外に奢侈稅、廣告稅、宿泊稅の如き特別賣上稅を設定した。但しこれらは後に社會上の考慮から廢止された。稅率は、一九二四年には最高二・五パーセントに引下げ、一九二六年には〇・七五パーセントに引下げ、一九三二年には二パーセントと改正されたが、最後の稅率は存續され一九三四年のナチス的稅制改革に至つたのである。

資本取引稅法（一九三四年十月十六日附）。

本法は、物的會社の形で集められる總括的資本に課稅せられる會社稅（Gesellschaftssteuer）及び外國會社の

資本投下及び內國及び外國債權の取得に課稅せられる有價證券稅(Wertpapiersteuer)及び資本總括によつて形成されてゐる價格の取引卽ち社員權及び內國及び外國債權の取引所取引稅（Börsenumsatzsteuer）

の三種の租稅を規定してゐる。本法の內容的基礎法は一九二二年四月八日附資本取引稅法である。

國評價法（一九三四年十月十六日附）。

國評價法（Reichsbewertungsgesetz）の淵源は一九二五年の稅制改革に依つて初めて立法された。その後、一九三〇年十二月一日附緊急令、更に一九三一年五月二十一日附國評價法等が制定されたが、一九三四年の國評價法はこれらに對して事實上多くの改正を爲した。本法に依る最初の財產評價は一九三五年一月一日に行はれた。

本法は旣述の租稅適用法と共にナチス租稅體系に於ける基本法とも稱さるべきものであり、本法に依り定められた課稅物件の價格は、一九三六年四月一日より施行の財產稅、その他國營業稅及び國地稅（Reichsgewerbesteuer u. Reichsgrundsteuer）に對する基礎を成し、一九三五年一月一日の單位價格は、相續稅及び不動產取得稅に於て、一九三四年十二月三十一日以後成立したものに對する標準となつたのである。

相續稅法（一九三四年十月十六日附）。

獨逸に於ける相續稅（Erbschaftssteuer）の立法的變遷をみるに、一九〇六年七月三日附帝國相續稅法の制定をみる迄は、統一的相續稅は行はれず、各邦に於てそれぞれ相違したものが行はれてゐた。その後一九一九年九月十日附相續稅法の實施があり、一九二五年の聯邦財政改革に當り、一九二五年八月十日附法律に依り相續稅は更に改正された。ナチス政權となり、ここに一九三四年の立法をみることになつたのである。本法に依り、租稅債務が一九三四年十二月三十一日以後發生すべき相續及び贈與の場合に適用される。

租稅滯納法（一九三四年十二月二十四日附）。

本法の特色とするところは所得稅關係に於て家族の事情が從來よりも一層考慮されナチス的原則の導入せられた點にある。

（三）　一九三四年のナチス的原則に依る稅制改革により租稅體系の整備を一應了へたナチス政府當局は、政權樹立當初の公債政策による勞働振興策の爲めの國家支出の增大は豫想を超え、且つこれら投資の膨脹から生じた消費的需要亦大なるものがあつたので、この消費規正の立前から、又健全財政の立前からも政府は可及的に租稅政策をとることになつたのである。

國民所得に對する課稅の割合は一九二九年以來五割以上を增加し、一七・五パーセントから二六・三パーセントとなつてゐる。一九二八年に於ける國民所得は七百五十四億ライヒスマルクであつた。而してライヒスマルク失業保險の保險料收入は八億ライヒスマルクであつた。一九三七年に於てはこれらの數字はそれぞれ六百八十五億ライヒスマルク、百八十億ライヒスマルク、十六億ライヒスマルクとなつてゐる。一九三八年に於ける國民所得に對する租稅負擔額の割合は二九・五パーセントとみられてゐる(Reichskreditgesellschaft, 1938, S.74)。獨逸に於け

る稅收入の增加はその大部分收入の增加傾向と租稅逋脫に對する峻嚴なる政策によるのである。その稅率は、その大部が不況期に制定された頗る高率の水準のままであるが、しかし法人所得稅に對する稅率は後述一九三六年の法律により五〇パーセント增加せられた。

租稅及び關稅收入（單位百萬ライヒスマルク）

	一九二八―二九年	一九三三―三四年	一九三四―三五年	一九三五―三六年	一九三六―三七年	一九三七―三八年
一　財產稅						
所得稅	一、五二四	五四三	五二〇	七七五	一、〇七五	一、五八四　二、二一九
法人所得稅	六〇八	一〇六	二一〇	三二〇	五九三	一、〇四七　一、五五三
財產稅	四五一	三三〇	三〇七	三〇三	三〇三	三六〇　三六六
合計	二、五八三	九七九	一、〇三七	一、三九八	一、九七一	二、九九一　四、一三八
二　勞働稅						
賃銀稅	一、四一五	七四九	七三〇	八九九	一、三六二	一、五四四　一、七六〇
賣上稅	一、〇〇〇	一、三五四	一、五一六	一、八七三	二、〇二〇	二、三八九　二、七五四
內地消費稅	一、七七二	一、五一八	一、七一九	二、一〇四	二、二二九	二、三二〇　二、五四七
關稅	一、一〇五	一、一〇六	一、〇六五	一、一四九	一、二四九	一、三三三　一、五九五
合計	五、二九二	四、六二七	五、〇三〇	六、〇二五	六、八六〇	七、五八六　八、六五六
三　その他（未列擧のもの）	一、一五〇	一、〇四一	七七九	八〇〇	八二三	九一五　一、一七〇
租稅及び關稅よりの全收入	九、〇二五	六、六四七	六、八四六	八、二二三	九、六五四	一一、四九二　一三、九六四

右表に依つて知られる如く、自發的貯蓄又は消費の增加となるべきものを課稅により制限したのである。從つて所得の大なる部分に對する課稅は實質的に引上げられ、又法人に對する課稅は一九二八年乃至一九二九年には六億八百萬ライヒスマルクであつたが、一九三二年乃至一九三三年には一億六百萬ライヒスマルクに減少し、一九三六年乃至一九三七年には十五億五千三百萬ライヒスマルクに增加し、所得稅も同樣に十五億二千三百萬ライヒスマルクから五億四千三百萬ライヒスマルクとなり、二十二億一千九百萬ライヒスマルクとなつた。

尙、他方に於て、インフレーションの結果による國家支出の增加を防止する爲めに、課稅の外に私人の貨幣に對する需要增加を阻止する樣な直接的措置のとられたことも勿論である。

さて、以上の如き租稅政策の立法的表現として重要なるものを擧げれば左の如きものがある。

法人所得稅法改正法律（一九三六年八月二十七日附）。

本法は、既述の如く、一九三四年十月の稅制改革に際して制定された法人所得稅法の改正法律である。法人所得稅は殊に物的會社に對して增徵されたが、他方個人所得殊に勤勞階級の所得は保護されることになつたのである。改正の要點は法人所得稅率の五〇パーセントの增徵である。卽ち、一九三五年迄は法人所得稅の稅率は、一般には所得の二〇パーセントであつた。本改正法に依り、右稅率は前者三〇パーセント、後者一五パーセントに增率された。但し一九三六年に限り、前者二五パーセント、後者一二・五パーセントと定められた。

同趣旨に出づるものとして、一九三六年十一月二十四日附、ガソリン、揮發油關稅の引上げ、礦油に對する調整

稅の引上げ、自動車による貨物及び工作物の遠距離運送に對する運送稅の擴張に關する命令がある。

所得稅法ノ改正ニ關スル法律（一九三八年二月一日附）本法は一九三四年の所得稅法を改正し、一九三八年二月六日附を以て公布されたのであるが本法も同樣の理由に出づるものであり、その他所謂プラフオント法（Plafond-Reserv）（一九三六年二月二十六日附及三月三十日附）がある。この二法律に依り、邦及び市町村に對する所得稅、法人所得稅及び賣上稅收入の分與は制限され、財政調整の規定に從ひ、所得稅並に法人所得稅より七五パーセント賣上稅より三〇パーセントを分與することとなつた。

（四）然し國民の負擔をこの上重からしめることは、不可能の狀態となり、負擔を將來に延ばす必要を生じ、こゝに「新財政計畫」が生れた。

新財政計畫は「ライヒノ國策遂行資金調達ニ關スル法律」（一九三九年三月二十日）を以て規定された。本法第一部租稅證券に關する部分により、一九三八年四月以來交付された短期國庫證券は、租稅證券を以て代へることとなり、第二部たる超過所得稅に關する部分により、租稅證券による國稅納付から生じてくる國庫收入不足部分を超過所得稅の課稅によつて補ふことを定めた。

（五）その他個々の租稅法規について簡單なる解說を試みよう。

（一）關稅法

獨逸に於ける關稅法は、既に一八一七年に六十種以上の關稅並に消費稅をプロイセンでは有つてゐた。その後、一八一八年の初頭全國を一の統一的關稅區域となし、國內關稅を廢止して、國境に稅關（Zollstellen）を設けた。獨逸の統一的關稅法の成立は、一八六九年七月一日の同盟關稅法の實施に始まるのであるが、これは獨逸帝國の建設と同時にその憲法により帝國の法律となつたのである。一九〇二年十二月二十五日附關稅定率法（Zolltarifgesetz）と共に今日の獨逸の關稅法の基礎を成してゐる。獨逸國租稅法、租稅適用法等も亦關稅法の基準法である。關稅及び次に述べる消費稅の管理は、一九一八年迄は、國の統制下にある各邦の管理するところであつたが、今日では國の官廳によつて管轄されてゐる。

（二）消費稅法

消費稅は沿革的には、十九世紀中葉ナポレオン戰爭及び自由戰爭により、獨逸の各邦が經濟的、政治的に根本的變革を經驗した時代に遡ることが出來る。

一八三三年に於ける獨逸關稅同盟は更に消費稅法發達の要因となつたが未だ各邦間の自由交通は行はれず、これを補完するものとして一八六七年關稅同盟は、鹽、煙草、甜菜糖課稅に關する立法を行つた。一八七一年憲法に依り、鹽、煙草、火酒、ビール及び甜菜糖に關する課稅立法が國家に移讓されたが、尙バイエルン、バーデン及びウユルテンベルクはビール及び火酒の火稅に當り、優先權を認められた。この優先權は、一八八七年火酒課稅に關聯して、また一九一九年ビール課稅に關聯して初めて廢止された。

第一次大戰の終り迄、獨逸國の收入は主として消費稅に依存してゐた。戰後の財政需要の膨脹は消費課稅の進展に拍車をかけられ、原料稅から完成品課稅への轉換が行はれた。又獨逸國租稅法の制定と共にいよいよ進展した。

次に、個々の消費稅の基本法の立法的發展概觀を示さう。

（イ）煙草稅法　一九一九年九月十二日附法律は種々の消費稅を規定してゐるが、その中この煙草稅法が最も重要である。

（ロ）ビール稅法　一九三一年三月二十八日附法律が基本法であり、ビール及びビール代用飲用物に對してビール稅が課せられる。尙本法に對しては一九三八年十二月二十三日附改正が行はれた。

（ハ）火酒專賣法　火酒專賣（Branntweinmonopol）に關する法律は一九二二年四月八日附制定された。この火酒專賣は元來卸賣專賣である。尙特別の場合に限り、火酒附加稅が課稅されたが本附加稅は一九三八年十月一日附を以て失效となつた。

（ニ）砂糖稅法　一九三三年七月九日附砂糖稅ニ關スル法律は甜菜糖、澱粉糖及びこれらの砂糖の化學的合成糖に對する課稅を規定した。

（ホ）甘味材料稅（Süssstoffsteuer）ニ關スル法律（一九二六年七月十四日附）。

（ヘ）鹽稅（Salzsteuer）ニ關スル法律（一九二三年七月九日附）。

（ト）屠殺稅（Schlachtsteuer）ニ關スル法律（一九三四年五月二十四日附）。尙屠殺稅は一九三七年九月二十六日附施行令に依り、一九三八年一月一日より、從來の不統一は完全に拂拭し去られた。

（チ）脂肪稅（Fettsteuer）ニ關スル法律（一九三三年四月十三日附）。脂肪の輸入を抑へ、國內脂肪の生產を保護せんとする目的を以て本稅を課した。

（リ）點燈器稅（Leuchtmittelsteuer）ニ關スル法律（一九二二年七月九日附）

（ヌ）點火用品稅（Zündwarensteuer）ニ關スル法律（一九二三年七月九日附）。尙一九三〇年一月二十九日附點火用品專賣ニ關スル法律は卸賣である。

（ル）礦油稅（Mineralölsteuer）ニ關スル法律（一九三〇年四月十五日附）

（オ）骨牌稅（Spielkartensteuer）ニ關スル法律（一九二三年七月九日附）

（ワ）對外貿易統計ニ關スル法律（三月二十七日附）本法に依り統計稅（Statistische Abgabe）が課せられるが、これも亦獨逸に於ては消費稅とされる。

（三）その他

以上の他重要と思はれるナチス租稅立法を蒐錄すれば左の如きものが擧げられる。

（イ）手形稅（Wechselsteuer）ニ關スル法律（一九三五年九月二日附）。

（ロ）證書稅（Stempelsteuer）ニ關スル法律（一九三六年十二月一日附）。

（ハ）地租法（一九三六年十二月一日附）。

（ニ）營業稅法（一九三六年十二月一日附）。

（ホ）資金調達課金徵收繼續法（一九三七年六月十七日附及一九三七年七月三日附）。

（ヘ）兵役稅法（一九三七年七月二十日附）。

兵役稅（Wehrsteuer）は二箇年の現役に服せざる獨逸國民に對し、兵役に服せざることによつて生じたる經濟的利益を調整せんとするものである。

（ト）市町村民税法（一九三七年十一月二十日附）。

（六）地方税制最後に市町村税制について一言するに、市町村の健全財政樹立の見地からは、國税の分與制度（Reichssteuerüberweisungen）は十分なものでなかつた。

従來、市町村は統一的な租税體系を有してゐなかつたが、一九三六年十二月一日附物税（Realsteuer）の改革により、地租及び營業税に關する法律がそれぞれ制定せられ、營業税は一九三七年四月一日より實施せられ、ここに市町村財政の統一的基礎が成つた。卽ち地租及び營業税がこの改革により當然市町村に移讓され、市町村の財源は將來、地租と營業税と市町村民税の三大租税に依存することとなつた。

一九三七年十二月十日附邦ト市町村（市町村組合）トノ間ニ於ケル財政並負擔調整ニ關スル原則も亦右と同趣旨に出づるものである。

第七章　爲替管理法

（一）ナチス前期

獨逸に於ける爲替管理法の解説に先立ち、ナチス以前の獨逸の對外貿易の樣態をみよう。

（一）第一次大戰前に於ける獨逸貿易の膨脹

一八八〇年に於ける獨逸の對外貿易は輸出國として、英、佛、米に次ぐ第四位にあつた。然し、その後忽ちにして合衆國に次ぐ第二位を獲得し、第一次大戰に至る迄この地位を保持したのであつた。

獨逸の對外貿易（再輸出を含まず。單位ライヒスマルク）

年次	輸出	輸入
一八七二年	二、四九二、〇〇〇、〇〇〇	三、四六五、〇〇〇、〇〇〇
一八八〇年	二、九七七、〇〇〇、〇〇〇	二、八四四、〇〇〇、〇〇〇
一八九〇年	三、四一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、二七三、〇〇〇、〇〇〇
一九〇〇年	四、七五三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇四三、〇〇〇、〇〇〇
一九一〇年	七、四七五、〇〇〇、〇〇〇	八、九三四、〇〇〇、〇〇〇

一九一三年	一〇、〇九七、〇〇〇、〇〇〇
	一〇、七七〇、〇〇〇、〇〇〇

本表にみる如く、一八七二年から一九〇〇年に至る二十八年間に獨逸の輸出は倍加し、更に、その後の十三年間に二倍以上となつてゐる。

尙、全輸出に對する工業製品の比率は、一八七三年の三八パーセントから、一九一三年の六三パーセントへと上昇し、世界の工業國たるの實を對外貿易にも反映したのである。然し、獨逸のこの工業的富も、輸出能力も、全く原料並に食糧の輸入に依存してゐたが、これらは完成品の輸出を遙かに凌駕してゐる。

獨逸の對外貿易

年次	輸出 半成品及び完成品	輸入 食糧	輸入 原料
一八九〇年	二、一四八、〇〇〇、〇〇〇	一、三九七、〇〇〇、〇〇〇	一、七九七、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年	七、五三六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇四九、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇、〇〇〇

獨逸の貿易政策は、關稅同盟の成立後に至り、保護貿易主義的傾向が濃化して來たが、一八七三年獨逸實業界に深刻且つ執拗な不況が襲來し、從來の自由貿易政策は根本的變革を蒙つたのである。一八七九年―八〇年に制定された新關稅法は農業稅、鐵稅その他數種の工業稅の引上も行はれたのを再び採用し、又纖維その他に對する工業稅の引上である。その後、一八八七年には小麥及びライ麥稅の引上、一九〇二年には更に關稅が引上げられた。然し、この獨逸の保護貿易政策を通じ、事實上も思想上も自給自足の目的を以てとられた措置ではなかつた。又關稅率は當時より第一次大戰迄、合衆國、フランス、オーストリー、ロシアに於ける同時代の關稅に比較すればそれ程高いものではなかつた。

(二)　第一次大戰後ナチスに至る迄の貿易狀態

戰後の獨逸外國貿易の混亂は特に甚だしいものがあつた。一九一九年五月講和條件が世界に公表されてから對ドル換算率は、所謂インフレーション時代を通じ甚しき動搖を經驗した。

對ドル換算率（月額平均）

一九一四年七月	四・二	
一九一九年一月	八・九	（スキスの換算率による）
一九一九年七月	一四・〇	
一九二〇年一月	六四・八	
一九二〇年七月	三九・五	
一九二一年一月	六四・九	
一九二一年七月	七六・七	
一九二二年一月	一九一・八	
一九二二年七月	四九三・二	
一九二三年一月	一七、九七二・〇	

一九二三年七月	三五三、四一二・〇
一九二三年八月	四、六二〇、四五五・〇
一九二三年九月	九八、八六〇、〇〇〇・〇
一九二三年十月	二五、二六〇、二〇八、〇〇〇・〇
一九二三年十一月十五日	四、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇

本表は、ベルリン株式市場の一定期間毎の對ドル換算率である。本表は加速度的な崩壊が一九二一年七月のロンドン最後通牒に始まつたことを明示してゐる。

(二)　ナチス直前及びナチスの爲替政策

第一次大戰前に於ける各國の本位貨は相互に一定の比例關係に於ける金の基礎の上に立ち、その比例關係の變動には左したるものがなく、爲替相場の自動調節が行はれてゐた。然るに、戰後獨逸に於ては前段にみた如く、對ドル換算率の甚しき變動をみるに至つた。

ローザンヌ會議による獨逸賠償債務の大半の帳消しにも拘らず、巨額の對外債務に對する元利支拂は大なる重荷となつてゐたのである。而も世界恐慌による關稅障壁、輸入割當その他の方策による交易の困難化、他國通貨の様々なる平價切下、廣範圍にわたる急激な短期クレディットの引上等により、獨逸政府は一九三一年には從來の通貨政策や、その所有外國爲替及び金準備の殆ど全部を使用しても、その國際收支を決濟することが不可能となつたのである。

かかる窮迫した狀態は一九三一年七月十三日附大統領令に依つて銀行に對する一般的支拂停止を命じなければならなかつたことにより最もよく知られる。この歷史的な瞬間から、爲替管理（Devisenbewirtschaftung）といふ名稱が初めて生れたのである。かかる爲替管理の最初の立法的表現は、一九三一年七月十八日附、資本逃避及之ニ因ル脫稅防止ニ關スル命令に於ける爲替所有者の申告義務に始まるのである。次いで、一九三一年八月一日附爲替管理ニ關スル大統領令が出たが、本令に依り、外國に對する債務履行、特に、內國通貨を以てする外國爲替の取得には官廳の許可を要することとなつた。右の二つの命令に於て目標としたことは、爲替が無統制に獨逸經濟から逃避することを防止し、既存の爲替を適當に管理するにあつたのである。その後、爲替管理の進展と共に、爲替法（Devisenrecht）が成長し、一九三六年十月二十三日附第一次四箇年計畫第一次布告に於ける事務分掌規定に於て外國爲替局が設置されたのである。

これより先、一九三一年には對外短期債務、三三年には中期及び長期債のモラトリウムを宣したにも拘らず、三四年には前年迄の出超が一轉して二億八千四百餘萬ライヒスマルクの入超となり、從つて、ライヒスバンクの金保有高も急激に減少したのである。そこでナチス政府當局は本格的爲替管理に乘出すことになつたわけであるが、ここに所謂**シヤハトの新計畫**（Der neue Plan Schachts）の登場となつたのである。

ライヒスバンクの外國爲替及び金保有高（單位百萬ライヒスマルク）

期間	金	發行準備外國爲替	計
一九三〇年十二月三十一日	二、二一六	四六九	二、六八五

一九三一年　六月三十日　一、四二一　三〇〇　一、七二一
一九三一年十二月三十一日　九八四　一七二　一、一五六
一九三二年　六月三十日　八三二　一三〇　九六二
一九三二年十二月三十一日　八〇六　一一五　九二一
一九三三年　六月三十日　一八九　八五　二七四
一九三三年十二月三十日　三八六　九　三九五
一九三四年　六月三十日　七〇　七　七七
一九三四年十二月三十一日　七九　五　八四
一九三五年　六月二十九日　八六　四　九〇
一九三五年十二月三十一日　八三　五　八八
一九三六年　六月三十日　七二　五　七七
一九三六年十二月三十一日　六七　六　七三
一九三七年　六月三十日　六九　六　七五
一九三七年　十月　七日　七〇　六　七六

シャハトの新計畫は一九三四年九月二十四日より效力を發生したのであるが、この新計畫による貿易方法は爲替清算協定、封鎖マルク（Sperr Mark）制度、スクリップ（Scrip）制度及び爲替證明制度（Devisenbescheinigung）であつた。

爲替清算協定は主として獨逸が出超を有する諸國に對して爲さるるものであつて相手國の清算機關に殘る獨逸の受取殘高より外債利子を支拂はんとするものである。封鎖マルク制度は外國人が獨逸國內に有する資金を國內に於てのみ使用することを許すものである。スクリップ制度は對外債務元利金の支拂の一部に充當する爲めに發行する假證券であり、封鎖マルクと共に外國爲替の代用品たらしめんとするものである。爲替證明制度は一九三四年九月四日附商品取引令に於て、二十七箇の品目別各商品監視局が輸入の爲めの外國爲替の割當、輸入商品の國內取引の遂行目的の爲めに、獨逸生產業に必要不可缺のもの及びその加工により、再輸出の可能なるものを確認して、外國爲替取得許可書を交付し、これと引換えに外國爲替を受取る方法である。

右の如き、シャハトの新計畫の實施以來、獨逸の外國爲替管理は意識的なる强力なる爲替統制が行はれたが、その基本法を成すものは、一九三五年二月四日附外國爲替管理法である。本法はその後幾多の法令の制定に依り補正されたが、本法及び第一次施行令等により、從來の爲替管理法令は集大成されるに至つた。

本法に依り、外國爲替の取引は原則としてこれをライヒスバンクに集中し、且つ外國爲替管理局の許可を要することとして資本逃避の防止を圖つたのである。又債權國との据置協定に含まれざる短期外資の中、一九三一年七月十六日以前に成立したる所謂舊勘定は引揚を禁止し又は許可を要することとした。又外國支拂手段、外國表示債權及び金その他の貴金屬の取引は爲替公定相場を以て行ふべき旨を定めた。次に本法施行令を摘記しよう。

一九三五年二月四日附外國爲替管理法施行令（尚本令の補足として、一九三五年二月二十三日附ザールラントニ於ケル外國爲替管理及對外支拂ニ關スル法令施行令がある）。
一九三五年七月二十五日附外國爲替管理法第二次施行令
一九三五年十二月一日附外國爲替管理法第三次施行令

一九三五年十二月二十三日附外國爲替管理法第四次施行令
一九三六年五月二十五日附外國爲替法第五次施行令
一九三六年十月二十八日附外國爲替管理法第六次施行令
一九三六年十一月十九日附外國爲替管理法第七次施行令
一九三七年二月十七日附外國爲替管理法第八次施行令
一九三七年三月二十日附外國爲替管理法第十次施行令
一九三七年十月十三日附外國爲替管理法第十一次施行令

右の外、ナチスに於ける爲替管理の爲めの諸措置に關する重要なる立法を列擧すれば左の如きものがある。

一九三三年六月十二日附經濟的反國家的行爲取締法（尙本法を補足するものとして、一九三四年十月十六日附租稅適應法第三章がある）
一九三四年九月二十二日附外國商品價格令
一九三六年十二月一日附經濟サボタージュ法
一九三六年十二月十五日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法
一九三六年十二月十六日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法施行令
一九三六年十二月二十九日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法第二次施行令
一九三七年一月十四日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法第三次施行令

その後の立法的發展を概觀するに、今日に至る迄の爲替管理の法的核心を成すものは、一九三八年十二月十二日附外國爲替管理法及びその十一箇の施行令及び經濟大臣の布告の附せられたる若干の命令を集大成したものである。本法に對しては、一九三十八年十二月二十三日附第一次施行令が發せられた。更に、一九三八年十二月二十二日附外國爲替管理ニ關スル準則が制定された。本準則に依り、特別局たる爲替管理局（Reichsstelle für Devisenbewirtschaftung）が廢止され、經濟省に爲替業務は統合されたのである。尙これらの諸立法は諸外國との個別的な淸算協定（Verrechnungsabkommen）に依つて補足されてゐる。

その後、本法に關しては、一九三九年十一月六日附第四次施行令迄一部分變更を見て大戰に到つてゐる。

第八章　勞働法

(一)　總說

獨逸に於ける勞働法の發達は、帝國建設期より第一次大戰までの時期、大戰よりナチス前迄の時期、ナチス以後の三期に大別し得る。

第一期は、獨逸經濟の特色に對應して、一方個人の自由に關する立法に進み乍ら、勞働する個人の社會政策的保護をも規定しなければならなかつた時代。

第二期は、勞働法上、集團主義的勞働法の時代と稱せられる時期であつて、ワイマール政府成立に對應し階級としての集團の生存權向上を規定した時代。

第三期は、全體主義的勞働法の時代。この期は、前期の對立的思潮を克服し、全體主義の原則によつて勞働の保護、生存權の確認をなした時代であつて、更にナチス政權成立より今次大戰勃發前迄の時期と、大戰以後の戰時勞働法の時期とに二分して考察するのを便とする。但しこの間には何等基本的な差がないと見るのが至當であらう。

以下この時代區分に從つて獨逸勞働立法の概觀を試みよう。

(二)　各時代

第一　第一次世界大戰に至る迄の時代

(一)　賃勞働者階級の發生

勞働法（Arbeitsrecht）が從屬的地位に於て勞働を爲さねばならぬ人々の特別法（Sonderrecht）であるときの勞働法の發生には二つの前提があつた。卽ち、かかる多數の勞働者の存在と、その特別の保護の必要これである。企業的經營の進展は一方に於て勞働の分化を來し、他方に於て莫大なる非獨立的勞働力を發生せしめた。從來獨立的であつた手業者はその獨立性を喪失し、勞働者又は職員として他人に使用せられることとなつたのである。ここに賃勞働者階級の發生をみることとなつたのである。

かくして、特別法としての勞働法成立の第一次的前提が與へられた。

(二)　契約自由の原則とその結果

自由放任は、經濟力及びその能率增進を最高度に發揮せしめ、且つ同時に自然的に、經濟生活の調和を齎すものであると信ぜられてゐた。これを基調として、國家の强制よりの最大限度の自由、營業の自由、契約の自由、賃銀形成その他の勞働條件の自由等が結果した。

同時に勞働關係は純粹に個人主義的に形成せられ、あらゆる拘束は可及的に除却されるべきものであつた。

かくして勞働契約は單に賃銀と勞働給付の交換となり、ここに、勞働は商品（Ware）化した。

この發展はやがて、重大なる社會問題を歸結した。固より企業活動の廣汎なる自由は經濟的發展に資する功績顯

著なるものがあつた。

しかし、社會的見地に立つときその調和的な發展は問題とすべくもなかつた。契約締結上の企業家と勞働者の同權は單に形式的たるにすぎず、高々理論上のものにすぎなかつた。

現實は全くこれと異つたものであつた。

（三）十九世紀に於ける國家の社會政策

この時代は勞働法誕生の時代である。社會的諸弊害の增大すると共になんらかの對策が採られなければならなかつた。そして、國家の干涉か、當事者の自治かの二途が論議せられた。然し獨逸の特色上、勞働法の第一期卽ち一九一四年に至る迄の時代に於ては、國家による保護が前面に現はれた。立法者は最惡の弊害除却の爲めに干涉を試みた。先づ第一に技術的意味に於ける勞働保護特別法の制定がみられ、企業家は勞働者保護に付、國家に對し義務を負はされた。獨逸に於ては、先づ靑少年保護及び賃物賃銀禁止（Truckverbot）が問題とされた。一八九一年の營業條例（Gewerbeordnung）（所謂勞働保護法）はその最初の立法的表現であり、次いで一九〇三年の幼年保護法（Kinderschutzgesetz）及び一九一一年の家內勞働法（Hausarbeitsgesetz）の制定をみた。

その他の分野に於ける獨逸の立法には劃期的なものがある。特に、特殊の原因に因り困窮に陷れる勞働者の救濟病人、不慮の災害による傷害者、老年乃至傷痍軍人等に對する救濟に關するものである。他面に於ては不慮の危險に對する强制保險（Zwangsversicherung）（社會保險）が旣に八十年代に於て遂行された。例へば一八八三年六月十五日附疾病保險法、一八八四年七月六日附災害保險法、一八八九年六月二十二日附變疾及養老保險法の如きである。獨逸に於ける社會保險法の施行は獨逸の特にビスマルクの社會政策の最たるものであり、これが諸外國のこの種立法の模範となつたのである。

勞働者保護及び勞働者救濟の思想は本來の勞働契約法にも作用した。例へば、獨逸民法第六百十五條乃至第六百十九條、獨逸商法第六十二條乃至第六十四條、第六十七條、第七十四條並に營業條例の多數の規定の如し。

最後に、特別勞働裁判の設定がある。その法源は一八九〇年の營業裁判所法（Gewerbegerichtsgesetz）及び一九〇四年の商人裁判所法（Kaufmannsgerichtsgesetz）である。

かくして、この時代に於ては廣汎なる勞働者保護の特別法の制定をみた。その發展は漸進的ではあつたが、それはいよ〳〵擴充せられ、人的物的方面に亙つたのである。しかし、第一次世界大戰と戰後の政治革命の結果、この發展には全く新なる要素が入り來り、根本的な變革に見舞はれた。從つて一九一四年以降は獨逸勞働法制定に於ける新時代と稱されるのである。

（四）當事者の自治

當事者の自治（Selbsthilfe）の思想的根據は團結（Zusammenschluss）である。勞働者が個人的に企業者に對立するときは劣敗者となることは必定である。そこで勞働者は賃率契約（Tarifverträge）の締結の爲めに勞働組合（Gewerkschaften）を結成したのである。

この勞働組合運動は獨逸に於ては六十年代迄つづいた。獨逸に於ける賃率規正の努力は十九世紀の八十年代、九十年代に於てめざましきものがあつた。一八七三年には最初に賃率契約が現はれた。一八九六年には技術的にも完

成され、一八九九年には建築勞働者賃率（Bauarbeitertarif）、一九〇六年には三―四〇〇〇の賃率契約が數へられた。且つ一九一三年には總計百八十萬の從業員を擁する十九萬三千の經營に一萬二千三百六十九の賃率契約が締結せられたのであつた。しかし一般的にいつて第一次大戰前の法規はこの發展傾向に對しては懷疑的であつた。賃率契約自體も亦個人主義的なものであつた。勞働者及び職員の勞働組合に於ける團結と並んで、この時代の後期の發展に於ては、經營內部に於ける團結も亦一役を演じてゐる。

第二　第二期即ち一九一四年より一九三三年に至る、所謂集團主義的勞働法（Kollektives Arbeitsrecht）の時代

第一次大戰と一九一八年の政治的革命は勞働法の根本的な變革を齎した。卽ちワイマール憲法體制下に於ける勞働法の體系は、被傭者の結合體としての被傭者團體と雇傭主の結合體としての雇傭主團體との對立の承認にその基本を置くのであつて被傭者及び雇傭主はここでは單に個人としてではなく、法律上平等の權利を有する集團として把握せられる。ここに舊獨逸共和國勞働法の根柢が存在してゐたのであつた。從來主として勞働者の利益を代表してゐた政黨が政治革命の主體となつたのであるから、勞働法の領域に於て革命が爲され、少くとも部分的にその政策の遂行をみたことも目明である。

この勞働法の革命の思潮には種々なるものがあるが左の如く分類し得る。

（イ）先づ第一に直接雇傭者の物質的利益の改善を目的とする個人的要求（Einzelforderungen）が充された。一九一八年十一月二十三日附及び一九一九年三月十八日附勞働時間條令（Arbeitszeitverordnung）に基く八時間勞働時間制の採用及び一九一八年十一月十三日附命令に依る無所得者救護法の創設等である。後者は後に失業保險（Arbeitslosenversicherung）に依つて代られた。

（ロ）根本的に重要性を有つたものは經營內に於ける被傭者の地位の改善の要望であつた。

從來は被傭者は經濟上の理由からその勞働力を賣るより他に道なく、その勞働力は商品視せられ生產手段の所有者たる雇傭主の課する勞働條件に服從しなければならなかつた。

しかるに、今や、個々の雇傭主と個々の被傭者は、平等の權利の下に置かれ、一切の問題の管理に當り、共同に規定すべき權利（Mitbestimmungsrecht）を有つべきであり、若し、然らされば、雇傭主は拒斥さるべきものであるとし、原則として自由なる勞働契約を締結すべきであるとしたのである。

（ハ）しかし、この時代の勞働法の最大特色は集團主義思想の擡頭である。ここにこの時代が集團的勞働法の時代と稱される所以があるのである。

一、もはや個々の被傭者は、個々の雇傭者に對して單獨に對立するのではなく被傭者は被傭者團體（Belegschaft, Arbeitsnehmerschaft）を組織し、或產業部門又は產業團體に屬する者が自己の利益を同じくする團體に加入結合し、企業長（Betriebsobmann）を代表者として雇傭者に對抗した。他方、雇傭者側も亦雇傭者團體（Arbeitsgeberverbände）を組織してこれに對抗したのである。

かくして、この集團的勞働法の體系は階級鬪爭是認の立場の上に確立せられたのである。

二、從つて勞働條件の決定に於ては個々の勞務契約は決定的役割を演ずることなく、全體の結合特に賃率契約（Tarifvertrag）が頗る重要となつたのである。

この時代の特徴の立法的表現として、賃率法（Tarifrecht）、企業長法（Betriebsräterecht）、調停法（Schlichtungsrecht）の發展がある。

（ロ）次にこの時代に於ける個々の立法の發展を概觀して見よう。

一、第一次大戰當時。集團的勞働法の發展は既に戰時中に於ても進行を續けた。しかし、一九一六年十二月五日附補助勤務法（Hilfsdienstgesetz）が重視せられねばならぬ。本法は戰時經濟の爲めに重課せられた勞務義務の調整を目的としたものである。本法の集團的勞働法の發展に對して有つ特に重要なる意義は、雇傭者側の代表として本法の施行に參加せしめられた勞働組合（Gewerkschaften）が原則的に國家の承認を要することとなり、從つて勞働組合に公的使命が負はされたことにある。この樣な改革は集團的勞働法のすべての分野に亘つて行はれた。これと相照應して從來集團的勞働法の基本原理たる團結自由の原則の最初の立法的表現たる一八六九年の營業條例（Gewerbeordnung）第百五十三條、即ち經營に於ける勞働者、職員がより有利な勞働條件を獲得する爲めの協約又は團結を認め、解雇その他によつて企業主の爲さんとする禁止、制則を廢止した規定は一九一八年に至つて廢止せられたのである。

二、第一次大戰後、勞働法の分野に於ける幾多の難問解決の爲めに全獨逸に亘る統一的勞働法の制定が計畫された。一九一九年五月二日に本計畫完遂の爲めの專門家委員會即ち勞働法委員會（Arbeitsrechtsausschuss）の初會合が行はれ、賃率法、勞務契約法（Arbeitsvertragsgesetz）等の成案を得たのであるが、この委員會の活動は財政上の理由から中止されてしまつた。

三、長く待望せられた統一的勞働法の制定に對しては、もはや人々は期待を有たずに重大な要求が實現されることゝなつたのである。

政治的革命と共に、勞働法の制定をみたのであるが、先づ第一に一九一八年十一月二日の國民代表者會議（Der Rat der Volksbeauftragten）の宣言は、團結の自由を發表し、僕婢條例（Gesindeordnung）及び農業勞働者に對する例外規定を廢止し、その他社會政策的綱領を掲げた。更に既述の勞働時間法、無所得者救濟、特に一九一八年十二月二十五日の賃率命令の制定が行はれたのである。この賃率命令の中に、集團的勞働法の指導的意義をみることを得るのであるが、本令は一九三三年に至る迄その效力を持續した。

四、憲法。一八七一年の憲法は勞働法を考慮したものではなかつた。反之、一九一九年八月のワイマール憲法は廣汎なる部分を勞働法の規定が占めてゐることに於て特色がある。勿論大部分は綱領的規定であり、單に立法の準則を表示したにすぎなかつたものではあつたが。しかし、ワイマール憲法は直接に適用さるべき法規を含んでゐる。新憲法によつて、勞働條件の維持並に改善の爲めにする團結の自由は、すべての者に對し、且つすべての職業に對して與へられ、この自由を制限又は妨害せんとする處置はすべて不法となし、かくして營業條令第百五十二條は擴張せられ、團結の自由は雇傭主並に被傭者に平等に賦與せられることとなり、ここに集團的勞働法の樹立をみるに至つたのである。特に第百六十三條は各獨逸國民に勞働の機會を與ふべきこと、少くとも無所得者救濟に當てらるべきことが規定された。更に第百六十五條は協議會立法（Rätegesetzgebung）に對する充分なる準則を含むものである。

この時代に於ける以上の外の立法としては左の如きものがある。

賃率協約、勞働者及使用人委員會、勞働爭議調停ニ關スル命令（Verordnung über tarifverträge, Arbeiter- und Angestelltenausschusse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten）（一九一八年十二月二十三日附）經營協議會法（Das Betriebsrätegesetz）（一九二〇年二月四日附）重傷者法（Das Schwerbeschädigtengesetz）（一九二三年二月十二日附）勞働裁判所法（Das Arbeitsgerichtsgesetz）（一九二六年十二月二十三日附）職業紹介及失業保險ニ關スル法律（Das gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung）（一九二七年七月十六日附）

（ホ）要之、この第二の時期は主として集團的勞働法の時代であり、勞働者及び職員の物質的利益の向上について幾多の進展があつたことは疑ふべくもない。例へば勞働時間の規正、無所得者救濟、休養休暇の採用等。更に勞働團體も亦重視せられねばならない。しかしながら、この時代に於ける根本的な缺陷は各團體が雇傭者と勞働者、職員の共同體的結合といふ精神がみられず、階級鬪爭的立場に於て相互に對立抗爭した點にある。國家は、優越的な立場に於てその調停的地位を占むべきであつたにも拘はらず、政黨國家（Parteistaat）ではこの使命を果すべくもなかつた。かかる階級的集團的勞働法の體系はナチスの最も嫌忌するところであつたことはいふ迄もない。

第三　第三期、一九三三年より今次大戰に至る迄の時代即ちナチス勞働法の時代

（一）目　標

ナチス革命は、勞働法の形成に於ても全く決定的な轉換を齎し、第二段階の集團的勞働法はその終りを告げた。ナチス勞働法と集團的勞働法との差異は全く根本的なものであり、それは第一期と第二期の相違よりもより一段と大なるものがあつた。ナチス勞働法に於て採られた個々の一切の措置の決定的な目標は、眞の共同體的精神に依つて階級鬪爭的精神を克服するにあつた。

この目標完遂の爲めに、一九三三年五月二日にはマルキシズムと特に親近した自由勞働組合を拒斥し、階級鬪爭の外的現象形態を取除いたのであるが、同年獨逸勞働戰線（Die Deutsche Arbeitsfront）の結成を見、右勞働組合員はこれに引繼がれたのである。これは決して一方的な鬪爭團體ではなく、すべての生產的人間の共同體であり從つて企業家、勞働者及び職員の一切を包含するのである。この獨逸勞働戰線は賃銀の形成その他の勞働條件、乃至賃率契約の締結にも直接的には關係するものでなく、全くこれと異つた使命、卽ち勞資對立の克服といふ使命を有つものであつた。ナチスはこれによつて商業、工業、手工業に亘り、一大勞働團體を有することになり、必然的に左の二の結果を齎した。

第一に勤勞の强調である。勤勞に於ては雇傭者と被傭者又は經營指導者とその從屬者との共働が實現せられることになつた。ここに生產的人間の共同體に對する本來の基礎がある。經營共同體（Betriebsgemeinschaft）の思想はナチス勞働法に於て決定的な役割を演ずることになつたのである。

第二には、經濟的弱者たる職員及び勞働者を擁護し、超企業的な勞働條件の規正を可能ならしむる爲めの國家權力の干涉の强化が擧げられる。

（二）國民勞働秩序法とその根本思想

ナチス勞働法の根本法たる一九三四年一月二十日附國民勞働秩序法(Das Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) は上述の如き思想の立法的表現である。本法は第二回の勞働記念日たる一九三四年五月一日に施行せられた。本法に依り、階級鬪爭思想に立脚した世界大戰後の重要な幾多の自由主義的、社會民主主義的社會立法は完全に拒斥せられるに至つたのである。尙この時代に於ける經濟的事情を考察すれば本法出現の必然性が明瞭となる（後揭表參照）。

新秩序の根本的な特色を擧げれば左の如くである。

（イ）消極面をみるに、第二の時代の集團的勞働法は殆ど完全に拂拭し去られた。この勞働秩序法第六十五條に依り廢止せられた法令の數は十一の多數に上る。これら廢止の運命に遭つた法令はすべて集團法的法律のみである。殊に、經營協議會法及び同關係法令、團體協約令、經營閉鎖並ニ休止ニ對スル措置ニ關スル命令、賃率命令、調停令（Schlichtungsverordnung）。尙、勞働管理官（Treuhänder der Arbeit）に關する命令も廢止せられたが、これは改訂を加へられ勞働秩序法に再び採り入れられた。集團的勞働法の排除は尙これのみに止まらず、勞働者團結法、勞働團體法及び勞働鬪爭法も亦過去のものとして葬り去られた。

（ロ）積極面をみるに、指導者原理の導入、信任協議會（Vertrauensrat）の創設及び經營指導者の救護義務の强調、從屬者の忠勤義務の强調が特色として擧げられる。

（ハ）更に、强力な國家統制が擧げられるが、これは次の二點にみられる。

第一は勞働管理官の優越的地位である。彼に於て社會政策の部面に於ける國家權力は具體化される。勞働管理官は、經營の監視、經營規則上の爭議の解決、社會的名譽裁判權の行使に協力し、就中、舊賃率契約（Tarifverträge）に代れる超經營的勞働條件の規正の爲めの布告を發することが出來る。更にその職務上の基本的乃至一般的問題を諮問する爲め、その管轄內の各種の經營部門より、專門家委員輔佐會議（Sachverständigenbeirat）を招集することが出來るものとされた。

第二は社會的名譽裁判所（soziale Ehrengerichte）の創設である。これは社會的惡習慣を抑壓し、眞の共同體的精神を育成する爲めの全く嶄新な新法の精神の特徵を示せるもので、國民勞働秩序法の倫理的基礎確立を意味するものである。

（三）社會的自治

加之、社會的自治が始まつた。既にみた國民勞働秩序法に於ける專門家委員輔佐會議、專門家委員會議等の如き、更に、一九三五年三月二十一日附ライプチッヒ協定特に勞働委員會（Arbeitsausschüssen）の設定によつて行はれた。だが注意すべきは、これらの施設は單に諮問機關的作用を營むに過ぎないことである。卽ち本來の決定は指導者原則に依り勞働管理官に留保されてゐるのである。

（四）勞働法の法源

第一に、勞働法は右の第三期に於て本質的に、國家の法（Reichsrecht）となつた。地方法（Landesrecht）は、例へば唯鑛山勞働者（Bergarbeiter）法に見られるに過ぎず、大して重要性を有たなくなつた。

第二に、勞働法の法的規正は尙甚だしく分雜し、統一的な勞働法典は缺けてゐる。

第三に、左に重複する嫌はあるが第三期に到る迄の最も重要なる勞働法的法律に關する概觀を試みよう（Alfred Hueck, Deutsches Arbeitsrecht 1938, SS. 53—54）。

（イ）勞働規則（Arbeitsverfassung）

國民勞働秩序法（一九三四年一月二十日附）

公ノ行政體及經營ニ於ケル勞働秩序法（一九三四年三月二十三日附）

獨逸勞働戰線の本質及目標ニ關スル命令（一九三四年十月二十四日附）

（ロ）個々の勞働關係

獨逸民法（BGB）第六百十一條以下

獨逸商法（HGB）第五十九條以下

營業條例（Gewerbeordnung）第百五條以下（一八六九年六月二十四日附）

（ハ）勞働裁判

勞働裁判法（一九三四年四月十四日附改訂一九二六年十二月二十三日附）

（ニ）勞働保護

營業條例第百五條以下並に多數の施行規定幼兒保護法（一九〇三年三月三十日附、一九二五年七月三十一日附）

産前産後ノ就業ニ關スル法律（一九二七年七月十六日附）

勞働時間條例（一九三四年七月二十六日附）

家內勞働法（一九三四年三月二十五日附）

（ホ）職業紹介及び社會保險

職業紹介及失業保險法（一九二七年七月十六日附）

勞働配置統制法（一九三四年五月十五日附）

國家保險條例（一九一一年七月十九日附）

被傭者保險法（一九一一年七月二十日附）

鑛山勞働組合法（一九二三年六月二十三日附）

社會保險創設法（一九三四年七月五日附）

尙、以上の法律について多數の改正令乃至施行令の制定をみた。

以上に於て述ぶるところは、ナチス治下の初期所謂第一次四箇年計畫化に於て、既に全面的な勞働體制の再編成に關するものである。國民勞働秩序法並にその公布後、この期に於けるナチスの勞働法は、右の五種に區別されたが、この中心をなすものは勞働保護と失業對策の二點である。

ナチス治下の初期に於ては幾多の失業對策法の制定公布をみたが、一九三〇年一月には、三百三十六萬五千八百十一人（ライヒス・アルバイツブラットの計算）といふ尨大な數に達し、この趨勢は更に一層助長せられた（後揭表參照）。右の對策として前記の如き種々なる失業對策立法の實現をみたわけである。

組合員中の失業者數

年月	全數	勞働組合加入者中 完全失業者	勞働組合加入者中 完全失業者百分率	失業保險本人補助費を受ける者
一九一三年(月平均)	一、九九七、一七三	五七、三九一	二・九	——
一九二四年 〃	三、六七〇、七一九	四三四、九五〇	一三・一	七二七、九九〇
一九二五年 〃	三、六三五、二〇四	二四五、五三九	六・八	四六四、七八九
一九二六年 〃	三、四五六、三六〇	六二二、二四八	一八・〇	一、六九二、八七〇
一九二七年 〃	三、八〇六、二八九	三三〇、八七二	八・八	八三七、三一三
一九二八年 〃	四、三二九、一九四	三七二、三七七	八・六	八八九、一二五
一九二九年一月	四、五〇五、三七二	八七五、六一〇	一九・四	二、二四六、〇〇〇
〃 二月	四、五四八、九四六	一、〇一五、八四三	二二・三	二、四六〇、七六〇
〃 三月	四、五三四、二三〇	七六五、二二四	一六・九	一、八九九、一二一
〃 四月	四、五六六、一六二	五〇五、四〇〇	一一・一	一、一二五、九六八
〃 五月	四、六一六、六二二	四一九、四五一	九・一	八〇七、七五〇
〃 六月	四、六一三、四九一	三九三、七四九	八・五	七二二、九四八
〃 七月	四、六〇〇、四五五	三九五、二〇二	八・六	七一〇、四九九
〃 八月	四、六〇九、四三二	四一〇、四八〇	八・九	七二五、七五七
〃 九月	四、六二一、六六八	四四二、三一二	九・六	七四八、六一〇
〃 十月	四、五九二、五二七	四九八、六〇四	一〇・九	八八九、四九二
〃 十一月	四、六四三、六九一	六三四、七九〇	一三・七	一、二〇〇、三九六
〃 十二月	四、五八三、一八五	九二二、六八一	二〇・一	一、七七四、五七一
一九三〇年一月	四、五六四、一二五	一、〇〇四、七八七	二二・〇	二、二三二、六一九

右の統計にみる如く、當時の産業合理化による失業者の著増、從つて勞働者階級の地位は甚しく惡化した。

次に、獨逸に於ける一九二九年以降に於ける失業の發展を表示すれば左の如くである。

一九二九年乃至一九三二年十二月

年次	就業者 千人	失業者 千人	勞働時間
一九二九年	一七、五九五	一、八九二	七・六七
一九三〇年	一六、四〇九	三、〇七六	七・三七
一九三一年	一四、三三六	四、五二〇	七・〇八
一九三二年六月	一二、六八六	五、四七〇	六・九四
〃 十二月	一二、五三二	五、七七三	六・九〇

ナチス政權掌握前夜に於ける獨逸の破產に瀕した經濟的狀態は以上の諸統計により、殊に失業の點に於て如何に悲慘なものがあつたかを知ることが出來る。ナチス政府はかかる狀態に直面し、失業救濟、經濟復興を目標に諸々の措置をとり、既述の如き立法的表現をみたのであるが、果して然らばその實績は何うであつたか。

一九三三年三月乃至一九三八年三月

年次		就業者 千人	失業者 千人	勞働時間
一九三三年	六月	一三、三〇七	四、八五七	七・二六
〃	九月	一三、九二一	三、八四九	七・一八
〃	十二月	一三、二八七	四、〇五九	七・三七
一九三四年	三月	一四、六八七	二、七八九	七・四四
〃	六月	一五、五三〇	二、四八一	七・四六
〃	九月	一五、六二一	二、二八二	七・三八
〃	十二月	一四、八七三	二、六〇五	七・四八
一九三五年	三月	一五、二七九	二、四〇二	七・三四
〃	六月	一六、五〇四	一、八七七	七・三四
〃	九月	一六、六三四	一、七一四	七・四四
〃	十二月	一五、五八二	二、五〇八	七・五五
一九三六年	三月	一六、四一六	一、九三七	七・五五
〃	六月	一七、六七五	一、三一五	七・五四
〃	九月	一七、八八六	一、〇三五	七・六九
〃	十二月	一六、九五五	一、四七九	七・七六
一九三七年	三月	一七、四九七	一、二四五	七・七一
〃	六月	一八、九四一	六四八	―
〃	九月	一九、一〇五	四六九	―
〃	十二月	一八、一〇九	九九五	―
一九三八年	三月	一八、八三一	五〇八	―

生産指數

		獨逸 總指數	獨逸 消費財指數	獨逸 生産財指數	英國	合衆國	佛國	卸賣物價指數 一九二九年＝100 獨逸	卸賣物價指數 一九二九年＝100 英國	外國貿易年次輸出入差額
一九三三年	六月	六九・二	九一・八	五五・六	八六・五	七七・三	七九・九	六七・七	七〇・三	
〃	九月	七〇・六	九二・八	七五・四	八六・六	七〇・六	七九・二	六九・二	七〇・四	
〃	十二月	六五・八	九一・八	六三・六	九三・〇	六三・一	七六・三	七〇・一	六九・二	千萬ライヒスマルク（＋）六六七、七九三
一九三四年	三月	八三・九	九九・三	七四・六	九八・九	七〇・六	七四・九	六九・九	七〇・八	
〃	六月	八九・〇	一〇七・四	七八・一	九八・七	六九・八	七一・三	七〇・八	七〇・七	
〃	九月	八五・七	九三・二	八一・二	九四・八	五九・七	六八・四	七三・二	七一・一	
〃	十二月	八六・三	九一・〇	八三・五	一〇三・八	七二・三	六六・九	七三・六	七一・一	（－）二八四、一五八
一九三五年	三月	九〇・七	八九・二	九三・〇	一〇五・四	七四・〇	六六・七	七三・四	七一・五	
〃	六月	九二・四	八一・一	一〇一・〇	一〇三・八	七二・三	六六・七	七三・八	七三・七	
〃	九月	一〇二・〇	九二・六	一一二・九	一〇三・二	七四・八	六七・四	七四・六	七五・七	
〃	十二月	九六・六	八七・一	一〇一・二	一一二・二	八七・四	六八・八	七五・四	七七・三	（＋）一一〇、九七三
一九三六年	三月	一〇〇・〇	九六・一	一〇三・五	一一四・七	七八・二	七二・四	七五・五	七六・七	

〃	六月	一〇八・八	九二・二	一二一・八	一二五・〇	八六・六	七〇・三
〃	九月	一一三・六	一〇四・八	一二三・一	一二四・〇	九一・六	七六・一
〃	十二月	一一三・一	一〇五・七	一二四・八	一二三・一	一〇一・七	七一・七
一九三七年	三月	一一一・九	一〇一・四	一二五・九	一二三・三	九九・二	八七・二
〃	六月	一一七・五	九八・二	一三〇・〇	一二四・六	九五・八	八二・二
〃	九月	一二三・二	一一三・〇	一三二・五	一二一・五	九三・三	七八・八
〃	十二月	一二〇・〇	一一二・一	一二三・二	一二七・三	七〇・六	八五・三
一九三八年	三月	一二三・一	一一三・〇	一二九・一	一二九・一	六六・四	七八・七

この統計によつてみるに、ナチスの經濟復興政策はこれを二期に分つことが出來る。

第一期は一九三四年を以て終る。この時期に於ては景氣循環的恢復の一般的の形態を認めることが出來る。卽ち就業者數の增加は消費財工業に於けるよりも生產財工業に於て一層迅速である。事業活動は兩者とも增大したがその結果、貿易收支の急激なる惡化を齎してゐる。

第二期たる一九三五年の初期に於ては右の情勢は一變し、生產工業に於ける事業活動の增加は殆ど減退せざるに消費財の生產增加は低下してゐる。輸入價額は更に減退し、輸出は增加し始めた。一九三五年乃至一九三六年を通じ生產財を除くすべての經濟指標はデフレーション同樣の徵候を示してゐる。しかし投資は漸增し消費も亦低率ではあるが、再び上向傾向をとつてゐる一九三七年春に於ては勞働豫備軍が殆ど枯渴するといふ狀態を生じ、爾來、特に或種の熟練勞働は常に不足を告げた。

（五）第二次四箇年計畫以降

一九三六年九月第二次四箇年計畫の宣言と共に原料の自給自足を基調とする生產力擴充が新なる目標とされたのであるが、ナチス政權當初よりこの期に至る迄努力せられた失業對策は著しき成果を擧げ、一九三七年春には遂に完全就業狀態を示すに至り、ここに勞働力は逆にその不足を告げることとなり、失業對策とは異る勞働配置統制の必要をみるに至つた。從つて、四箇年計畫受託官ゲーリング元帥は左の如き重要訓令を發したのである。

（イ）專門工見習確保ニ關スル四箇年計畫施行第一次訓令（Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses）（一九三六年十一月七日附）。本令は特に鐵・金屬產業並に建築業に於て特に顯著であつた專門勞働者缺乏の對策として當該部門一切の經營に對して徒弟教育への參加を義務づけたものである。

（ロ）製鐵業及金屬工業ノ國策上及經濟政策上重要ナル註文ニ對スル金屬勞働者ノ需要確保ニ關スル四箇年計畫第二次訓令（Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staat und wirtschaftsqolitisch bedeutsame Aufträge der Eisen und Metallindustrie）（一九三六年十一月七日附）。本令は特に金屬勞働者の需要確保を目的としたものである。

（ハ）金屬勞働者及建築勞働者ノ復職ニ關スル四箇年計畫施行第三次訓令（Dritte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Rückführung von Mettallarbeitern und Baufacharbeitern in

ihren Beruf)。本令は國策上不適當な勞働位置にある勞働力を再編成して金屬專門勞働者と建築勞働者との不足を補はんとしたものである。

(ニ) 國策上及經濟政策上重要ナル建築計畫ノ爲ノ建築材料ノ需要及勞働力ノ確保ニ關スル四箇年計畫施行第四次訓令 (Vierte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des Bedarfs an Baustoffen für staat und wirtschaftspolitisch bedeutsame Bauvorhaben) (一九三六年十一月七日附)。本令は重要建築計畫の實行を確保する爲めに、建築勞働者の確保及び同時に建築材料の確保をも企圖したものである。

(ホ) 老齡使用人ノ就業ニ關スル四箇年計畫施行第五次訓令(Fürfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Beschäftigung älterer Angestellten) (一九三六年十一月七日附)。本令は一九三四年八月十日附勞働配置ニ關スル命令、及び一九三四年八月二十八日附勞働力配分ニ關スル訓令の趣旨を强化し、年長の且つ扶養者多い者に就職の優先權を與へたものである。

(ヘ) 金屬勞働者及建築專門勞働者ノ募集又ハ紹介ノ爲ノ暗號廣告ノ禁止ニ關スル四箇年計畫施行第六次訓令 (Sechste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über des Verbot von Kennwortanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern) (一九三六年十一月七日附)。勞働統制の攪亂的離職の防止を目的としたものである。

(ト) 勞働關係ノ違反解約ノ防止ニ關スル四箇年計畫施行第七次訓令 (Siebente Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen) (一九三六年十二月三日附)。本令は、製鐵業、金屬工業、土木建築業、煉瓦工業、農業に於ける企業家は勞働者又は使用人により、期限以前に不法に勞働關係を解約せられた場合にその勞働者の勞働手帳を抑留し得るものとされた。

以上の立法的進展は、第一次四箇年計畫殊にその後期に行はれ來つた勞働配置政策の有機的展開であり、何ら本質的に新規な推置ではない。又以上の勞働配置訓令は主として金屬勞働者を對象としたことは注目に値する。益々激化した金屬勞働者缺乏對策として、金屬勞働者ノ勞働配置ニ關スル訓令 (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Metallarbeitern) を中央勞働紹介失業保險長官が發令してゐる。

(チ) 行商從事ノ制限ニ關スル四箇年計畫受託官訓令 (Anordnung zur Durchfürung des Virjahresplans über Beschränkungen in der Ausübung des Wandergewerbes und Stadthausiergewerbes) (一九三七年十二月十四日附)。本訓令に依り、巡回勞働の制限が企圖され、行商從事を勞働局の許可に係らしめた。

(リ) 農業及家庭經濟ニ於ケル婦人勞働力配置ノ强化ニ關スル四箇年計畫施行訓令 (Anordnung zur Durchführung des Virjahresplans über den verstärkten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in der Land-und Hauswirtschaft) (一九三八年二月一日附) 竝同令施行規則 (一九三八年二月十六日附)。

所謂婦人勞働義務年期制 (Pflichtjahr des Mädchens) を定めたものである。

(ヌ) 學校卒業者申告ニ關スル訓令 (Anordnung über die Meldung der Schulentlassen)(一九三八年三月一日附)

(ル) 建築業ニ於ケル勞働者及技術的使用人ノ勞働配置ニ關スル訓令 (Anordnung über Arbeitseinsatz der

Arbeiter und technischer Angestellten in der Pauwirtschaft)（一九三八年五月三十日附）。建築經濟に關するすべての經營及び建築經濟の經營の專門領域に關する銀りの公私の經營及び行政官衙に對し、勞働者及び技術的使用人の雇入を所管勞働局の同意に係らしめたものである。

以上に於て、ナチス政權獲得當初六百萬の失業に惱まされ、勞働政策は專らこの對策に集中されたのであるが、ナチス政府の勞働振興により、一九三七年春には略々完全就業狀態となり、一九三八年には、逆に全面的な勞働不足を呻たねばならず、ここにナチス勞働政策は反轉して、本格的なる國民勞働徵用制による勞働統制に乘出すこととなつたのである。

(オ)　國策上重要事業勞力確保令（Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）（一九三八年六月二十二日附）。本令は國策上實施の遷延を許さざる特に重要なる事業に對し、適時に所要勞働力を供與する爲め、他の職場に從事しつゝある勞働力をも一時轉換せしむべきことの必要に基き、勞働大臣により制定されたものである。本令の根本基調は、失業消化、勞働時間の延長、機械設備の改造改善乃至長期建設的な徒弟養成によるも十分に企圖し得ない勞力缺乏補正策としての適材適所主義を高調したものである。尙、本令に所謂「國策上重要なる事業」とは特に、西部要塞卽ちジークフリート線の促進工事を重要な對象としたものである。

本令の趣旨を更に徹底せしむる目的を以て更に次の如き命令の制定をみた。

(イ)　國策上重要事業勞力需要確保第二次命令（Zweite Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）（一九三八年六月三十日附）

(ロ)　同第三次命令（一九三八年十月十五日附）

次に、所謂新勞務徵用制とも稱さるべき一聯の基本法令の制定が次々に行はれた。

(ハ)　國策上重要事業勞力需要確保令（Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）（一九三九年一月十三日附）

本令は體系上、これを勞務義務の設定と勞務者移動の到限に二大別し得る。卽ち本令第一條第一項は「四箇年計畫受託官ニ於テ實施ノ遷延を許サザル重要性アリト認メタル事業ニ付、勞働局ハ、獨逸國土內ノ居住民ニ對シ、勞務義務ヲ負ハシムルコトヲ得。コノ爲ニ、公私經費及行政官衙ハ、勞働局ニヨリ、勞務者ノ引渡ヲ命ゼラルルコトアルベシ」と規定し、舊確保令（一九三八年六月二十二日附）前文を特に條文化してこれを强調した。之がその一である。本令第二章は勞務者移動制限の規定（Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels）を規定してゐるが之がその第二である。

更に、第一の勞務義務に對應するものとして、

(ニ)　國策上重要事業確保令第一次施行細則（一九三九年三月二日附）があり、第二の勞務者移動到限に關するものとして、

(ホ)　國策上重要事業勞力確保令第二次施行細則（一九三九年三月十日附）

尙、同年三月十五日本令施行と同時に效力を喪つた命令には左の如きものがある。

(1) 勞働力配分ニ關スル訓令（一九三四年八月二十八日附）（一九三五年三月十八日、一九三六年十一月二十七日附、一九三八年三月一日附改正）

(2) 金屬勞働者ノ配置ニ關スル訓令（一九三七年二月十一日附）

(3) 建築業ニ於ケル勞働者及技術使用人ノ配置ニ關スル訓令（一九三八年五月三十日附）

(4) 個々ノ經營ニ於ケル勞働配置統制ニ關スル訓令（一九三八年三月一日附）

(5) ビツターフエルト・ハルン・及ウイツテンベルク勞働局管區ニ於ケル化學工業及建築營業ノ勞働者ノ勞働配置ニ關スル訓令（一九三七年四月二十七日附）

(6) ベルリン市ニ於ケル勞働配置統制ニ關スル訓令（一九三四年五月十七月附）（一九三六年九月二十九日附改正）

(7) ハンブルク・アルトーナ・ワンベツク及ハンブルク・ウイルヘルムスブルク諸都市ニ於ケル勞働配置統制ニ關スル訓令（一九三四年八月三十日附）（一九三六年九月二十九日附改正）

(ヘ) 國策上重要事業勞力確保令第三次施行細則（瀝青炭坑勞働者移動制限ノ件）（一九三九年七月十一日附）

三　結　語

失業對策時代より完全就業時代へ、三轉して勞働不足時代へ、と變遷を重ね、これに照應した經濟政策の立法的表現が上述の實績なのである。かくしてナチス政府は一九三九年九月一日の第二次大戰を迎えることとなつた。

第二篇　ナチス戰時經濟法

第一章　戰時經濟令及び關係法令概況

一　概　要

一九三九年九月一日、波蘭進擊を契機として勃發した今次大戰に於て、開戰當初採られた獨逸の戰時經濟政策の特徴は、その迅速性、その計畫性及び戰線の兵士と銃後に在る者との間の戰時犧牲の相異を可及的に調和せしめんとするその決意、との三箇に要約される。

ヒトラー總統はその布告に於て、「兵士が戰線で戰ふといふのに、何人も戰爭で儲けるなどといふことがあつてはならない。兵士が戰線で戰死するといふのに、何人も銃後に於てその義務を回避するといふ如きことがあつてはならない」と述べたが、その實行は右布告に引續いて爲されることになつたのである。卽ち最高國防會議の公布した多數の命令の中に右布告の經濟政策的、法律的表現を見るのである。然し、これら幾多の命令に於てその中樞的、基本的法規は周知の戰時經濟令（Kriegswirtschaftsverordnung）である。蓋し同令はすべての者に痛切なる負擔を課してゐるからである。尤も同令規定の負擔も兵士の犧牲には固より比較さるべくもない。だが、戰時經濟令の制定は、一切の國民經濟及び國民生活を現在の戰爭目的に適合するやうに轉換するといふ、より大なる經濟政策的使命を有つてゐるのである。

戰時經濟令は開戰直後の一九三九年九月四日附を以つて最高國防會議（Der Ministerrat für die Reichsver-

teidigung)に依つて制定され、五章三十箇條の條文を含み、それ自體として一つの纏つた全體を成してゐる。各般の措置は相互に矯正され且つ制約し合つてゐる。第一章戰爭阻害行爲は一般的規定を含んでゐる。卽ち本章には商品及び通貨の蓄藏及び退藏の如き戰爭遂行を阻害する一切の行爲に對し嚴罰主義を以て臨み、戰時經濟の刑罰的保障が明示されてある。戰時經濟令に所謂「戰爭阻害行爲」の一は「國民の生活必需品に屬する原料又は製品を減却し、放置し、若しくは抑留して、惡意を以て、これが需要充足を妨げる行爲」であり、二は「正當の理由なくして貨幣を退藏する行爲」である。前者に對しては戰爭阻害重罪として、禁錮又は懲役、罪狀特に重きときは死刑の極刑を科し、後者に對しては一般に禁錮刑、罪狀重きものには懲役を科し得るのである。かゝる嚴罰主義に對しては種々の批判があり得るであらう。然し、元來獨逸國民はすべての點に於て統制には多大の試練を經て來たのであるからこれらの規定の大部分適用されるに至ることはないかも知れぬ。だが、戰時非常の國家總動員下に於て自己訓練が未だ缺けてゐるところでは、それは有效な手段とならう。

二　戰時稅

戰時經濟令の本質的部分を成すものは、戰時特別稅に關する第二章第二條—第十七條である。それは獨逸戰時經濟下に於ける財政政策の一端を明示し、戰時特別稅の徵收及び地方公共團體その他の戰時出損を規定してゐる。本章は前大戰當初の財政政策と大いに異ることを以てその特色とするがそれは次の三點に要約される。第一に、前大戰當時にあつては單に「金」の經濟のみを知つて「物」の經濟を知らなかつたが、今次大戰に於ては、間接的な「金」の力よりも直接的な「物」の力、卽ち物資經濟的措置、生產財部門の全體主義的生產指導乃至は消費財部門の消費

完全割當制の實施を見た。國家の戰時特別稅增徵も國家自ら戰爭用資材を購入する爲めと云はんよりは、寧ろ、物資面に於て旣に直接的統制により確保されてゐた戰時生產の擴張を通貨面に於て調整する爲めに行はれたと見るべきである。第二は、戰費補償の財政技術的遂行が、前大戰當時に於けるよりも遙かに簡單であり且つ容易なことである。開戰迄の數年間の四箇年計畫下にあつて、ナチス政府は財政金融的中央集權を期し、財政、信用、租稅各制度の統一化、簡單化に力を集中し來つたのであるが、現在すべての財源は、直接間接、ライヒの高權に歸屬し、現に全稅收の四分の三以上は、國稅が占めてゐる。第三は、前大戰に比し、國家行政の支出の著るしき膨脹が擧げられる。卽ち前大戰當初、一九一三—一四年は國、聯邦國家及び公共團體の高權的行政の總財政需要は國民所得の僅か一六パーセントに過ぎなかつた。然るに今次大戰に於ては戰端開始以前、勞働振興、四箇年計畫、軍備擴充等の爲めに行政支出の極度の尨大化を來してゐた。

要之、以上の三特徵によつて知らるる如く、獨逸に於ける財政金融政策は—他の部門に於ても勿論同樣なことが云へるが—開戰迄の數箇年間に於て徹底的に臨戰體制を整備したものであり、本格的戰時體制と云つてもこの延長に過ぎないのである。ここにナチス獨逸の組織的計畫的、平時準備の完全性の最大特色を見ることが出來るが、これはわれ〳〵にとつて大なる敎訓となるものである。次に戰時經濟令に於て新たに規定せられたる戰時稅體制を見るが、これは固より前述の根本趣旨に則り、開戰當初採られた戰時諸措置の最も重要な一環を成すものである。本令に於ける戰時稅の大綱は、所得稅戰時附加稅と各種奢侈品戰時附加稅の二種に大別し得るが、更に項を分つて說明する。

倘、戰時稅關係の法的基礎としては戰時經濟令の他、次の如きものがある。これらは固より相互關聯性を有する

を以て以下綜合的に考察する。

(イ) 所得稅戰時附加稅ニ關スル第一次施行規程（一九三九年九月四日附）(Erste Durchführungsbestimmungen zur Kriegszuschlag zum Einkommensteuer)

(ロ) ビール、煙草、三輪酒小賣價格ニ對スル戰時附加稅第一次施行規程（一九三九年九月四日附）(Erste Durchführungsbestimmungen zur Kriegszuschlag zum Kleinhandelspreis von Bier, Tabakwaren und Schaunwein)

(ハ) 同財務大臣回章（一九三九年九月八日附）

(ニ) 火酒製品戰時附加稅施行令（一九三九年十一月二十日附）

(ホ) 同財務大臣回章（一九三九年九月十九日附）

(一) 所得稅戰時附加稅 (Kriegszuschlag zur Einkommensteuer)

戰時特別稅の本來の核心を成すものはこの所得稅戰時附加稅である。この稅の納稅義務者は、ベーメン及びメーレン保護領を除き、全獨逸國內の所得稅納稅義務者である。從つて、獨逸國內に住所又は居所を有する自然人（法人に對す）は、年齡、性、種族、又は國籍の如何を問はず、更に國防軍に召集された者と雖も納稅の義務があるのである。

戰時附加稅の額は、徵收期間に於ける所得稅額の五〇パーセントである。卽ち所得が標準となるに非ずして所得稅額が標準となるのである。例へば結婚後五年以上の子なき夫婦の所得八〇〇〇ライヒスマルクに對しては所得稅として一三一六ライヒスマルクが課稅せられ、その戰時附加稅は六五八ライヒスマルクとなる如きである。所得自體との限界は別に第三條に規定され、この附加稅は總所得の一五パーセントを超ゆることを得ない。例へば年收三〇、〇〇〇ライヒスマルクある獨身者の所得稅は一一、六四四ライヒスマルクであるから附加稅は五〇パーセントたる五八三二ライヒスマルクであるわけだが右の如き制限があるので四五〇〇ライヒスマルクに止まるのである。卽ち所得稅とその戰時附加稅を合算して、所得の六五パーセントに達することを得ない。又收入が二四〇〇ライヒスマルク未滿のときは附加稅を負擔せられないで免除せられるのである（第二條）。特に勞賃月額二三四ライヒスマルク、週額五四ライヒスマルク、一日當り九ライヒスマルク、半日當り四・五ライヒスマスクを超えざる被傭者は本稅義務者の範圍から除外されたがこれは戰時勞働者保護の一形態であり、これ所謂「免稅點」(Freigrenzen)である（所得稅戰時附加稅第一次施行令第一條）。

所得稅戰時附加稅の徵收期は課稅期間たる曆年の始めに支拂ふこととなつてゐる。但し、第一回の徵收期間だけは、本令施行日を以て始まり、曆年の終るを以て終るものとされ、一九三八年九月一日から十二月三十一日迄の四箇月が、其の第一回徵收期とされた（第四條）。而してこの場合には所得稅戰時附加稅は、各曆月毎に算定され、年額の十二分の一として計算されることになつてゐる（施行令第二條）。

次に、所得稅戰時附加稅は曆年の滿期後一般所得稅の査定と同時に確定される。そして、前拂制 (Vorauszahlungen) が認められるが、これは所得稅の場合と同樣、三月十日、六月十日、九月十日、十二月十日の四回に分ち、各四半季分宛の前拂をせねばならぬものとされた。その他控除手續に於ける所得稅戰時附加稅の詳細については同第一次施行規定を參照され度い。

この所得稅戰時附加稅は各人にその生活を適當な方法で緊縮すべきことの必要を想起せしめるものである。これ

に依つて始めて購入券及び購入切符制に依つても尙自由な購買力が拘束され、國にとつてはその戰費調達の基礎が作られるのである。然し、これは飽迄非常時立法であり、從つてその實際の施行に際しては、負擔の公平、苛酷性の緩和を圖らねばならぬものとされ、第一次施行令第六條に特に「苛酷性の排除」なる一項目が規定されてある。この附加稅は專ら所得稅のみに及ぶのであり、その他の所得稅類似の租稅は、全租稅體系が變更されることなしに維持されてゐると同じく、增徵されない。從つて增加所得稅又は農業の制限的免稅に關する規定は何等變更を受けてゐない。尙小所得には戰時附加稅が課せられないといふことは、戰時特別賃銀制を規定してゐる後述戰時經濟令第三章の規定と相關聯するものである。

(二)　各種嗜好品消費に對する戰時附加稅

生活必需品以外のものには戰時特別稅が課せられる。ビール、煙草、三鞭酒及び火酒に對する戰時附加稅これである。基本的及び關係法令については、前項に揭ぐる法令を參照され度い。

第一はビールに對する戰時附加稅である。本稅の客體は、ビール稅法（Biersteuergesetz）に於てビールと稱するものの他、ビール代用品として販賣せられ且つ常用せられるものを含む（一九三一年三月二十八日附及び一九三九年十一月二十日附改訂一九二三年七月九日附ビール稅法第九條乃至第十一條及び第二十三條參照）。尙、釀造者の使用人及び勞働者の家庭用ビールの供給及び稅支拂者に依るビール輸出の場合は除外例とされる。但し、自家消費（Eigenverbrauch）はこの限りでない。

稅支拂者（Steuerzahler）は原則として釀造者（Brauer）であつて、これにより稅務署に納付せられるのである。

稅率については、稅支拂者が一〇〇リツトル平均率に從つて戰時附加稅を算定するのである。北獨逸價格區域に於て、一〇〇リツトル平均相場は七〇ライヒスマルクであり、南獨逸の同樣のものは五〇ライヒスマルクであり、それぞれその二〇パーセントが課稅額となる。故にベルリンのロカール（Lokal＝酒場）では一リツトルにつき一四ペニツヒの戰時附加稅があるわけである。

第二は煙草に對する戰時附加稅である。

本稅の客體は、煙草製品の消費である。

本稅支拂者は製造者（Hersteller）である。

課稅標準となるものは煙草の量及び小賣價格であり、その二〇パーセントが戰時附加稅として課稅せられる。從つて、一本五ペニツヒのシガレツト一〇本買ふと五〇ペニツヒ＋一〇ペニツヒ＝六〇ペニツヒ支拂はねばならぬこととなる。

第三は三鞭酒に對する戰時附加稅である。獨逸國內に於て生産され若は獨逸國內に輸入される三鞭酒及び三鞭酒類似の飮料物の消費が本稅の課稅客體となる。

稅額は葡萄酒を附加したる三鞭酒一壜に付一ライヒスマルク、半壜に付五〇ペニツヒ、果實三鞭酒一壜に付五〇ペニツヒ、半壜に付二五ペニツヒ課稅されるのである。

以上のものは、釀造者が自分で使用する場合も購買したと同樣の取扱を受ける。

稅支拂者は釀造者であり、輸入の場合は關稅義務者である。稅金はこれらの稅支拂者より、營業稅と同樣な手續

で申告され支拂はれることになつてゐる。前月の分は翌月二十日迄に納付すべきこととなつてゐる。

尙、本稅については、特別の記載を爲し、記帳を爲し置くべきことが要求せられてゐる。

第四は火酒に對する戰時附加稅である。これはビール、三韓酒の如きものとは異り、火酒專賣について、一〇〇リツトル毎に、國の收入する專賣料を引上げる方法を採つたのである。販賣は專賣行政體（Reichsmonopolverwaltung）が行ふのであるが、販賣價格は、從來、火酒、專賣法（一九二二年四月四日附 Gesetz über die Prannteweinmonopol）に基き一〇〇リツトル容量に於て二七五ライヒスマルクの國稅を含んでゐたのを、現在は三七五ライヒスマルクと大幅に引上げたのである。火酒から生ずるもの、リキユール、果實火酒等についても同樣である。

尙、負擔者は消費者であり、支拂義務者はビールの場合の如く、製造人である。

獨逸政府は、以上の嗜好品消費稅戰時附加稅の實施に當り、一九三九年九月五日を期して本格的な在庫品調査を斷行し、當該商品のストツク調査實施後でなければ、購買及び消費者に對する販賣は許されなかつた。又リキユール、火酒及びアルコール飲料物の消費者に對する販賣も商工經濟團による戰時附加稅の公示後でなければ許されなかつた。

(三)　公共團體に對する戰時負擔の新設

同じく戰時經濟令に依り、歲計の節約を强制し、且つ公建築の制限に依つて生ずる金額を國の戰費調達の爲めに國庫に供給せしめる目的を以て、各ラント、公共團體、その他の公法上の團體に對して戰時負擔が課せられることとなつた。

卽ち各ラント（ハンザ都市たるハンブルクを含む各ラント、但し大管區（Gau はその義務なし）は、ラントの收受する所得稅、團體稅及び營業稅等の分け前の一五パーセントである。尙、大管區及び大管區管下の公共團體については特別な負擔が課せられてゐる。

各公共團體は其の三大稅收入たる土地稅、營業稅及び市民稅を基礎とし、その二・五パーセントから一〇パーセント迄每月國庫へ納入する。

其の他の公法上の團體にして稅を取立てる權限を有するものについては、特別規定に依りそれぞれ詳細に定められてゐる。

三　戰時賃銀體制

ナチス政權掌握後、勞働者は最低勞銀で保障せられたが、一九三六年以後に於ては例の四箇年計畫實施と共に失業者がなくなつてしまつたので、賃銀政策の基礎が失業救濟策から一變し、賃銀の騰貴と共に正規賃銀決定の要求が起り、更に今次戰爭と同時に全國的に規律された勞賃諸體系を統一的に再建する爲めに、各種の措置が採られることとなつた。

この戰時賃銀體制の基本法は戰時經濟令第三章の四箇條（第十八―二十一條）である。尙、關係法令を一括すれば右の他左の如きものがある。

(イ)　一九三九年九月十六日附戰時經濟令第三章第一次施行規程（經營閉鎖ノ場合ノ告知期間短縮ノ件）

(ロ)　一九三九年十月十二日附同上第二次施行規程（賃銀俸給停止ノ件）

(ハ) 一九三九年十二月二日附同上第三次施行規程（勞働管理官ノ秩序罰權ノ件）
(ニ) 一九三九年十一月十六日附戰時經濟令第三章補充令（日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增賃銀ノ件）
(ホ) 一九四〇年三月二十九日附戰時經濟令第三章補充令（農林業關係ノ超過勞働割增賃銀ノ件）
(ヘ) 一九四〇年四月十日附戰時經濟令第三章第四次施行規程（公的勤務ニ對スル勞働管理官秩序罰權ノ件）

これらの諸法令はそれぞれ獨逸戰時賃銀體制の基本原則を規定したものであるが、次には主として戰時經濟令第三章を中心として解說を試みる。

(一) 勞働管理官（Reichstreuhänder der Arbeit）の權限强化

第十八條に依れば、勞働管理官及び特別勞働管理官（Sondertreuhänder der Arbeit）は勞働大臣の詳細な指令に從つて勞働賃銀を卽時に戰爭によつて惹起された事態に適應せしめ、且つ賃率規則（Tarifordnung）に依つて賃銀、給與及びその他の勞働條件の最高限を定め、これに拘束的效力を有せしめる權限を委任されてゐる。然し勞働管理官は賃銀形成令（一九三八年六月二十五日附 Lohngestaltungsverordnung）に於て、右と殆んど同樣の目的から、個々の經濟部門に於て、賃銀の最高及び最低限度を拘束力を以て確定し得べき權限を付與されてゐるのであるから、本戰時經濟令の規定は必ずしも新規のものではない。唯、賃率規則に於ては、個々の經濟部門に限定され、從つて、原則的に最低賃銀のみが定められ、事實上從業員の爲めにこの限度を超える狀態にあつたが、戰時經濟令に於ては勞働管理官の權限は一般經濟の全面に擴大され、從つて賃銀の最高限度最低限度共に絕對に破り得ない賃率規則を定め得るものとなつたのである。

勞働管理官のこの强力な賃銀統制權は、從來の所謂「誘惑賃銀」の排除、一切の賃銀規正の具現化の目的を以て確立されたのであつて、これは後述賃銀停止令の前提を成すものである。

更に、勞働管理官は、社會政策的見地より單に賃銀統制のみならず、その他の勞働條件の統制特に經濟生活及び勞働生活の一時轉換に際し、告知期間の統制權を付與されてゐる。

戰時經濟令第三章及び一九三九年九月十六日附同令第一次施行規程がこれを規定する。この施行規程に依れば、經營が戰爭狀態の影響を蒙り、休業、操短、轉業の場合には何れも、勞働管理官若は特別勞働管理官は、各從屬者毎に、又は各經營の總從業者毎に既存の告知期間の短縮を命ずることが出來る。操短實施通告期間の取扱も亦同樣である。既に支拂期に到達した報酬についても法律規定其の他と異る定を爲すことが出來る。

(二) 賃銀引上げ對抗措置

獨逸の戰時賃銀體制の本質的・中樞的部分を成すものは、この賃銀引上げ對抗措置である。この措置は就中、最近に於ける經濟的緊張の結果生じた賃銀の上り過ぎを除去する爲めに採られたものである。但し、ここでは賃銀及びその他の所得を不必要に平均しようと云ふことは決して意圖されてゐない。唯、ヒトラー總統は何人も戰爭で儲ける者があつてはならぬと云つた。これは次項に於て述べる價格形成に關するものである。

考察されなければならない、が、この原則は本來戰時特別賃銀制に關するものである。

賃銀引上對抗措置は、(イ)一般的賃銀額の停止、(ロ)割增賃銀の廢止、(ハ)企業者利益の規制等に分れる。

(イ) 一般的賃銀額の停止は、一九三九年十月十二日附第二次施行規程に基いて斷行された。本令を以て、本令公

布日のたる一九三九年十月十六日現在の賃銀、給料率（家内勞働に於ける報酬を含む）並にその他の規則的に行はれる給與乃至は一回限りの給與等は釘付けされ、引上げも引下げも許されなくなり、唯例外として法令、勞働管理官の命令に依る場合は引上げを許され、勞働管理官の同意あるものにして、行爲に條件附けられざる報償はこれを引下げることが認められた。更に、先づ賃銀停止に依り現狀を維持し、そして戰爭景氣の爲めに國民經濟を攪亂されぬやうにする目的を以て、賃銀改訂の措置も採られたのである。卽ち勞働管理官及び特別勞働管理官に依り、戰爭によつて條件附けられた關係に基く勞働については、新たに改訂が行はれた。これは最低でなく、最高を定めたものである。尤も、これは一般的に勞賃體系の再建をやつたのではなく、景氣の變動を防ぎ徐々に個々の場合から改訂してかからうと云ふのに過ぎない。又既に試驗濟みの出來高賃銀の變更は認められない（同令第二條、第三條）。

尙、既述の如く、獨逸の戰時賃銀政策の目標は、必ずしも、一切の勞働所得引上げを妨げ、一般的勞賃引下げを斷行しようとするに在るのではない。不必要な引下げは行はない方針なのである。從つて高能率、家族手當賦與に因る勞働所得の增加、勞働時間の延長、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働の實施等に因る增給等は戰時下にあつても認められるのである。從來からの賃銀原則の大綱は、戰時下と雖も事情の許す限り認められなければならないからである。

(ロ)　割增賃銀の廢止については、初め戰爭勃發當時は、非常に愼重に考へて超過勞働時間、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働に對する割增賃銀は支拂はなくともよいことにしてあつた。然るに、戰時經濟令が制定せらるるに及び同令第十八條第三項に依り、愈々平時經濟から本格的戰時經濟への移行の爲め、割增賃銀の支拂は廢止せられ、九時間、十時間勞働に對する割增賃銀の支拂は爾後これを行はざるものと定められた。而してこの爲め生じた餘剩金額は國庫に歸屬することとなつたのである。又これと關聯して、經營從屬者に對する社會政策的支出は法令や賃率に强制規定あるとき又は慣行上のものに限り、極めて節約的に、經營遂行上必要と認められる限度に於て認められることとなつた。其の他の手間賃や運賃等についても同樣の措置が爲されたのである。

この割增賃銀の廢止に依り、勞働所得を適當な程度に迄還元することは社會的公平への一步前進を意味し、價格引下げを可能ならしめ、且つ戰費調達を容易ならしめるものである。然し、固より割增賃銀は廢止されても前述各種の勞働に對する正常の定賃銀は支拂はれるのである。

元來、超過勞働（殘業）所得にしろ、夜間勞働（夜勤）所得にしろ、これらは一般勞働所得中でも重要な部分を占めるものである。又夜勤、殘業等は平常でも必要であり、殊に戰時下、從屬者の應召等の爲め、三交制から二交替制になつた工場も少くなく、生產擴充、能率增進の點からも割增賃銀の給與は必要なものである。それにも拘はらず、斷固として割增賃銀の廢止を實行したところに全體主義ナチス戰時經濟政策の一端が現はれる。

だが、この割增賃銀の廢止は、實施後三箇月に至り、緩和された。

一九三九年十一月十六日附戰時經濟令第三章補充令に依り、同年十一月十六日以降、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働の割增賃銀の復活を見た。

又、一九三九年十二月十二日附勞働保護令の制定に依り、超過勞働の割增賃銀も、一日十時間以上に亙る超過勞働割增賃銀額二五パーセントとの二條件附で復活された。

更に、一九四〇年三月二十九日附戰時經濟令第三章補充令に依り、一般的に超過勞働の割增賃銀は農林業關係に於てのみ支拂はれることとなつた。

(ハ)　前段の割增賃銀の廢止と相關聯するものに企業者利益の規制がある。戰時に於て企業者の超過利潤は嚴重に制限せられ、一般と同樣犧牲を忍ばねばならない。從つて、割增賃銀の廢止による各經營の勞務費（人件費）の大削減は決して當該經營の利益を主眼として爲されてはならぬ。一般公衆の利益を主眼としなければならない。後章第二十三條第一項はこの趣旨を闡明し、勞務費の一切の節減をば、滯遲なく、これに相當する價格引下げに利用すべき義務を企業者に負はしめてゐる。

從つて、各種の物及び給付の價格及び報償については一九三九年十月四日以前のものに對し、勞銀の節約が行はれた限り、一般的に引下げなければならない。私的需要及び行爲に關しては初めのうちは引下げが行はれなかつたが、これは勞銀の低下による餘剩利益は企業者から國庫へ收納してしまつたからである。反之、公共的需要の物及び行爲については、初めから一部分の場合については實施されたのであつた。戰時經濟令は更に規定して、一九三九年九月四日の狀態に比較して賣主又は行爲義務者がより安く又はより有利に取得し得るやうになつたときは、物及び行爲に關する價格及び報償は直ちに引下げねばならぬこととしたのである。

(三)　休暇の停止及び勞働管理官の秩序罰權

戰時經濟令第十九條は休暇の暫定的停止を規定する。休暇停止も、割增賃銀の一時的廢止の場合と同樣、戰時に於ける犧牲負擔の均衡の根本原則に依り、銃後國民勤勞層に對しても戰線の兵士と同樣な犧牲的精神の具現化を要求したものである。尙休暇の復活實施、休養期間の恩典を認むべきや否や等に關する詳細なる具體的規定は、同條後段に依り、勞働大臣これを命令する。

勞働管理官の秩序罰權については戰時經濟令第二十一條第一項にこれを規定し、同令第十八條乃至第二十條違反行爲に依り、過當の賃銀若は給料を約束若は付與し又は約束若は付與せしめたる者に對しては勞働管理官若は特別勞働管理官は、無制限の金錢による秩序罰を科し得ることにした。この點に對する詳細の規定としては、一九三九年十二月二日附戰時經濟令第三章第三次施行規程及び一九四〇年四月十日附第四次施行規定がある。

四　戰時價格政策

(一)　概　要

ナチスの價格政策の特徴は、賃銀政策のそれと同樣、價格及び賃銀の決定を、純私經濟的のものから切斷し、國家としての經濟的動向にいつも歸一せしめてゐることに見られる。第一次四箇年計畫、第二次四箇年計畫を通じ、强力なる國防國家體制を完成し、全面的再軍備經濟確立の目的の下に、右の如き方針を以て、價格問題乃至物價問題を組織的、計畫的に處理し來つたのである。

抑々ナチスの所謂價格政策（Preispolitik）の發端は一九三六年十月二十九日附價格形成國家委員の任命（Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans—Bestellung eines Reichskommissars für die Preisbildung）である。この價格形成國家委員は國民經濟的に適正價格を維持すべき責任を有し、價格形成に關する限り、大臣以上の地位を保ち、包括的な權限を有し、就中、價格引上げ禁止の命令制定權を有してゐるのである。彼は、有名な價格停止令（一九三六年十一月二十六日附、Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen）を發布し同年十月十八日現在で、一切の物價を一應釘付けにし、經濟部門に於ける一切の適正價格の組織的形成を行つて來

たのである。

かくして、四箇年計畫の樹立以來、價格停止より積極的價格形成へと突進した。價格形成國家委員は、戰時價格統制の基本的前提たる命令卽ち所謂國民經濟上適正ナル價格形成ノ諸原則ニ關スル命令（一九三九年八月二日附、Verordnung über Grundsatz zur Bildung volkswirtschaftlich gerechtigter Preise）を開戰直前發布したのである。本令は、(イ)價格の公定は、賃率規則若は勞働管理官の確定したる賃銀及び給料を基礎とすべきこと、(ロ)經營從屬者一般に對する社會政策的費用は、價格關係に於ては、節約經濟遂行の原則に背馳せざる限度に於てのみ考慮すべきこと、(ハ)工作材料及び補助材料、運賃其の他の費用も、價格關係に於ては、節約經濟遂行の原則と一致する限度に於てのみ認めらるべきこと、(ニ)拘束價格（gebundene Preise）の高さは、最上級及び最下級經營を標準とすべきでなく、平均中級生產能力の工業經營を標準として決定すべきことの四原則を規定してゐる。因に本令の施行日は九月一日であるが、本格的戰時法規としての役割は次に述べる戰時經濟令第四章がこれを演ずることになつたのである。

(二)　戰時經濟令第四章

(イ)　戰時經濟令は第二十二條に於て、戰時に於ける價格決定は、凡ゆる物資や凡ゆる種類の給付の價格及び報償は、戰爭遂行の義務を有する國民經濟の原則に準據して決定を見るべきものだと云ふ趣旨に於て爲さるべきことを聞明した。ここに戰爭遂行の義務を有する國民經濟とは、各國民の銃後に於ける大きな義務に對して、凡ての國民の力を確立し、規律された經濟生活の實施の保障を與へることだと稱してゐる。故に戰時に於ける正當なる價格とは、例の第一次大戰後見られた停止價格（Stoppreis）ではないのである。要するに、國民生活を健全ならしむる爲めの價格なのである。その爲めに、第一に生活必需品の値上げを禁止し、特に戰爭を當てこんだ値上げは嚴禁し、第二に公益の要求するもの殊に國防軍の要求するものの價は可及的引下げさせる措置を採つたのである。かくして、停止價格は原則的には其の從來の保護的作用を失つたものと看做さねばならない。本令の施行に依り、自己の價格が價格停止令の停止價格以內に在ることを援用し得たくなつた。この停止價格が、其の當時の事情の下に於ては是認し得ない程高いと認められるとき、若は費用減によつて過度に高くなつたときには戰時經濟令第二十二條に基いて引下げられなければならない。

更に、戰時に於ては、何人と雖も、私的財產及び經營財產の滅失を避けることが出來ないのであるから、例へば價格計算に一般的戰爭危險、例へば戰鬪行爲又は敵國との經濟戰に依る經營停滯の危險に對する保險料を挿入すると云ふことは、戰時經濟の原則と一致し得ない。このことは復員時の使命の爲めの特別貯藏についても妥當する。又施設若は原料及び製品のストックが敵軍の行爲に依つて破壞されることに因る實際の損失及び補充品調達費を算入することが迂路を經て價格に影響を及ぼしてよいか否かも疑はしく思はれる。然し、これについては價格安定に依るこの自助的方法と何れかの企業が故意に過失なくて全部又は一部敵軍の行爲の犧牲となる場合に用意される公の補助及び補償金の範圍とを嚴格に區別することが適當である。

然し、固より所謂戰時義務的國民經濟の原則の適用は、各經濟部門の特性を十分に考慮してなされなければならない。これについては一般的原則が唯二三の重要な價格要素についてのみ與へられ、詳細なる規定は留保されてあることが注目される。

(ロ) 第二十三條乃至第二十四條の所謂節約經濟遂行の原則による價格規正の關明である。

第二十三條第一項は賃銀と價格との關係に於て、勞務費節減に因る價格引下げの强制は、所謂「惡循環」を避ける上に絶對的必要性あることを關明してゐる。

同條第三項は物價算定上考慮を要すべき社會政策的費用の限度を規定してゐる。元來、社會的費用（Soziale Zuwendungen）は過去に於ては、節約主義の經濟遂行を以てしては到底採算に合はぬ迄に高められたものであるが、これが一般購買者層に轉嫁されて、高物價となつて行くとすれば、明らかに、國民經濟上重大性を帶びて來るのである。この危險性を防遏する爲めに本規定が設けられたのである。

同條第三項は戰爭に因つて困難となつた事態の下に於て、工場原料及び補助原料等の資材調達に當つて、如何にすれば供給の一時的困難が最も公平に解消されるかを規定してゐる。「今日に於ては貨幣は何等の役割をも演ずるものでない」との原則は獨逸に於ては承認されてはならない。企業家が、物資不足に刺戟されて、貨幣の無力を盲信し、金に飽かして物資調達に狂奔すること程戰時經濟の運營を阻害するものはない。必要もないのに生產物を極く短期間に且つ過剩に製造すること又は工場原料、補助原料に高い價格を支拂ふことは獨逸の戰時經濟統制に矛盾するものであると云ふ趣旨の下に本項の規定が設けられたのである。但し、國策上必要な例外の場合に大規模な價格騰貴が强要せられるときの例外的措置については、戰時經濟令第二十八條が其の法的基礎を成してゐる。

尙、戰時經濟令第四章施行令の規定する、第三章戰時賃銀と第四章との關係は前述した（戰時賃銀體制の解說參照）。

(ハ) 戰時經濟令第二十五條は本令の價格規正と所謂拘束價格との關係を規定してゐる。先づ、戰時經濟令は價格拘束及ビ生活必需品價格引上禁止ニ關スル命令（一九三四年十一月十二日附 Verordnung über Preisbildungen und gegen Verteuerung der Bedarfsdeckung）の意味に於ける拘束價格の特殊性を奪つてゐないと云ふことが注目される。從つて團體員の經營に於ては賃銀費用及び引渡費用の低下によつて價格の引下げを各別の場合に爲すべきではなく、團體の全員に付同一額でこの價格引下げを爲すべきである。從つてカルテル價格なる原理には何等の變更もない。然し、拘束價格を中級經營の費用に準ぜしめ、以て左前の者の給付能力の不足に基いて生ずる差益利潤を將來には廢止し、又は著るしくこれを制限せんとする目的は本經濟令に依つて規定された。卽ち本條第一項は或種の物資の價格によつて其の種の價格拘束が唯一の經營原價的基礎となつて、不當の高價格となつたものがあつたので、これが引下げを企圖したのである。第二項はカルテル價格を規定したもので、法律上の地位若は事實上の關係に基き又は其の經濟的重要性の爲めに、十分なる競業者なき經營に對し、絶對的な價格引下げの義務を負はしたのである。

(ニ) 第二十六條は、例へば、甲生產段階から乙生產段階への移行が相當長いコースをとる場合の價格引下げは、單に甲段階のみでなく、次の乙段階でも繰返し行はれねばならぬと云ふ當然の趣旨を明示してゐる。

(ホ) 第二十七條は戰時經濟令と價格停止令との關係を規定した。卽ち戰時經濟令實施下と雖も、同令第二十二條の大原則のみに依り、價格停止令上必要とされた許可を經ることなくして價格引上げを爲すことは出來ない。

五、結　言

以上に於て戰時經濟令を中心とし關係法令を參照しつつ、特に今次大戰勃發當時の獨逸の粗稅政策・賃銀政策・

價格政策の解說を終るが、尙詳細については、後掲各關係法令によつて直接檢討され度い。

第二章　勞働法及び關係法令概觀

今次大戰に入つてからのナチス勞働法は、(一)經營從屬者の雇傭及び解雇、(二)勞働時間、(三)賃銀及び給料、(四)休暇(五)勞働奉仕及び緊急勞働、(六)失業扶助の六項に大別して考察し得る。

一、經營從屬者の雇傭及び解雇

(1)　概　觀

(イ)　勞働局による勞務移動の監督

勞働の國家的統制は、周知のように勞働配置に於て典型的に示されたが、今次大戰は何よりも先づ配置法の强化を招來した。一九三九年九月一日附勞務移動制限ニ關スル命令、一九三九年九月六日附第一次施行令によつて、勞働力の創造的把握及び計劃的指導のための準備がなされた。これにより勞働關係の發生及び解消については勞働局の同意を得ることが必要となつたが、勞働局の同意はその他の國策的需要に對して優先權を與ふべきこと勿論であり、賃銀問題等に就いては勞働管理官と協働すべきである。勞務移動制限に關する從來の規程は戰時に入つてからの法令により效力を失ひ、左の點のみが效力を有するものとなつた。

(ロ)　告知期日及び告知期間

一般に普通の場合は、告知期間を廢絶することは許されぬ。戰時に於ても同樣の原則が堅持される。(戰時經濟令

第一次施行規程)。

經營の閉鎖、縮少、變更の場合も告知期間をなくする事は出來ず、只勞働管理官又は特別勞働管理官に申請して告知期間の短縮を行ふことを得る。操短實施通告知期間も同樣である。この場合の補償金の支拂に就ては、法律その他の規律(賃率規則、經營規則、契約)と異る規定を設くることを得、特定の賦課の履行によつて告知期間を短縮する場合は、當該從屬者の利益のために、獨立に賦課の支拂を行ふべきである。

(2) 雇傭の場合の規定

雇傭は豫め勞働局の認可を要する。認可を要すべき部門は、一切の公私の經營及び一切の行政體、一切の世帶(十四歲未滿の子供を抱ふる世帶を除く)、親族經營であつて、農業經營及び鑛業經營(但しそのうち最近迄、勞働手帳に發錄後農業に從事したる者を除く)は之を除外する。被適用者は、勞働者、職員、徒弟、見習實習生に亘る。疑義は凡て勞働局が法律の手續を經て決定する。

同意の申請は經營指導者之を當該勞働局に之をなす。

(3) 勞働關係解消の場合の規定

解約告知は豫め勞働局の同意を要する。豫め同意を得ざる場合は無效である。特別例外の場合には勞働局の事後承諾を以てする。例外の裁定については、國防經濟の必要に從つて決定する。

同意を受くべき場合は、經營指導者、從屬者、見習、實習生、家族が告知をなす場合である。

同意の申請者は告知をなす者である。

(4) 勞働關係解消について認　を要せざる場合

相互協定の場合、經營閉鎖の場合、試驗乃至補助勞働の場合には認可を必要としない。

疑義の場合は勞働局が之を決定する。

勞働關係解消の認可を要せざる場合は、退職者は卽時當該勞働局に屆出の義務を負ふ。

(5) 海　員

海員(職員を除く)の雇傭の場合は、海員局の許可を要する。勞働關係解消の場合も同じ(一九三九年九月十九日附布告)。

(6) 例外の許容

勞働大臣は、經濟部門、經營、世帶、人につき例外を認めることを得る。又同大臣は農業勞働局長にこの權限を委讓することを得る。

(7) 刑　罰

許可乃至屆出義務に關する規定に違反し又は之が脫法をなしたる場合、並びに勞働關係(徒弟關係も含む)の合

法的解消前に從業を廢したる場合は、禁錮及び罰金乃至はその一に處す。

二、勞働時間

戰時中は、勞働力の最大の緊張が要求される。戰時中勞働保護法の規定の停止もそのために行はれた（一九三九年九月一日附勞働法關係規定改正及補充令）。改正の權限も與へられ（同令第五條乃至第七條）、一九三九年十二月十二日附勞働保護令、一九三九年九月十一日附勞働大臣布告、一九三九年十二月十二日附布告も何れも勞働力緊張要求の現はれとなつた。

(1) 十八歲以上の男子勞働者及職員に付ての規定

一日八時間勞働の原則は基本的には確保されてゐる。但し十時間の最大勞働時間迄は、必要な超過勞働は認可なくしてなし得、尙更に十二時間勞働も一定の場合（正規的且つ著るしき勞働準備（交替のための待期）の存する場合）は認められる。その他の場合は一々許可を要する。

勞働時間條例、パン製造所及菓子製造所勞働時間法、病院勞働時間令、營業條例（第百二十條f）は廢止された。休止、休憩、休日については、從來の規定は廢止されないが、六時間を超ゆる勞働時間に於ては、少くとも三十分の休止、乃至は十五分の休止二回をなすべく、之の間從業せしむるを得ない。認可を要せざる一定の十二時間勞働（正規的且つ著るしき勞働準備ある場合）も又二時間の休止なすを要する。中斷せられざる休憩時間及び法律によつて規定せられたる休日に關する規定も效力を有する。

夜間製パン勞働禁止、日曜勞働に關する規定も又爾餘の保護規定と同樣效力を有する。

(2) 女子及び年少者に付ての規定

女子及び年少者に關しては、男子勞働者及び職員の保護規定が又適用されるが、勞働大臣は、個々の經營に關し保護規定を改正又は廢止することを得る（一九三九年十二月十二日附勞働大臣布告）。

（イ）女子及び十六歲を超ゆる年少者の勞働時間

緊急の場合には一日十時間迄、但し一週五十六時間を超えざることを條件として、勞働時間を延長することを得る。但し、姙娠の最終の三ケ月及び產床中の女子は例外とす。夜間勞働は緊急の場合許可を得たるときの他禁止する。

職業教育時間は勞働時間に算入する。

緊急の場合は年少者をして超過勞働に從事せしめることを得るが、之により土曜日及びクリスマス乃至新年祭の前日に於て十四時以後從業せしめるを得さる經營に於ても右の時間後に從業せしめることを得ることとなる。その他の場合には、超過勞働に從事せしめられざる年少者に付、每週土曜の自由なる午後の時間の代りに、土曜以外の週日の十四時以後の午後又は十四時迄の午前の時間を自由時間となすことを得る。この規定は、從來土曜の午後に年少者を使用し得たる事業部門例へば接客業の如きものにも適用される。又かゝる事業部門に於て隔週每に土曜の午前を自由としたる場合は每週午前を自由とすることが許されるに到つてゐる。然し之は緊急の場合に限られる。數交替制經營に於ては、六時より二十三時迄の現行規定の他、五時より二十二時迄、許可を受けたる場合は七時

より二十四時迄とする事を得る。正規の交替作業に於て早番遲番に出る女子勞働者及び年少者は、緊急の場合は五時より二十四時迄勞働時間を延長することを得る。

健康に有害なる勞働の場合は、緊急の場合と雖も勞働時間の延長をなすことを得ない。

（ロ）十六歳未滿の年少者の勞働時間

緊急の場合は、職業教育の時間を含めて、一日十時間迄となすことを得る。但し、職業教育時間を除いて一週四十八時間を超えることを得ない。土曜の午後の自由時間の代りに、例外として、他の週日の午後又は十四時迄の午前を自由時間とすることを得る。

（ハ）休憩時間

從來の規定と異り休憩時間は、勞働時間が六時間乃至九時間の場合は三十分、九時間以上の場合は一時間、六時間迄は休憩時間なしとする。

又勞働には、繰り返し小休止を設ける必要がある。然らざる場合又は著るしき肉體上の緊張を伴ふ仕事乃至は劣惡なる勞働條件の下に行はれる作業の場合は休憩時間は從來の規程によつて行ふを要し、四時間半乃至六時間の勞働時間の場合は二十分、六時間乃至八時間は三十分、八時間乃至九時間は四十五分、九時間以上一時間である。

(3) その他の規定

その他の保護規程及び例外規定については、一九三九年十二月十二日附勞働保護令第四條、第六條並に同日附勞働大臣布告第四款乃至第六款に詳しい。

三、賃銀及び給料

戰時經濟令第三章は、戰時賃銀を規定してゐる。之には本來の戰時規程ではなく、一九三八年來の所謂賃銀政策の繼續とも言ふべきものが含まれてゐる。一九三八年には勞働力の不足が見られ、勞働給付に相應せざる賃銀騰貴を來した。從つて四箇年計畫受託官は、一九三八年六月二十五日附賃銀所得令を以て、勞働管理官に對し、賃銀給料の上昇を規整する權限を附與した。現行の戰時賃銀規定は、この平時の方向を强化し、戰時目的に合するように したのである。戰時に於ても、勞働に對して適正なる賃銀が支拂はれ、何人も不當の利得を得ることがあつてはならぬ。何人もその全勞働力が、平時にまして、協同體に奉仕せねばならぬことを自覺しなければならぬ。勞働に對して適正なる所得が確保されねばならぬと共に、又全體のために捧物をも提供しなければならぬ。卽ち從來必要とされたこの捧物は、超過勞働・日曜勞働・夜間勞働に對する賃銀の增額の拋棄といふことであり、又休暇の拋棄といふことであつた。然し今次大戰後十週を經た後に、この規定の最初の緩和が行はれた。日曜勞働および夜間勞働に對する手當が再び支拂はれることとなり、十一時間以後の勞働に對する超過勞働手當も又支拂はれることとなつた。一九四〇年には休暇も再び行はれることとなつた（前章三戰時賃銀體制の一般的敍述參照）。

(1) 勞働の報酬を戰時に適應せしめる諸對策

勞働大臣の命令によつて、勞働管理官及び特別勞働管理官は、勞働の報酬を戰時關係に適應せしめることとなつた。勞働管理官及び特別勞働管理官は、賃率規則によつて、賃銀、給料その他の勞働條件を上から決定して卽時施行することを得る。この場合、賃銀の規律は賃銀形成令によつて根本的に決定され賃銀停止を遵守する。

(イ)　經營指導者による賃銀形成の禁止

經營指導者は、賃銀を變更する權限を有しない。これは一九三九年十月十二日附戰時經濟令第三章（戰時賃銀）第二次施行規程に定められ即日施行された。この場合管理官には認可權が留保されてゐる。

一九三九年十一月七日附勞働大臣行政令により左の事項が命令された。

1、現行の賃銀及び給料率（家内勞働の報酬も含む）の引上げも引下げも禁止する。「現行の」とは事實上支拂はれてゐる率を指す。この率が、法律、賃率規則、經營規則、勞働管理官の命令に反するものなるときは、之を適用しない。この場合は、これらの法令により最低又は最高所得に關する停止が適用され、その他の率は無效である。

2、法律に基く給與は之を增額することも減額することも許されない、給與とは、小兒手當、業績手當、利潤分配、災害手當、クリスマス手當、清算手當、解散手當等を謂ふ。

3、企業家は、所得稅戰時割增金その他の戰時賦課金を徵收すべきでない。實質賃銀協定の場合は特に然りで、これによつて、勞働報酬の引上げが行はれることとなる。

4、一回限りの給與、增額、賞與、手當等も許されぬ。但し、從屬者の重病、家族の不幸その他緊急なる場合は報酬の引上げが增額とならざる場合は許される。從屬者の家族に對する自發的扶助は賃銀停止には入らぬ。

5、昇給は許される。通常慣習的に之が行はれるときは勞働管理官の認可を要せぬ。

6、出來高賃銀の變更も禁ぜられる。

7、新從屬者の採用の場合は、通常慣習的なる賃銀乃至給料率を以てする。

8、新設の經營乃至經營肢體の場合の規定も存する（法令參照）。

(ロ)　勞働管理官又は特別勞働管理官による賃銀形成

賃銀停止令に對する例外は、緊急の場合及び勞働報酬の維持が經營勞働を危殆に導く場合にのみ許される。この場合は、勞働管理官又は特別勞働管理官がこの例外に關してのみ許可を與へ、然して新賃率規則を公布する。新賃率規則の規定は、勞働條件を改善するか改惡するかの如何に關せず適用されることとなる。從來の規程は之により無效となる。但し賃銀形成令に基き最高賃銀が決定されてゐる場合は、之を適用する。

(2)　超過勞働に對する賃銀割增の中止

かゝる割增は全く中止された。戰時經濟令は先づ一切の割增の拋棄を要求したのであつたが、今日では、この規定が緩和され、九時間及び十時間勞働に對しては他の勞働時間より高い賃銀を拂ふことは許されないが、十一時間以後は割增を支拂ふ。

(3)　賃銀節約の利用

一九三九年十月十一日附命令により、賃銀節約額は、經營指導者のためではなく、獨逸國民のためにのみ、使用すべきことと定められた。賃銀節約は、管理官による正規の賃銀の引下げによつても、超過勞働割增の節約によつても、之をなすことを得る。之を獨逸國民に役立つものとなすためには、商品の價格引下げに役立たしめるために使用するか、國家に收めるかしなければならぬ。

（イ）賃銀節約による價格引下げ

1、管理官の命令による正規の賃銀の引下げによる賃銀節約――これは、經營指導者の裁定によつて價格引下げに振り向けるべきではない。然らざるときは統一的價格水準が阻害されるからである。かゝる價格引下げは、命令ある場合にのみ行はれるもので、それまでは、國家に收められる。

2、割增の停止による賃銀節約――この節約は價格引下げには適しない。蓋し之は戰時にのみの命令であり戰爭後には存在しなくなるからである。從つてこの節約はライヒ金庫に納付すべしとの命令が出てゐる。

（ロ）ライヒ金庫への節約の納付

一九三九年十月二十五日附財務大臣回章によつて、左の事項が規定された。

1、納付額――節約額は、管理官の命令によつて正規の賃銀の引下げから出されたものも、割增停止から出されたものも、凡て國家に納付される。その期日は一九三九年九月四日以降である。割增支拂の停止により得られた節約は正確に算定するを要する。管理官の命による報酬引下げより得られた節約も算定を要する。算定に困難あり且つ經營指導者に情狀斟量すべき點ある場合は總額を納付することを得る。

2、納付者――納付者は企業家である。五人未滿の勞働者を使用する者は納付の義務を免れる。義務免除は、農林經營、ライヒ、ラント、協同體、協同體聯合、ナチス黨等にも適用される。

3、納付義務の事實上の免除――節約の納付が財及び勞働の價格引上げを來たすときは價格形成委員會又は價格形成局は企業者に納付義務の全部又は一部を免除する。之が決定は財務局が行ふ。免除する場合は、例へば從來何等の超過勞働も行はれぬ如き場合である。

4、納付義務の中止――價格形成委員會の命により報酬が價格引下げを行ふために使用されるときは、納付義務は中止される。企業家は、財務局に對して、その賃銀節約が價格形成委員會の指示により自己の經營の價格引下げに使用したる旨を報告しなければならぬ。

5、その他――節約額は賃銀帳簿に明記する。

(4) 罰　則

賃銀停止違反の場合は、勞働管理官又は特別勞働管理官の決定により、秩序罰（無制限の罰金）を課せられる。企業家が納付義務に著るしく違反したる場合は、一九三九年六月三日附命令により刑罰を課せられる。

四、休　暇

戰時經濟令によつて休暇に關する規定及び協定は一時無效となつた。これに關する詳細な規定は、勞働大臣の命令に留保された。

戰爭第一週には嚴格な休暇禁止が行はれたが、一九三九年十一月十七日付休暇再開始に關する勞働大臣命令により一九四〇年一月十五日から、これは廢止された。

(1) 一九三九年九月四日より一九四〇年一月十四日まで有效なる規定

（イ）一九三九年九月四日以前に得たる休暇要求は無效
九月四日前に休暇要求を得たる從屬者は、一九四〇年一月十五日以前にはこの要求を實現出來ない。右は例外なく適用される。從つて
1、年少者の法令に定められた休暇權
2、賃率規則に定められた休暇權
3、自由協定に基く休暇權
に適用される。

（ロ）休暇停止中は新たに休暇權を得ることなし
一九三九年九月四日から一九四〇年一月十四日まで年少者保護法に基く年少者に對しても賃率規則又は協定に基く他の從屬者に對しても休暇權は新たに與へられなかつた。從つて自發的に休暇を與へることも禁止された。最廣義の賃銀、俸給――この內には休暇賦與も含まれる――を約束し又は與へ、又は約束せしめ又は與へさせた者は處罰される、例外に就ては下揭參照。

（ハ）休暇權の金錢による補償なし
一九三九年九月四日以前に獲得せる休暇權を實現することは許されぬし、新たに要求することも出來ぬから、他の給付形態、特に休暇代償金支拂の形態による補償も與へてはならぬし又要求してはならぬ。例へば一經營より退職し、賃率規定に從ひ與へられなかつた休暇に對し普通ならば休暇賠償金を要求しうる者は、この要求を實現出來なかつた。
既に一九三九年九月四日以前に獲得せる賠償金要求は、そのまゝ手を觸れられぬ。つまり、例へば一九三九年八月三十一日に退職し、退職前に休暇權を行使しなかつた者は、この場合賃率規定により承認された休暇賠償金請求權を得るのである。

（ニ）休暇禁止の例外
自發的な休暇賦與は、個々の場合特別な根據から緊急に必要なりと認められた場合は、休暇權が既に獲得せられたるか否かに拘らず認められた。その根據次の如くである。

一、個人的根據
1、從屬者の近親死亡せる場合、妻の分娩、又はその他緊急事件
2、健康回復又は健康毀損回避の爲緊急必要なる場合

二、物的根據
1、經營閉鎖又は制限の場合、從屬者を經營內にて又は經營目的の爲に過大な勞働を以て操業せしむる可能性の存在せぬ場合。
2、戰爭狀態に基く從屬者の解雇に際し、從屬者が特に損害を蒙れる場合、この場合過渡期間を繋ぐため金錢による休暇の賠償も與へることが出來た。

(2) 一九四〇年一月十五日以後の規制

（イ）休暇規定は再び有效

一九四〇年一月十五日以降すべての規則と協定（青少年保護法、賃率規則、契約）は、再び有效となる。從つて一九四〇年一月十五日以降獲得せる休暇權は行使し得る。

これに反し自發的休暇に關する新協定は、當該休暇が同種經營に於ける同種勤務契約に際し普通に行はれてゐる以上の場合は、認められない。

（ロ）休暇權の獲得

1、一九三九年九月四日より一九四〇年一月十四日に至る期間內に休暇權を獲得し得ざりし者にして、當然獲得すべかりし者は、一九四〇年一月十五日にこの權利を得る。

2、一九四〇年一月十五日以後の休暇權獲得に當つては、一九三九年九月四日より一九四〇年一月十四日に至る期間は待機期間として計算される。

（ハ）休暇權の行使

1暇、休賦興の時は經營の都合に從ひ經營指導者が之を決定する。この場合一年に亘る休暇を配分するやう特に考慮される。

2、一九三八年及び一九三九年度の未行使の休暇權は遲くも一九四〇年六月三十日までに與へられねばならぬ。これ以前には失效することなし。既に賦興された休暇は計算に入れなければならぬ。

（ニ）金錢による補償なし

この原則は依然存續する。戰時狀態の爲に例外的に休暇賦興が不可能の場合、勞働管理官は全部又は一部の補償を許可し得る。

（ホ）勞働管理官は勞働大臣の指令により異例的補足的規定をなし得る

（ヘ）疑義は行政處分にて決定し得る。

五、義務勤務及び緊急勤務

(1) 義務勤務

義務勤務は戰時制度ではなく、既に四箇年計畫に基き一九三八年採用され、一九三九年春新たに定められた。これは特に國策上重要な任務の勞働力需要を確保するものである。これによれば、雇傭主又は獨立營業者たるに拘らずすべての男女は、四箇年計畫受託官が特に重要且つ緊急と認めた時間的に限られた又は限られざる勞働に服せしめられる。

勤務義務者が雇傭關係にある場合、時間的に限られたる義務にあつては休暇中と認められ、解雇されぬ。時間の

限られざる勤務義務の場合、從來の雇傭關係は消滅する。

(2) 緊急勤務

一般的義務勤務を補足する爲、公共の非常事態防衛に就き國内の全住民は一定期間緊急勤務に服せしめられる。これらの非常勤務は、行動、忍耐等を本質とする。この場合勤務義務者は、その所有又は保管に係る物件を實行權利者の要求に應じ勤務に際し使用する義務と權利を有する。緊急勤務は長期（主職業活動三日分より長期に亘る）か又は短期に給付される。

(3) 法　源

詳細はすべて次の命令及び布告に基く。

國策上重要事業勞力確保令第一次施行令（一九三九年二月十三日附）
國策上重要事業勞力確保令第三次命令――緊急勤務令（一九三八年十月十五日附）
國策上重要事業勞力確保令第一次施行令（一九三九年九月十五日附）
緊急勤務令第二次施行令――緊急勤務義務者社會保險ノ件（一九三九年十月十日附）
緊急勤務令第三次施行令――（長期緊急勤務召集報酬ノ件）（一九三九年十月十四日附）
緊急勤務召集官廳ノ公示（一九三九年七月八日附）
勤務義務者扶助令（一九三九年九月四日附）
勤務義務者扶助令施行告示（一九三九年九月三十日附、十一月八日附及び十二月十二日附）

六、失業者扶助

法的基礎――失業扶助令（一九三九年九月五日附）及び第一次施行告示（一九三九年九月十一日附）

失業者救濟（失業者保險、現在は扶助）に關する諸規定は、その種々な名稱が示す如く獨逸では第一次大戰以來種々なる形態をとつたが、現在は新たに本質的に改變され、勞働配置の必要に應じ簡單化された。

(1) 失業者扶助に對する諸前提

(イ) 個人に對する要求

獨逸國籍又は外國籍を有するか又は無國籍なるか、又は從來雇傭主關係にあるか又は獨立であるかに拘らず、各個人は扶助權を有する。彼が自由意志に依らずして失業中で、勞働配置に服し得、困窮してゐること、これが必要條件である。この個人が失業者保險負擔金を支拂つたか否かは問題ではない。

一、失業中なるも、就業意志ある場合

自由意志によらずして失業せる者のみ失業者扶助を受ける。更に彼が就業意志あり、彼に命ぜられた勞働に就くことが前提條件である。失業者が故意に就業を失ひ又は新たな職場の獲得を放棄せる場合、從來の職場の維持又は

新たな職場への就業が彼の肉體的狀態により又は彼の後の生活と彼の家族の生計を顧慮して要求され得た時は、勞働の意志なしとされる。かゝる勞働意志なきものと認められたる時は、失業者扶助は生計に不可缺な最低限まで引下げられる。この引下げは定期的に期限付で行はれる。失業者が彼に要求された勞働に卽座に就業せんと眞面目に努力することが彼の行動により示される場合、勞働局はこの引下げを撤回せねばならぬ。

二、勞働能力

失業者扶助を要求する失業者は、勞働配置に服さねばならぬ。卽ち彼は勞働能力を有しなければならぬ。この意味で次の場合彼は勞働能力なしとされる。

1、同種類及び類似訓練をうけた精神的及び肉體的に健康な人間が勞働により遂行しうる量の尠くも三分の一を勞働により果たし得ない場合

2、個人的又は契約上の拘束により些細の仕事しか引受けられぬ場合。

右によれば勞働能力なしとされる者を保護する爲、公共的救濟がこれに當る。非社會的要素（勞働嫌厭から勞働の機會を利用せず、又は勞働を獲得する努力を執拗に空に歸せしめる要素）は、請求權を持たぬ。

三、窮　迫

窮迫せる者のみ失業者扶助を受け得る。失業者又はその家族が左記の週扶助金に算入さるべき額を越ゆる所得を得る場合、失業者の貧窮は通常全體として又は部分的にも認められぬ。

1、失業者の所得が一週間六ライヒスマルクを越ゆる場合。所得とは金錢又は金錢價値を有する收入をいふ。自由救濟事業又は第三者が失業者扶助の補足の爲に供與する法律的又は道德的義務を伴はざる贈與は、勘定に入れない。

2、法律上の義務により失業者の生活を引受けねばならぬ家族の所得にして、租稅、社會負擔金及び求職費を引去つた後一週間二十四ライヒスマルクを越ゆるもの、失業者の家族が法律上又は道德上の義務により全部又は大部分生活を引受けてやる者に就ては、右の二十四ライヒスマルクは一週間につき九ライヒスマルク增額される。この際失業者自身は計算に入れられない。家族扶助法による扶養料は、所得と認められない。

設例——甲が失業する。彼に相當する扶助料は一〇・八〇ライヒスマルクとする。彼は財產の利子として月に九十ライヒスマルク、卽ち週に二十一ライヒスマルクを受け取る。從つて彼は每週自己の所得により六ライヒスマルク以上に十五ライヒスマルク受け取る。この超過額は扶助料を越える。そこで彼は貧窮とは認められない。

乙が失業する。彼に相當する扶助料は、每週四・八〇ライヒスマルクとする。彼は月に三十ライヒスマルク、卽ち週に七ライヒスマルクの地代收入を得る。從つて彼は每週六ライヒスマルク以上に一ライヒスマルクを得る。この超過額は扶助料に及ばない。從つて彼は貧窮と認められる。併し彼は一ライヒスマルクを四・八〇ライヒスマルクに算入せねばならず、每週三・八〇ライヒスマルクを受け取るだけである。

丙が失業する。彼は妻と二人の子供を持つ。彼に相當する扶助料は、追加額を含めて、四・七〇ライヒスマルク（七・二〇、十三・三〇、十二・一〇、十二・一〇ライヒスマルク）とする。彼は自己の所得を持たぬ。併し彼は彼の父——その他に扶助すべき者を持たぬ父——に對し　助料を請求する法律上の權利を有する。父は正味三十六

ライヒスマルクの週賃銀を稼ぐ。これは二十四ライヒスマルクを越ゆること十二ライヒスマルクである。この超過額は扶助料に及ばない。丙は從つて一部分貧窮とされる。併し彼は十二ライヒスマルク（これを彼の父は彼に與へねばならぬ）を一四・七〇ライヒスマルクに加算せねばならず、毎週二・七〇ライヒスマルクを受け取る。

（ロ）期待權、待機期間、扶助期間

1、期　待　權

(1) に要求された失業者扶助に對する諸前提が存在する場合、期待權は最早實現されるを得ない。

2、待　機　期　間

普通はこれはない。

追加手當を受ける資格ある家族を扶養する必要なく又は勞働局への失業申告を充分な理由なくして躊躇せる失業者は、七日間を限り待機期間を與へられる。活動的な獨逸國防勤務又はライヒ勞働奉仕より解除された失業者は、解除と失業申告の間に十三週間以上引續き勞働者又はサラリーマンとして就業した場合にのみ失業者扶助を賦與される。

3、扶　助　期　間

扶助料受須期間の制限は、豫定されてゐない。

2. 扶助の範圍

一、扶助の種類

（イ）基　本　扶　助

これは失業者自身に關係する。

（ロ）家族追加扶助

家族追加扶助の支拂を受ける者の範圍は、著しく擴大された。追加扶助支拂の前提條件は、甚だしく制限された。

1、家　族　の　範　圍

追加扶助の支拂を受ける家族とは、失業者が法律上又は道德上の義務により扶養せねばならぬ者にして且つ彼が事實上一時的又は些少しか扶助せぬ者に非ざる者である。特に失業者の年少なる兄弟姉妹――その生活が他の彼等の法律上の扶養義務者の給付により確保されてゐない――が考慮される。養子も家族と看做される。

2、家族が自己の力と手段、特に自己の勞力の配置により適正な生活必需品を調達し得る場合、家族追加扶助は與へられない。

（ハ）特　別　扶　助

從來の實例によれば、扶助料が個々の場合不充分なことがあつたので、現在では特別緊急の場合には、特別扶助

を賦與する可能性が與へられてゐる(特に家賃に對し)。

(ニ)　扶助料の程度

基本扶助料及び家族追加扶助料は、地區階級及び賃銀階級に從ひ測定され、命令附則に收められてゐる。

(3)　**上訴規定**

失業者仲介及び失業者保險に關する法律によれば、詳細なる上訴手續が認められてゐた。これは廢止さるべきである。扶助手續に於ける勞働局の決定に對して、決定告知後二週間內に異議申立が許される。異議は勞働局に提出すべきであり、延期は許されない。異議は勞働局長官が受けつけぬ限り、州勞働局長官が裁決する。

(4)　**救濟に對する關係**

家族扶助料を受領する者は、失業者扶助を要求し得ないが、操短勞働者扶助料請求權を有する(一九三九年十一月二十八日附布告)。

勞働局及び救濟團體の共同に就ては、一九三九年十月十三日附司法大臣及び勞働大臣回章參照。

(5)　**操短勞働者**

從來の諸規定の總括と簡單化及び一九三九年九月十八日附命令中の扶助料の改良に就ては、公報一八五〇頁參照

第三章　物資徵用法及び關係法令概觀

一、概　要

戰爭遂行上重要なる意味を有つものに國家的使命ノ爲メノ物資徵用ニ關スル法律(物資徵用法)(一九三九年九月一日附、Gesetz über Sachleistungen für Reichsaufgaben)(Reichsleistungsgesetz)がある。これによつて國力の全部を國家の思ふままに戰爭遂行に用ひ得るのである。物資徵用ニ關スル法律(物資徵用法)(一九三八年七月十三日附、Das Gesetz über Leistungen für Wehrzwecke (Wehrleistungsgesetz))があつたが、その目的が國防目的(Wehrzweck)に限られてゐるので、今次の如き戰爭に附しては實施上何かと不便の生ずることあるべきを豫想して新たに物資徵用法が制定されたのである。

國防軍經理官及びその他の國家官廳若は國家的任務を委任せられる者は原則として國防目的及び獨逸經濟の統一的指導の目的の爲めに必要な各種の物的給付(尙、人的給付も)を請求することが出來る。この物資徵用は補償を爲すことを要する。尙、法的基礎としては前揭のものの他左の如きものがある。

一九三九年十月二十三日附第一次施行令

一九三八年七月十五日附告示(公報第一部八九七頁)

一九三九年八月三十日附告示(公報第一部一五四一頁)

一九三九年十月十三日附告示（公報第一部二〇三四頁）
一九三九年十月二十日附告示（公報第一部二〇六四頁）
一九三九年十二月二日附告示（公報第一部二三四八頁）
一九三八年七月十六日附暫定的施行告示（國務大臣官報四九三頁）

二、給付の請求

(1) 給付權利者

本法に所謂給付（Leistung）を國家の爲めに請求し得る者は需要官廳（Bedarfsstellen）である。需要官廳としては國防軍經理官、その他の國家官廳若は國家的任務を委任せられたる者である。國家が必要と認むるときは、當該需要官廳から他の人又は官署に權能を委任することが出來る。例へば、生活必需品の配給を爲さねばならぬ緊急の必要あるときは、需要官廳は一定の小運送業者をして一定の運搬業者に運送を爲さしむることを委任するが如きである。

尙、本法第三章（第二十條、第二十一條）は市町村の特別給付義務を規定する。卽ち、給付權利者は各個人に對する給付義務に代へて市町村に對してこれが請求を爲すことが出來る。この場合、市町村は自己に科せられたる給付を、需要官廳と同樣の方法で、その住民に對し、請求を爲すことが出來る。

(2) 給付の請求

（イ）重要官廳は一定の場合、例へば、土地、建築及び水面の利用、又は動物、航空機、報道施設等を利用するときには直接請求を爲すことが出來る。

その他の凡ての場合に於ては、原則として、特別緊急需要を要すべきときに限り、需要官廳の直接の請求が認められる。

（ロ）右の直接請求の場合を除き、需要官廳は、常に他の行政官廳の助力に依り、給付の請求を爲すことを要する（第二十二條第二項）。

（ハ）請求の形式（第二十三條）については需要官廳が直接又は間接に請求する場合共に文書の形式を要する。但し、公告を以てこれに代ふることも出來る。又緊急の場合には口頭又はラヂオ放送を以て爲すことも許される。受領も亦書面を以て行はれる。特別給付については特別規定がある。例へば、馬匹補充令、自動車補充令の如きである。

（ニ）給付の强制が認められる（第二十四條）。卽ち行政强制を以て給付の請求を爲し得るが、この場合には原則として市長がこれに當る。一般的給付及び特別給付については最高官省がこれを行ひ、自動車については交通大臣又はその受任者が行ふ。義務者の行爲遲滯、拒否等があると代執行を爲す。

（ホ）給付を確保する爲めに、需要官廳は差押を命ずることが出來る。但し、需要官廳が差押を命ずることの出來るのは、唯、給付を直接請求し得る場合に限る。その他の場合に於ては、當該助力官廳と協議の上これを爲し得るに止まる。

三、給付義務

(1) 給付義務者の範圍

（イ）原則、本法に依り、所謂給付の義務を負ふ者は、國民性の如何を問はず、國內居住者の全部である。外國國籍者、無國籍者も國際法の許す範圍內の義務を負ふ。自然人、法人、公共團體、公法人、人的聯合、社團、財團、凡ての人格者である(第一條)。

（ロ）免除、勞働を免除される者は十五歲未滿の小兒、その小兒の母親、勞働に堪えざる者、七十歲以上の老人、一定條件下の妊產婦、公共の爲めに働きつつある一定地位の人、例へば、大臣、公法上の宗教團體（第二條第四項第二十八條、第二十九條）、建物として徵用を免除されるもの、電氣工場、病院、官衙等である。

(2) 給付の種類及び範圍

本法第二章（第三條乃至第十九條）は給付の種類及び範圍について規定する。所謂給付は三種に分たれてゐる。一般的給付、特別なる經濟目的の爲めにする給付(以上第三條)、特別給付(第四條乃至第十九條)これである。

（イ）一般的給付。これは、物の使用の許容、動產の權利の讓渡、其の他の權利の移讓及び行使の停止である(第三條イ)。

（ロ）特別なる經濟目的の爲めにする給付。これは、戰時經濟上の必要に基く徵發の如きものである。給付義務者が、商工業、農林業若は交通運輸業を經營する者なるときは、當該需要官廳はこの者に對して、例へば、その所有占有若は管理に屬する動產又は權利に關し、特定の法律行爲を爲すことが出來る。

（ハ）特別給付。これは所謂 Manöverleistung として知らるる如く、軍隊の演習の際の宿泊、糧秣の供用、電氣瓦斯、給水所の利用、糧食の提供、經營材料の交付、土地、建物及び水面の利用、街路道路の使用、私設通信機關の利用、作業場の共同利用、一定の物件の引渡、航空機に對する援助、船舶の利用、船舶の裝備及び艤裝等をその內容とする。

四、報償及び賠償

給付義務者の給付については報償が爲され、物又は人の損害があつたときには賠償を受ける(第二十六條)。

(1) 請　求

（イ）原則的規定、需要官廳は凡ての給付に對して報償を爲す。請求は通知を以てすることを要する。報償は適當に算定しなければならない。報償につき一定の率の定められてゐないときは、兩者協議して報償の額を決定する。需要官廳が第三者の爲めに給付の請求を爲したるときは第三者は給付義務者に對して、報償又は賠償を爲すことを要する。

第三者が國家の官廳又は國家事務を委任せられたる者にあらざるときは、給付義務者は直接需要官廳に對して報償額又は賠償額を請求することが出來る。

（ロ）無報償給付、(a)正當に無報償で、請求を爲し得るとき、(b)特別なる經濟的目的の爲めにする給付義務者が他の法律規定に基き、第三者に對する報償請求權を有するとき等に於ては報償請求權は成立しない。

(2) 報償の支拂

報償の支拂は、需要官廳より、給付義務者に對して爲される。尙、第三者に對し請求を爲したるときは、この者に於て支拂を爲すことを要する。給付義務者が報償支拂の通告を受けたる後一箇月以內に請求を爲さざるときは請求權は消滅する。但し、施行規則に別段の定あるときはこの限りでない。

被害者に對し賠償を爲すときも亦同樣である。

尙、報償若は賠償を爲すべきか否か又は其の金額について、給付義務者若は被害者と需要官廳若は第三者との間に協議調はざるときは、第三條イ、第三條ロ、卽ち一般的給付及び特別なる經濟目的の爲めにする給付の場合には當事者の一方よりの申請に基き、上級行政官廳が、その他の凡ての場合には、請求のときに給付の目的物が存在したか又は損害の發生した場合を管轄する下級行政官廳がこれを決定する。

五、上　訴

下級行政廳の爲したる處分に對する不服は二週間以內に上級行政廳へ、上級行政廳の第一審としての處分に不服のものは行政裁判所へ、いづれも抗告を爲し得る。裁定はいづれも終局的である（第二十七條）。

第四章　生活必需品關係法令概觀

今次大戰に臨むに當りナチス獨逸は、前大戰の苦い經驗に鑑み逸早く生活必需品に對する國家的、直接的配給、消費の統制を實施し、以て前線の需要を確得すると共に長期戰下銃後國民の生活安定を企圖する所があつた。卽ち對波作戰開始直前の一九三九年八月二十七日附を以て「經濟行政命令」（Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung）を公布し戰時經濟行政機構を整備確立する一方、同日附「獨逸國民生活必需品臨時確保令」（Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs des deutschen Volkes）を以て一般生活必需品の消費規正的切符制度を展開したのである。卽ち後者は、獨逸國民の食糧品及び其の他の生活必需品中、(一)パン及びパン粉、(二)馬鈴薯、(三)肉及び肉製品、(四)ミルク、(五)乳製品及び油脂、(六)鷄卵、(七)砂糖及びジヤム、(八)莢豆類、(九)碾割麥・碾割麥粥・さごべい其の他滋養食品、(十)コーヒー・代用コーヒー・茶・ココア、(十一)石鹼・石鹼粉其の他脂肪質洗濯材料(十二)家庭用石炭、(十三)紡織製品、(十四)靴類及び靴修理及び底付用鞣皮の十四品目を指定して之を購買券義務品目とし、此等品目は購買券（Bezugskarte）と引換へにあらざれば之を消費者に引渡し、消費者之を購買することを得ざるものとした。其の目的とする所は言ふ迄もなく此等物資の消費を節約すると共に、投機的買買や所謂買溜め（Hamstern）に因る物資の偏在を防止し、生活必需品の公平なる配給を確保するに在つた。而して同じく八月二十七日附同令第一次施行令に依り、前揭十種の食糧品中、先づ差當り(一)肉類、(二)ミルク、(三)乳製品・油脂、(四)砂糖・ジヤム、(五)碾割麥等滋養食品、(六)コ

ーヒー・代用コーヒー、(七)茶の七品目に付き切符制が實施され、以下第二次乃至第四次施行令に依つて料理用、煖房用、洗濯用等の所謂「家庭用石炭」(Hausbrandkohle)、石鹸類、紡織製品及び靴類に付き夫々切符制の實施を見た。此等施行令は何れも八月二十七月の同日附である。此の外八月三十一日附第五次施行令があるが、是は右第四次施行令の特例を認めたものであつた。但し右の中第二次施行令は施行後幾許もなく九月二十二日附獨逸國民生活必需品臨時確保令一部廢止令(Verordnung zur teilweisen Ausserkraftsetzung der Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs des deutschen Volkes)に依つて廢止され、それ以後は家庭用石炭に關しては、舊の如く切符を要せざる自由購買制とされたものであり、又石鹸類中所謂化粧用石鹸(Toilettseife, Einseife)の購買には切符を要せざるものとされた。然るに此の生活必需品臨時確保令は、其の名の如く戰爭直前の應急的臨時的、措置乃至其の後の本格的消費規正に至る迄の過渡的、暫定的措置として制定されたものであつたので、間もなく夫々別個の終局的、決定的統制法令の中に吸收整理されたのである。

先づ食糧及び飼料等の農蓄産物に就いて觀るに、從來の暫定的食料品消費規正の根據法たりし獨逸國民生活必需品臨時確保令第一次施行令は、前出九月二十二日附一部廢止令を以て廢止され、爾後既に八月二十七日附を以て制定公布を見たりし「農産物公的管理令」(Verordnung über die öffentliche Bewirtschaftung von landwirtschaftlichen Erzeugnissen)と九月七日附八件の公的管理令及び一件の供給統制令とに基いて、重要農蓄産物の國家管理と極めて用意周到な、組織的な切符制が實施される運びとなつたのである。

卽ち右「農産物公的管理令」は、一般國民及び國防軍に對する食糧及び飼料の供給を確保する目的を以て制定された食糧・農業大臣の命令であるが、同令に依れば、同大臣が管理品目として指定したる凡ての農産物は、一九三九年八月二十八日(本令施行の日)以後生産者の許に於て、一應國家によつて差押へられたもの(beschlagnahmt)と看做される。而して同年九月二十五日附「被管理農産物ノ質權設定及差押ニ關スル命令」(Verordnung über Phändung und Verpfändung bewirtschafteter landwirtschaftlier Erzeugnisse)に依れば、質權設定又は強制執行に基く差押と雖も、右管理令に依る差押へに對抗するを得ない。一旦差押關係を認められた農産物は、管理廳の指示によるにあらざれば法律行爲其の他によつて絕對に之を處分するを得ない。つまり全國に於て生産される農産物の所有權を一應國家に留保して之を新たなる公的管理關係に置き、然る後に一定の規準に基いて割當配給を爲さんとするものであつたのである。次に被管理農産物としては、前揭九月七日附九件の命令によつて、食糧・農業大臣により、左の九種品目が夫々指定された。

(イ) 穀物、飼料及び其の他の農産物
(ロ) 畜類及び畜産物
(ハ) ミルク及び乳製品、動物性及び植物性油脂
(ニ) 馬鈴薯及び馬鈴薯製品(但し酒精を除く)、澱粉及び澱粉精製品(Stärkeveredelungserzeugnisse)
(ホ) 甜菜、砂糖及び其の他の甜菜製品
(ヘ) パン塗抹料(Brotaufstrichmittel)、乾燥野菜(Trockengemuse)、食用球根(Speisezwiebeln)及び調味料(Gewürze)
(ト) 鷄卵及び鷄卵製品
(チ) 魚類及び魚類製品

(リ)　生ココア (Rohkakao) 及び菓子類 (Süsswaren)

而して此等の命令は、九月二十五日を以て一齊に施行され、同日以降、此等食料品に對する切符制の實施を見るに至つたこと前述の通りである。

尙ほ食糧其の他農產物の國家管理機構であるが、試みに其の管理機關を列擧すれば、(1)食糧・農業省、ライヒ食糧職分團、(2)邦(縣)食糧廳 (Landes-(Provinzial)-Ernährungsämter)、(3)食糧局 (Ernährungsämter)、(4)中央組合 (Hauptvereinigungen) 及び(5)中央組合下級機關 (Untergliederungen) 等の一聯の機關が系統的に存在するのであるが、就中管理は原則として(4)の中央組合に委任されて居り、而かも前揭九種の被管理品目に應じて夫々(イ)獨逸穀物、飼料經濟中央組合、(ロ)獨逸家畜經濟中央組合、(ハ)獨逸乳脂經濟中央組合、(ニ)獨逸馬鈴薯經濟中央組合、(ホ)獨逸砂糖經濟中央組合、(ヘ)獨逸園藝經濟中央組合、(ト)獨逸鷄卵經濟中央組合、(チ)獨逸魚類經濟中央組合及び、(リ)獨逸菓子類經濟中央組合等が管理を擔當して居るのである。

次に工業製品 (Gewerbliche Erzeugnisse) の消費規正關係法令に就いて概說すれば、其の一般的、原則的增本法令としては、前出一九三九年八月二十七日附「經濟行政命令第一次施行令」と同年十一月十四日附「生活必需工業製品消費規正令」(Verordnung über die Verbrauchsregelung für lebenswichtige Erzeugnisse) とがある。

次に個々の統制工業製品を品目別に概觀するならば、

(イ)　紡織製品＝一九三九年十一月十四日附「紡織製品消費規正令」(Verordnung über die Verbrauchsregelung für Spinnstoffwaren)

(ロ)　石鹼類＝一九三九年九月二十三日附「石鹼製品及スベテノ種類ノ洗濯用資材ノ消費規正ニ關スル命令」(Verordnung über die Verbrauchsregelung für Seifenerzeugnisse und Waschmittel aller Art)

(ハ)　靴類＝之に關しては從來一九三九年八月二十七日附「獨逸國民生活必需品臨時確保令第四次施行令」、同年九月七日附「改正令」並びに同年八月三十一日附「獨逸國民生活必需品臨時確保令第五次施行令」に依つて消費規正が實施されて來たが、是等は何れも一九四〇年三月二十八日附「靴及靴底材料消費規正令」(Verordnung über die Verbrauchsregelung für Schuhe und Sohlenmaterial) の制定を見るに及んで同時に廢止され、爾後同令が之に取つて代ることとなつたのである。

(ニ)　家庭用石炭＝之に就いては前述した所を參照せられたし。

(ホ)　ガス＝一九三九年九月二十日附「ガス供給確保令」(Verordnung zur Sicherstellung der Gasversorgung)

(ヘ)　電力＝一九三九年九月三日附「電力供給確保令」(Verordnung zur Sicherstellung der Elektrizitätsversorgung)

(ト)　發動機用燃料及び油脂

(チ)　車輛用ゴムタイヤ

等がある。

本法令集に於ては、之等の中最も主要なる消費規正關係法令若干に就き、その全文を後揭することゝした次第である。此等個々の品目に關する統制擔當機關、購買權證明書の種別等に關しては一々玆に詳說するを避けるが、之